

平成25年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成25年6月3日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 3日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月 4日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	6月 5日	水		○休 会
4	6月 6日	木		○休 会
5	6月 7日	金		○休 会
6	6月 8日	土		○休 会
7	6月 9日	日		○休 会
8	6月10日	月	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	6月11日	火	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	6月12日	水	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問 ○委員会 （総務産業、社会文教）
11	6月13日	木		○休 会
12	6月14日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月3日上程

報告第 3号	町長の専決処分事項の報告について	6月 3日	承認
議案第34号	坂城町教育委員会委員の任命について	6月 3日	同意
議案第35号	坂城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	6月14日	可決
議案第36号	平成25年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について	6月14日	可決

6月14日上程

議案第37号	町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	6月14日	可決
議案第38号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6月14日	可決
発委第 3号	年金2.5%の削減中止を求める意見書について	6月14日	可決
発委第 4号	日本国憲法96条の改定に反対する意見書について	6月14日	可決
発委第 5号	共通番号（マイナンバー）制度の導入中止を求める意見書について	6月14日	可決

平成25年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月3日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集あいさつ	3
○報告第3号、議案第34号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	9
○議案第35号、議案第36号の上程、提案理由の説明	12

第2日 6月10日(月)

○議事日程	16
○一般質問 西沢 悦子 議員	16
吉川まゆみ 議員	27
山崎 正志 議員	39
窪田 英子 議員	46

第3日 6月11日(火)

○議事日程	58
○一般質問 塚田 正平 議員	58
塩入 弘文 議員	70
塩野入 猛 議員	83
塚田 忠 議員	96

第4日 6月12日(水)

○議事日程	104
○一般質問 大森 茂彦 議員	104
中嶋 登 議員	118
入日 時子 議員	129

第5日 6月14日(金)

○議事日程	144
-------	-----

○陳情採決	144
○議案第35号、議案第36号の質疑、討論、採決	145
○追加議案上程、提案理由の説明	148
○議案第37号、議案第38号、発委第3号～発委第5号の質疑、採決	150
○町長閉会あいさつ	153

平成25年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年6月3日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月3日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 3 4 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 3 5 号 坂城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 8 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 5 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（柳澤君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、9 番 入日時子さん、1 0 番 中嶋登君、1 1 番 塚田忠君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（柳澤君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 1 4 日までの 1 2 日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 6 月 1 4 日までの 1 2 日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は明日4日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前8時30分といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（柳澤君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成25年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、去る5月8日、公益財団法人さかきテクノセンターの主催による平成25年度第1回坂城経営フォーラムが開催されました。

講師には、中国経済分析や日米中関係の研究において日本の第一人者でありますキャノングローバル戦略研究所の瀬口研究主幹をお迎えし、「新たな側面を迎えた日中の経済関係について」というテーマで、今まさに刻々と変化する中国経済の現状と行方について、余り報道されないホットな話をたくさんお話いただきました。

中国の経済動向とGDPの変動や、国別の対中投資の伸びにおいて日本が先進諸国のトップであり、中国とともに発展していく今後の日本の対応についてお示しいただきました。

また、日本企業の中国ビジネスにおける明暗の二極化についてわかりやすく解説され、今後の新規参入の難しさと技術力のある中堅・中小企業の可能性について言及をされました。「これからは東アジアの時代が始まる。中国の発展は日本の発展、日本の発展は中国の発展になる」と締めくくられました。なお、出席した経営者からは意欲的な質疑が寄せられるなど、大変実りの大きいセミナーであったと思います。

さて、安倍政権が誕生して、5カ月が過ぎました。安倍政権が喫緊の課題として位置づけた、デフレ不況脱却に向けた経済対策、いわゆるアベノミクスによる金融政策、財政政策に加えて成長戦略が打ち出され、いよいよ3本の矢が動き出しました。

特に、3本目の矢である成長戦略では、第1弾として、就労制度の見直しを含めた人材の育成、また第2弾として、低迷している設備投資の拡大に向け、減税や規制緩和を大幅に拡充することとしております。アベノミクスの経済対策により日本が強い経済を取り戻し、持続的な成長をすることを強く期待いたします。

さて、世界経済におきましては、アメリカ商務省が発表いたしました1月から3月期のアメリカのGDPは、低迷した昨年10月から12月期より大幅に拡大いたしました。好調な株式市場に支えられ、個人消費も高い伸びを示しております。

また、4月の雇用統計では失業率が3カ月連続で改善しており、アメリカの景気が穏やかに回復するとの期待が高まっております。

しかし、今年3月に発動した歳出の強制削減の影響で、4月から6月期は公的部門が一段と縮小する見通しで、消費や投資にも波及してアメリカ経済活動の全般に影響すると見られ、今後の成長率は再び低迷するおそれがあります。今後のアメリカ経済の動向には、引き続き注視する必要があると考えます。

欧州につきましては、経済危機の渦中にあるスペインやイタリアでは、昨年夏までと比べ落ちつきを取り戻したとはいえ、欧州中央銀行は、「ユーロ圏は景気の下振れリスクが引き続き大きく、需要はさらに弱まるおそれがある」との見方をしております。

また、欧州連合（EU）統計局が先月15日に発表いたしましたユーロ圏17カ国の今年1月から3月期のGDPは、2011年10月から12月期以来、6四半期連続のマイナス成長で、単一通貨ユーロ導入後最長となりました。ユーロ圏の長期低迷が世界経済の回復の足を引っ張ることが懸念されております。

一方、アジア地域は新興国を中心に、堅調な個人消費やインフラ向けの大型投資などを背景に高い経済成長を続けております。

また、国内の状況につきましては、内閣府による5月の月例経済報告によりますと、「景気は穏やかに持ち直している」とし、「先行きについては、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、マインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待されます。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、雇用・所得環境の先行き等にも注意が必要である」としております。

また、日本銀行松本支店の5月発表の長野県の金融経済動向によりますと、総論で「長野県経済は、下げどまりに向けた動きが広がっている」とし、「最終需要の動向をみると、まず、公共投資は低水準ながら、下げどまっている。住宅投資は持ち直している。設備投資は堅調に推移している。個人消費は底がたく推移している。輸出は下げどまりに向けた動きが広がっている。以上のような最終需要のもとで、生産は下げどまりに向けた動きが広がっている。このほか、雇用・所得では、改善の動きに停滞感が見られる」としております。

また、この4月に実施いたしました町内企業の経済動向の調査結果では、生産量は3カ月前と比較して増加と回答した企業は4社と前回調査と同数で、減少と回答した企業は9社から4社に減っております。先行きについては変わらないと見込む企業が全体の3分の2で、減少すると見込んでいる企業はなく、既存取引先からの受注回復や新規取引先の開拓などによる増加を見込んでいる事業所や海外の景気回復や円安などの経済要因による増加を見込む事業所が増えている傾向にあります。

売り上げにおきましても、3カ月前と比較して増加と回答した企業が1社増え、減少と回答

した企業は9社から3社に減っております。先行きにつきましても減少すると見込む企業はなく、生産量と同様の理由により売り上げの増加を見込む事業所が増えております。

雇用では、増加した事業所が減少した事業所を上回り、来春の雇用については、多くの事業所が減員分の補充及び増員を予定しており、改善の動きが見られます。

それでは、平成25年度の主な事業の状況について申し上げます。

今年度、「モノづくり」から「コトづくり」への展開を支援することを目的に意欲ある中小企業者等が実施する地域課題にチャレンジするための新製品開発に要する経費の一部を助成する、坂城町コトづくりイノベーション補助金事業に取り組んでおります。4月16日から募集を開始し、先月31日に応募受付を終了いたしました。申請は3件ありました。今月中に審査会を行い、交付決定を行う予定であります。

この事業が契機となり、町内企業のさまざまな技術や知識を生かした、新たな価値創造、新製品開発や企業間の異業種交流が進むことを期待しております。

坂城スマートタウン構想事業につきましては、一つ目として、スマート工業団地の構築を目的として、テクノさかき工業団地内企業、また信州大学、また坂城町が連携して、企業における電気の見える化に取り組んでおります。

今年度は、製造ラインごとの工程の流れや生産計画の把握を行う中で、生産能力を落とさずに電力コストを削減していくことを目指し、将来的には一括受電や会社間融通を含めた、電気の効率的利用法を検討してまいります。

二つ目に、今年度、県のグリーンニューディール基金事業の採択を受けまして、役場庁舎に木質バイオマスボイラーを設置いたします。

バイオマスエネルギーは、太陽光利用と並び有望な再生可能エネルギーであると位置づけられており、役場全体のCO₂排出量の削減も期待される上、エネルギー利用の多様化や地域の未利用資源の有効活用という観点において非常に有益であると考えております。

県より補助金の内示をいただきましたので、設置工事に関する補正予算案を今議会に上程いたしました。できるだけ早い時期に設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

さて、今年で8回目を迎えますばら祭りが、薔薇人の会の皆様方を中心とする実行委員の皆さんにより、この1日から16日までの16日間の日程で開催されております。

今年は、恒例となりました、坂城小学校5年生の皆さんによる勇壮かつ元気いっぱいな和太鼓の演奏、愛好者の皆さんによるハーモニカ、オカリナの演奏、坂城高校と屋代南高校合同吹奏楽の演奏が次々と披露され、ばら祭りを盛り上げていただきました。

4月の雪や霜の影響で若干開花が遅くはなりましたが、今年も多くの皆さんにお越しいただけるものと期待しております。昨日6月2日の日曜日でしたけれども、開会2日目ですが、1日で2,800名の方においでになっていただいております。

また、169系車両の坂城駅での静態保存につきましては、先月25日に搬入、設置が行われ、あわせて記念イベントを開催いたしました。当日は、多くの町民の皆さん、鉄道ファンの方々にご来場いただき、また、上五明長持ち会、北日名神楽保存会による神楽等の披露、しな鉄グッズの販売なども行い、大変盛況なイベントとなりました。

今後の車両の利活用につきましては、利活用検討委員会において検討を重ねつつ、ファンクラブの設立や活用方法についての提案等を広く募集し、169系車両の利活用と坂城駅前及び中心市街地の活性化につなげてまいりたいと考えております。

新しい南条小学校の建設に向けましては、学校建設に実績のある設計業者7社を選定し、5月8日に現場説明会、今週6日にはプロポーザルヒアリング、審査会を開催し、企画・提案能力のある最も適した設計業務委託者を決定する予定となっております。

今年度、基本設計と実施設計を行い、平成26年度と27年度に建設工事を行う計画で進めてまいりたいと考えております。

また、就学相談委員会につきましては、今年度から新たに町に教育コーディネーターを配置し、運営を開始したところであります。

1回目の就学相談委員会を先月23日に開催し、今年度の事業計画、就学相談体制の確認などを行いました。町単独での配置により就学相談をスムーズに行うとともに、子供たちの就学についてきめ細かに支援をしてまいります。

町の伝統文化の継承の取り組みといたしまして、町内11の神楽について映像としての記録・保存を行う事業を進めております。この春祭りに合わせまして6団体の収録を行いました。残る5団体につきましては、秋祭りなどに合わせて収録を行う予定であります。各地区の神楽の奉納の様子を映像記録として保存し、伝統文化の持つ豊かな心を未来に伝えてまいりたいと思います。本事業につきましては、上田ケーブルビジョンのご協力を得て、映像記録を続けております。

町文化協会では、本年度設立30周年を迎えます。

先般、町文化協会の中嶋会長さんから、これまでのさまざまな文化・芸術活動の集大成として、誰もがいつでも気軽に口ずさめる「町民の歌」、あるいは「さかきの歌」の制作に取り組みたいとの大変ありがたいお話をいただきました。

町もこの事業に協力し、町民の皆さんに愛され、さまざまな催しにおいて歌われる歌ができることを期待しております。

さて、松くい虫の防除につきましては、総合的な松くい虫防除対策の一環として、昨年度、空中散布を再開いたしました。今年度も松くい虫防除対策会議を開催し、空中散布を決定いたしました。今月18日に自在山風致地区及び葛尾山風致地区の2カ所25haの空中散布を予定しております。散布に際しましては、長野県防除実施基準に基づき、安全性に十分考慮して

実施してまいりますので、町民の皆様方のご理解をお願いいたします。

なお、今後は、松くい虫の被害が甚大な地区において、被害木を伐倒した箇所にアカマツを植樹するなど、松くい虫に逆襲すべく、新たな取り組みにも挑戦してまいりたいと考えております。

さて、続きまして買い物弱者と言われている方の対策といたしまして、平成24年5月から休止をしておりました、セブンイレブンあんしんお届け便が再開されることになり、先週から巡回をする区の区長さんと調整を行っております。

準備が整い次第、運行を開始するとお聞きしております。現在運行中の、イトーヨーカドーあんしんお届け便とあわせて、今後も高齢等により買い物に困っている方の支援策として応援してまいりたいと考えております。

また、鉄の展示館で4月26日から6月16日まで開催しております、人間国宝宮入行平生誕100周年記念近代日本彫刻の巨匠「平櫛田中展」につきましては、町内外から大勢の皆さんにご来場をいただいております。

今週、8日土曜日には、平櫛田中さんと深いつながりがありました、文化功労者の橋本堅太郎さんによる、「平櫛田中と芸大時代の思い出」と題して、記念講演会を計画しております。大勢の皆さんのお越しをお待ちしております。

次に、福祉施策について申し上げます。

町では、医療費増加の大きな要因となっております生活習慣病の予防・改善を図るため、国民健康保険の特定健康診査について受診率の向上に取り組んでおります。

今年度におきましても、受診率65%を目標に、さまざまな機会を通じて受診率の向上に取り組んでまいります。その一環として、循環バスや公用車のボディーにステッカーを張るなど、PRにも努めております。

医療費の増加が大きく影響する国民健康保険税であります。昨年度の一般被保険者の医療費は前年度比およそ1%増加し、約10億2,500万円の見込みであります。

今後も、医療費の増加が見込まれる中、国民健康保険事業の運営は非常に厳しい状況が続くことが予想されますが、先月31日に開催されました、国民健康保険運営協議会におきまして、今年度の税率を据え置くこととさせていただきました。

引き続き、特定健康診査など疾病予防に力を入れながら、医療費の抑制、国保事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

また、在宅で生活される寝たきりの高齢者の方や重度障害者等で外出が困難な方への理容・美容サービスとして、自宅までの出張料金相当額を支援する、訪問理美容サービス事業を今年度からスタートいたしました。9店の理容店、8店の美容室に指定事業所として登録いただき、現在、サービスの利用を希望する方の受け付けをしております。準備が整い次第サービスを開

始いたします。

また、地域包括支援センター業務につきましては、介護保険にかかわる申請窓口と相談窓口の一本化を図るため、地域包括支援センター機能を役場庁舎の福祉健康課内に移転し、本日より業務を行っております。

広報6月号でもお知らせをいたしましたが、関係機関を初め、利用者の皆さんへ周知を図るとともに、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

第5期坂城町介護保険事業計画では、地域密着型介護老人福祉施設、定員20人1カ所を、平成26年度に整備することとしております。この計画に基づき、町内の社会福祉法人が平成26年4月オープンを目指す施設の建設並びに開設準備にかかわる経費の予算案を、本議会にお願いするところであります。

この施設は、町内にお住まいの方が入所できる介護老人福祉施設であり、今後、ますます増加していく要介護者を地域で支えていく、地域密着型サービスの充実につながるものと期待しております。

さて、坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmにつきましては、4月12日の区長会において、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所より、事業の必要性や整備の効果等、事業の状況について説明をいただきました。6月中には地元区長さんへの説明会、来月をめぐりに地元区民の皆さんへの説明会を実施するとともに、地元対策協議会の設立に向け、長野国道事務所と地元との調整を進めてまいります。

また、住宅リフォーム補助制度につきましては、先月9日から募集を行い、5月31日現在、22件の申し込みがあり、補助金申請金額は約200万円となっております。

この補助事業により、町内小規模事業者の受注の拡大及び町内の経済の活性化につながるものと考えております。

公共下水道事業につきましては、町内のおおむね7割の整備が完了し、現在、上平及び入横尾地区を中心に整備を行っております。

これらの地区は、来年度にはおおむね整備が完了いたしますので、引き続き整備区域の拡大のため、金井・新地・鼠地区の認可の追加作業を行っております。

なお、追加区域の認可申請に伴い、坂城都市計画下水道事業の事業計画の変更を行うための坂城町都市計画審議会の開催を来月に予定しております。

家庭系可燃ごみの減量化につきましては、町民の皆様のご協力をいただき感謝申し上げます。平成22年度のごみ処理の有料化導入の効果もあり、減少した可燃ごみもこのところ増加傾向となり、平成24年度のごみの排出量は前年比で約8t、0.3%の増加となりました。

そこで今年度は、ごみの減量化を進めていくため、町内27区を対象に説明会を開催いたし

ます。

また、事業系のごみにつきましても、排出量の多い事業所には担当者が直接訪問し、ごみの分別、リサイクルの徹底をお願いしてまいります。

ごみの減量化により、ごみ処理経費の削減、葛尾組合焼却施設の延命化を図ることはもとより、循環型社会の形成、二酸化炭素削減による地球温暖化の防止など、環境保護にもつなげてまいりたいと考えております。

さて、各区や公民館、各種団体等の催し物の際に貸し出しをするAEDを、この4月に総務課に設置いたしました。

貸出料は無料でございますので、各区、各公民館でご利用いただきたいと思っております。

以上、25年度の主な事業の状況について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、人事案件が1件、条例の制定が1件、一般会計補正予算の計4件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（柳澤君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度坂城町一般会計予算及び平成24年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社及び公益財団法人さかきテクノセンターに係る平成25年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれ、お手元に配付のとおりであります。

次に、陳情について申し上げます。本日までの受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（柳澤君） 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第6「議案第34号 坂城町教育委員会委員の任命について」までの2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では報告並びに議案、続けてご説明申し上げます。

報告第3号 専決第11号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年2月16日から4月21日まで開催しておりました、第8回坂城古雛まつりに出品するために借用しておりましたびょうぶ、所有者、千曲市の小宮山俊一様ですが、につきまして、撤収作業中に誤ってちょうつがい部分を破損してしまったという事故でございます。相手方へ賠償を行うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決をいたしましたものでございます。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

次に、議案第34号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、6月30日をもって、宮崎義也委員の任期が満了となりますが、引き続き、識見が高く経験豊富で地域の信望も厚い同氏を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は平成25年7月1日より平成29年6月30日までの4年間でございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時30分～再開 午前10時40分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号 「和解及び損害賠償額の決定について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

10番（中嶋君） 先ほどお話あったように、古雛まつりも大分にぎやかになってきてますね、町内外からも大勢の皆様が来ていただいて、私も必ずや見にいってございまして、特に、あれですか、最近は余計すばらしいなど。双子ではないんですけれども、すばらしい古雛が載ったなんていうことで、信濃毎日新聞で報道されて、そんなこともあつたりしていろいろにぎやかになってきております。

それで、遠山さんが一生懸命やってくれているというお話は聞いておるんですが、その今の、やはり大事なものでありますから、これは人間のやることでございますから、例えば国宝を借りてきたっていったって、場合によっちゃあ、あれですか、言葉がちょっといけません、落としてしまったとか、そんなようなことはあるのは、これはある意味いたし方ないことなのかと。それに対してはきちっとですね、やはり補償をするということで、今回、坂城町もそういうことに、運が悪くですね、遭遇してしまったわけでございますが、その辺はきちっとやられたということに対して、私は敬意を表するわけでございますが、ただ、今後ですね、

また一生懸命やってくれる町民の皆様がいる中でですね、また来年、再来年と、私は続けてやっていたきたいと思うわけでございますが、そのときにですね、またそのようなことがあったら大変なことであると。

私がちょっと心配だったのは、私もちょっと保険の関係なんかをやっておりましたもので、少しは見えている部分があると思うんですが、今回に限って、保険とかそういうことはきちっと、言うなれば保険に入っておったのか、そういうようなことをちょっとお尋ねを申し上げたいと。今後のことも考えて、私、そう思っています。

私は、長野県下の中でも坂城町のその古雛は、有名になってきておりますので、余計、これは盛り上げていく、その裏づけをきちっとやっておかなければ私はいけないと思っておるわけでございますが、今回、保険に入っていたのかどうか、それからもし入っていればそれでいいんですが、今後もきちっと、そういうことは町としても考えていかなければいけないと、こんなふうに思いますので、その辺のところをお尋ね申し上げます。以上であります。

産業振興課長（塚田君） ご質問にお答えいたします。

鉄の展示館等の展示の際には、必ず、大事なものをお借りいたしますので、その際には必ず保険に入っております。今回もその保険を適用させていただいて賠償責任のほうをさせていただきました。以上です。

10番（中嶋君） 大変よかったですと思います。とにかくちょっとその辺を私も心配しておったので、これで一安心いたしました。あれですか、余計そういう部分をきちっとやって、町側、対処しているということで安心いたしましたので、また今度ますますですね、古雛まつりがにぎやかになって、また坂城の町へ観光客が大勢来るような、そんな方向づけをとっていただけたら準備はできておるなと思いました。敬意を表します。以上であります。

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（柳澤君） ここで、教育長の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午前10時46分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎日程第6「議案第34号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（柳澤君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時48分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

ここで、宮崎義也君から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長（宮崎君） 私の挨拶のために貴重な時間をいただきまして、感謝申し上げます。また、ただいまは、教育委員任命に当たりまして、皆様のご同意を賜り、ありがとうございました。

昨年の3月に、最初に皆様のご同意をいただいてですね、今日まで多くの皆様のご支援を賜りながらですね、教育長の職責を全うしてまいりました。

皆様もご案内のとおりですね、教育を取り巻く環境につきましては、私が就任した1年前と今では予想もつかないほど、大きく変わってまいりました。特に、教員の非違行為、いじめ、体罰、教育制度のあり方等まで震撼しているような状況でございます。さらに、高齢化が進む中で、生涯学習の重要性も一層高まっております。南条小学校の建設事業につきましても、この6日にプロポーザルを行いまして、そこで設計業者が決まるということで、いよいよ事業が本格的に動き出してまいります。

7月から再びこれらの教育課題に対しまして、精いっぱい頑張ってまいりたいというふうにご考えておりますので、議員の皆様を初め、ここにご参会の皆様のご支援をよろしく願いいたします。また、町民の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございませんけれども、挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（柳澤君） 日程第7「議案第35号 坂城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」から日程第8「議案第36号 平成25年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」までの2件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会議務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第35号並びに議案第36号、続けてご説明申し上げます。

まず議案第35号「坂城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ及び急速な蔓延のおそれのある新感染症の対策を強化するため、本年4月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、当町におきましても、私、町長を本部長とする対策本部を設置するための条例を制定いたすものでございます。

なお、町の具体的な対応につきましては、今後策定される国・県の行動計画に沿って、町においても行動計画を策定してまいります。

あわせて、当町に新型インフルエンザ等の緊急事態が発生した場合、ほかの自治体等から派

遣された方への手当を支給するため、坂城町一般職の給与に関する条例の一部を改正いたすものでございます。

次に、議案第36号「平成25年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,859万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億1,829万1千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、バイオマスボイラー設置や介護基盤整備などにかかわる県支出金1億4,032万円、次に財政調整基金からの繰入金1,797万1千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

歳出の主な内容につきましては、役場庁舎へのバイオマスボイラー設置工事費4,880万円、職員派遣に伴う社会福祉協議会補助金870万円、介護保険施設建設、開設にかかわる補助金9,200万円、地域が行う有害獣侵入防止柵設置にかかわる原材料費630万円をそれぞれ増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日4日から6月9日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、明日4日から6月9日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月10日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時54分）

6月10日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳澤 澄 君	8番議員	山崎 正志 君
2 〃	塚田 正平 君	9 〃	入日 時子 君
3 〃	吉川 まゆみ 君	10 〃	中嶋 登 君
4 〃	窪田 英子 君	11 〃	塚田 忠 君
5 〃	塩入 弘文 君	12 〃	池田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大森 茂彦 君
7 〃	西沢 悦子 君	14 〃	宮島 祐夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮下 和久 君
教 育 長	宮崎 義也 君
会 計 管 理 者	春日 英次 君
総 務 課 長	田中 一夫 君
企 画 政 策 課 長	荒川 正朋 君
まちづくり推進室長	中村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天田 民男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋 敬一 君
産 業 振 興 課 長	塚田 陽一 君
建 設 課 長	青木 知之 君
教 育 文 化 課 長	柳澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮下 和久 君
総 務 課 長 補 佐	大井 裕 君
総 務 係 長	臼井 洋一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹内 祐一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎 金一 君
議 会 書 記	小宮山 和美 君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 坂城町の農業についてほか | 西沢 悦子 議員 |
| (2) ごみの減量化についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (3) 南条小学校建設についてほか | 山崎 正志 議員 |
| (4) 子宮頸ガンの実態はほか | 窪田 英子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、開議に入る前に、本日から12日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 質問者はお手元に配付したとおり、11名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 坂城町の農業についてです。

イとして、坂城町農業の問題点はについて。

先月、4月21日は、地元北日名区の春祭りでした。当日はまさかの雪で路面の雪をよけながら、神社に向かい今年の五穀豊穡を祈願いたしましたが、翌22日は前日の寒気がさらに強まり、実を結んだばかりの桃、アンズ、花がほころびかけたリンゴ、野菜苗などに凍霜害による被害を受けてしまいました。この被害状況について県農政部は、県内45市町村で35億6,200万円余と発表しました。当町の詳しい状況は経過を見てとのことですが、何とか持ち直してほしいと思います。

農業は、生命維持産業と言われ、人が生きていくために欠かせない基本的な部分を担ってい

ますが、その農業を継続させていくことが、こんなにも難しくなるとは思いませんでした。農業の抱える問題はそのままその町、自治体が抱える事情につながります。急激に進む少子高齢化は、農業の担い手が育ってくれるまで待ってられません。

先日もこんな話を聞きました。ジャガイモの芽が出たらすぐにイノシシに掘り起こされ、きれいに食べられた、もう来年はつくらない。来年、つくらない、つくってくれないと農業は持続できないのです。丹精込めたブドウ園や何年も手をかけて育てたリンゴ園を経営する農家の方が、いつまでつくれるかなと話しているのを聞くと、このままではいられないと思います。農業従事者の高齢化、後継者不足、収益低下、気候変動による品質低下、遊休荒廃農地の増加、鳥獣被害など、農業の抱えるさまざまな問題の中で、特に坂城町において農業を守るためにどの問題から具体的に取り組むかお尋ねします。

次に口として、人・農地プランについてです。

地域農業マスタープラン、略して人・農地プランと呼ぶそうですが、農地集積による規模拡大や若者の新規就農の促進に向け、平成24年度より実施の新しい施策と認識しております。当町の平成25年度当初予算に地域農業マスタープラン作成事業49万円が計上されています。人・農地プラン作成のための事業と思いますが、この事業概要について当初予算資料には、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増大など、農業・農村が脆弱化傾向にある中で、従来から進めている認定農業者や集落営農組織等の育成、確保、農地の利用集積をさらに推進し、地域の実情を勘案したプランの作成を推進すると説明されています。

平成24年度に南条・坂城地区の農地利用図が作成され、今年度は村上・中之条地区が予定されています。また、今年3月の農業委員会だよりに人・農地プランを策定しますという記事が掲載されています。農業委員会では、このプラン策定に向けて耕作放棄地調査を実施し、また農地の貸し借りをスムーズに進めるための農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り、利用権設定について説明しています。

現在進めている農業振興の制度を利用しながら、地域の実情に適したプランを策定するということでしょうか。国の農業政策に一貫性がなく、内容は大きく変わらない補助事業が新しいメニューとして次々打ち出されてくる。本当は効果的な事業をじっくり継続して取り組まなくては効果は見えません。坂城町において、この人・農地プランが農業振興の決め手となるか、5年後、10年後、20年後まで農業生産活動を持続させるために、次の4点について質問します。

最初に、平成24年度に作成された農地利用図の概要、またその中からどんなことが予想されるでしょうか。

次に、アンケート調査について、その内容と結果について説明をお願いします。農業委員会、農協、農業改良普及センターなどとの連携はどうなっているでしょうか。また、農業支援セン

ターはどのようにかかわってくるのでしょうか。

プラン策定と事業実施の時期を具体的にどのように考えているのでしょうか。以上について質問いたします。

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。それでは私のほうから、ご質問のありました坂城町の農業についてお答えします。特に、今、お話にありました、今年に入りましてからは、季節外れの雪ですとか、天候が非常に不順な状態でありました。今、お話ありました凍霜被害ですとか、さらにはイノシシの被害などお話がありました。私からは、イの坂城町の農業の問題点はについてお話いたしまして、後ほど、口につきましては、担当課長のほうからご説明するというふうにしたいと思っております。

さて、地域農業が置かれている状況につきましては、農業従事者の方の高齢化や後継者不足による担い手の不足、農産物の価格低迷、遊休荒廃地の増加など、あるいは鳥獣被害の拡大など、農業を取り巻く環境はますます厳しさを増やしております。全国的な課題となっているのは今もお話がありましたし、ご存じのとおりであります。

また、今年4月には、長野県内で季節外れの雪害による低温・凍霜害被害が発生しており、当町におきましてもリンゴを中心に約2,700万円程度の被害額が予想されており、自然環境にも影響を受けやすい産業であります。

しかしながら、農業は経済活動としての農産物生産のみならず、その生産活動を通じた農地の保全や景観形成など、多面的機能を維持するという役割も担っております。その観点からも重要な産業であるというふう認識をしております。

そうしたことから、町では、農業が抱えるこれらの課題を解消すべく、農業委員会、JA、農業改良普及センター等農業関係機関で組織いたしました町農業支援センターの活動として、農業・農村の振興を図ることを目的とした事業に取り組んでおります。農繁期における際の営農の支援、組織づくりとして実施しているアグリサポート事業や、集落営農支援、地域農業を支える仕組みづくりとしての農産物直売施設整備、そして農地を有害獣から守るべく、電柵などの予防施設設置に対する補助事業にも取り組んでおります。

また、今議会に補正予算をお願いしておりますが、県の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、上平地区におきまして、有害獣の侵入防止柵の設置を行う予定であります。

昨年度には、坂城地区、南条地区において、人・農地プランを策定いたしました。この人・農地プランは、地域の中心となる経営体、個人に対し、新規就農者に対しては、青年就農給付金、これは年額150万円の支給が、また担い手に農地が集積しやすくなるよう、農地を貸し出す方には農地集積協力金の支給が、また認定農業者にはスーパーL資金の金利負担軽減措置が受けられることとなり、担い手不足の解消や遊休荒廃地対策事業につながる事業でもありま

す。

また、次世代へ持続可能なブドウ産地の維持、発展を目的としましたワイナリー形成事業に、昨年度から着手し担い手2名を確保する中で、40aの試験圃場においてワインブドウの試験栽培を始めました。さらに、地元産の巨峰を使ったヌーボー、スパークリングワインの委託醸造を行い、多くの皆様から好評をいただきました。今年も巨峰ヌーボーを2千本、スパークリングワインを千本の販売を予定しております。

また、ワイン特区の申請も行ってまいります。将来的な醸造用ブドウの産地化やワイナリー設置を含めた6次産業化等の広がりが期待できる事業であると考えているところでもございます。

農業が抱える問題は、それぞれが関連しあっているものであり、どの問題から取り組むのが正しいのかは一概には決められないものと考えます。また、TPPにかかわる交渉が7月から始まると言われております。TPPが農業に及ぼす影響もはっきりとしない状況でもありますので、町といたしましては、現状をしっかりと把握する中で農業支援センターの活動を通じて持続可能な農業経営体の育成、支援を基本に据えて取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 坂城町の農業についての口、人・農地プランについてお答えいたします。

平成24年度から始まった、人・農地プランについては、地域の中心となる経営体、これは個人、法人、集落営農等でございますが、この確保や地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取り組みを支援することにより、持続可能な農業を推進していくものであります。

プランの策定に当たっては、農業支援センターを中心として地域ごとに推進組織を設置し、懇談会を実施する中でプランを策定しております。当町では地域を4地区、坂城、南条、中之条、村上に分け、24年度に坂城、南条の2地区を策定し、25年度には中之条、村上の2地区を策定する予定であります。

人・農地プランの策定に当たっては、最初に町の農業の現状を把握するため、地域農業の将来についてアンケートを実施いたしました。アンケート調査は稲作を行っている農家、畑作を行っている農家、合わせて2,100戸に配布いたしまして、回収率は約5割の約1千戸でございました。

調査内容は、現在の農業経営について、今後の農業経営について、現在の農業従事者について、今後の農業従事者についてであり、調査結果の主なものといたしましては、一つとして、後継者がいない農家が約7割、現在耕作している農地について5年後、5年から10年後はどうなっているかという設問に対しては、今の状態のまま耕作を行っているという方が、約半数の53%、一部、あるいは全ての農地が不作付地、もしくは農地を貸し付け、売却していると

答えた方が約4割の41%、今度、地域の農地を活用するにはどのような方法がよいかという設問では、青年就農者などの地域の中心となる経営体の集積など、新たな担い手が必要と考える方が約7割という結果でございました。

人・農地プランの策定に当たっては、このアンケート結果を参考としながら地域において、人・農地プランの必要性を理解していただき、プランに認定農業者や新規就農者を地域の中心となる経営体と位置づけ、その経営体の経営農地を航空写真に公図を落とした農地利用図に記載する中で、今後の担い手農業者の農地集積の方向性等の検討を、地域の懇談会で行ったところでございます。

また、先ほど、町長からも申し上げましたとおり、人・農地プランに位置づけられることにより、新規就農対策として、青年就農給付金や農地の集積に伴い農地集積協力金などの支援を受けることが可能となります。プランを策定したことにより、坂城町では平成24年度においては、新規就農者3名に青年就農給付金を交付したところであります。また、担い手の農地の集積についても、農業支援センターの会員がそれぞれ相談にのるなど、推進を図っております。

平成25年度には、先ほど申し上げましたように、農閑期に中之条、村上で懇談会を開催し、策定に向けて進めてまいります。既に策定されました南条・坂城地区の人・農地プランにつきましても、新規就農者等を追加するなど、随時見直しをする中でよりよい計画に修正してまいります。推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

7番（西沢さん） それでは、2回目の質問をいたします。

イの坂城町農業の問題点とはということについてですが、取り組むべき問題は本当に全てにわたっていると思います。ただいまご答弁からも、いろいろ連携してやっていかなければならないという内容でございますが、その中で、農業支援センターの活動を中心というご答弁でした。この農業支援センターというのが私もよく理解をしていなかったんですが、この組織、あるいはその活動状況について、今までの実績などをお尋ねしたいと思います。

それから、農業振興にいろいろな事業をやっているんですが、実際に全体の農家にどのように届いているかという、その内容がですね、ですから、この間もちょっと聞いたんですが、うちのリンゴ園、霜に遭っちゃったんだけれども、町は知っているかなあというような話があったんですね。ですから、町も十分その被害を調査していますよということのアピールがやっぱり足りなかったのかなというふうに感じました。その辺について、お尋ねいたします。

産業振興課長（塚田君） 初めに、農業支援センターの活動状況ということでございますが、センターの活動といたしましては、先ほどもお話のありましたワイナリー形成事業の推進、あるいはねずみ大根の生産振興、そのほかアグリサポート事業もそうですが、横坑を利用したホワイトアスパラガスの栽培、キノコの原木の栽培等の推進、そういうものもでございます。

また、遊休農地の解消対策及び担い手育成対策の推進ということもでございます。ファミリー

農園利用増進、こういうこともやっております。また、農地相談会の開催、これは農業委員会と一緒にやっておりますが、また、そのほかにも農産物直売所及び関係団体の育成等にも携わっております。

また、活動グループ等の支援ということで、味ロジやねずみ大根振興協議会、女性ネットワークさかき、お〜い原木会、明日の農業を考える会等々のグループの活動の支援を行っております。

また、環境に優しい農業の推進ということで、農薬削減栽培等の推進、そういうものにも行っておりますし、農業用廃プラスチック等の回収事業についても支援をしております。また、水田農業推進ということで、水田の有効利用の推進、こういうことにも携わっております。そういうようなことがございますが、いろんな各種方面で、農業支援センターとして活動を行っているところでございます。

また、凍霜害の被害についてでございますが、町としても農協と一緒にになりまして、現場を確認しております。全て農協任せということではございません。町の職員も一緒になって、被害農地等を確認をしまっております。以上です。

7番（西沢さん） ただいま農業支援センターの活動の状況について、いろいろご説明をいただきました。一つ、組織の内容についてもちょっとお尋ねをいただきましたかったんですが、いろいろな面で活動をしておられます。ですが、農業の本当の根本的な問題というところになかなか手がいかないのではないかというふうにも感じています。

農業の抱えている問題は、育てていって、10年後、20年後という話ではなくて、もう今日、明日、すぐにでも何か手を打っていかねばならないという状況にあることは確かだと思います。その辺で、何か坂城町は農業振興のためにもう一つ、これは全体にかかわることで何か、取り上げることはできないか。それと、農業支援センターの活動について、もっともっと町の人たちに知っていただく、アピールする、そういう機会があってもいいのではないかというふうに感じました。これについてご答弁をお願いします。

産業振興課長（塚田君） 農業に対する問題についてすぐ手を打つにはどうしたらよいかと、または、そういうことが必要ではないかということでございます。確かに、そういう場面も当然出てまいります。特に、凍霜害被害、そういうような災害に対する対応については、これはすぐに対応していかなければならないと考えております。

しかしながら、一番の問題である少子高齢化による農業を行っている方の、従事者のこれから、高齢化とまた減少という問題についてはやはり長期的に見ていかなければならない問題だというふうに思います。ですので、すぐに手を打つべき問題、あるいは長期的に対応していかなきゃいけない問題、これをはっきりと見きわめながら進めていくべきだと考えております。

また、活動のアピールについてでございます。今まで、以前は、農業委員会は農業委員会、

農協は農協、あるいは農業改良普及センターはそれぞれの仕事を行ったわけですが、それを連携をさせて一緒にやることで、やはり統一的な活動になるということで、農業支援センターは設立されております。そのためにも、それぞれが連携し合わなければ、この農業問題については解決のほうにはなかなか向かないのではないかというふうに思いますので、確かに、言われるとおり、農業支援センターのPR、まだまだ足りないのかもしれませんが、今後とも、そのような活動について、農業支援センターとしてどんどんアピールをしていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

7番（西沢さん） それでは、口、人・農地プランについて2回目の質問を行います。

農地利用図の概要についてという部分ですが、農地利用図のお話をお聞きしますと、本当に大変な内容かなというふうに感じました。この中で農業委員会でも多分調査をされていると思うんですが、遊休荒廃農地は全体のどのくらいであるかということをお数字をお持ちでしたらお答えいただきたいと思います。

それから、アンケート調査についてですが、私、このアンケート調査というのは、各地域に担い手が見つからない場合に、担い手を捜すためのアンケート調査というふうに理解をしていたんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

それで、7割が後継者がいない、あるいは5年ないし10年後は、今のまま農業を続けていくというのが53%、農地を貸し付けたり、売却したりするだろうと思っている人が41%、中でも担い手が必要というのが7割にも上るということは、やはり一番は担い手を育てなければならぬという部分に集約されてくると思います。その辺について、新規で今年3名が新規就農する若者がいたというようなお話でしたが、もう一段、担い手を探すというか、育てるというか、そういう部分についてお考えはありますでしょうか。

それと、農業支援センターについて、先ほどもご答弁いただきました。農業委員会、農協とのいろいろな、全ての機関との連携という、この一番大事なのが連携という部分なんです、坂城町の農業関係の団体全てがここに入っているというふうに認識しております。ということであれば、ここがとにかく機能すれば、いろいろな団体やそのいろいろな会議を持たなくても、ここ一つで農業を動かしていけるのではないかというふうに感じました。やはり、この農業支援センターの機能が一番だというふうに思っていますが、もう一度、この農業支援センターのこれからの取り組み方についてご答弁をお願いします。

それから、プラン策定と事業実施の時期ということなんですが、事業実施の時期を具体的にいつごろというふうに考えておいでになるかお尋ねいたします。

産業振興課長（塚田君） 農地利用図についてでございますが、こちらについて、作成してみても感じたことは、既に担い手の認定農業者として行っているベテランの農業者の方々のご自分の農地を色塗りしているわけですが、やはり考えて農地を作付しているというふうに感じ

ました。できるだけ集積をする、それと収穫の時期をずらすために、低い、標高の低いところからだんだん高いところへというような形で、ちゃんと農地を区分して作付をしている。これがやはり農家の方の知恵だというふうに感じました。やはり、これからの、特に果樹農家につきましては、そのような方法が、今度の若手の農業者に対しても、そういうアドバイスができるなというふうに感じております。そういう利用図を初めてつくってみまして、そういうようなまず、第一の印象を持ちました。

また、農業委員会では毎年遊休荒廃農地の調査をしております。やはり山手の農地からだんだんと荒廃していくというのが姿にあらわれてまいっております。どのくらいの割合かということですが、ちょっとそこら辺、数字が出ておりません。こちらについては、それぞれの荒廃農地の一覧表はつくってはございますが、その面積的なものの割合、そういうものがまだ出ておりませんので、そちらについてはまた調べていきたいというふうに感じます。

また、担い手を探すということがございます。実際、去年は3名の方が担い手として新規就農されました。また、今も現在も、特に坂城地区においては2名の方が新規就農をしたいということで活動を行っております。また、違う地域につきましても、そういう相談が出てきております。こちらについては農業委員さん初め、その農業支援センターの皆さんにもおつなぎをいたしまして、いろいろアドバイスをしてもらったり、指示、指導を行っていただいているというような状況でもございます。

また、そのまま5年、10年後もそのまま今までどおり農地を経営していくという方々がいらっしゃいます。また、41%の方が、もう売ってしまう、あるいは貸してしまうというふうにもおっしゃっている方がいらっしゃいます。やはり農地につきましては、やはり人に貸すということがなかなか今までの中で、土地を取られてしまうのではないとか、そういうような心配をされている方で、また農地については、固定資産税もそれほどないということで、そのまま自分の名前、人には貸さないでそのまま荒らしてしまったほうが安心だというような考え方をされる方もいらっしゃいますが、やはりそれではどんどんと荒れてしまうと。農地としても使えなくなってしまうということがございます。

農業支援センターとして、やはりそういう面についてもっとPRをして、農地を有効に使いましよう、そのことによって有害鳥獣も防除できる、あるいは、そういう何というんですか、虫の被害とかそういうものにも対処できるというようなことをどんどんとアピールしていきたいというふうに考えます。

あと、センターの機能が機能すれば、もっといいものができるのではないかと考えてございます。そのとおりだと思います。やはりもうちょっと、議員さんをご指摘するというのであれば、やはりまだ足りないのかなというふうに感じますので、そちらのほう、農業支援センターの会議の中でもどんどんと、そういう農業の活動、推進するための活動、そういうもの

に今後も努力をしていきたいというふうに思います。

また、プランの事業実施の時期はということですが、プランは既に南条・坂城地区においては策定いたしました。もう既に動いているということで、それで、その一つとして青年就農給付金が新規就農者の方に支給がされたということでもあります。既に、坂城・南条地区においては、策定されているということで、もう事業は実施され始めているということでもありますので、よろしくご理解お願いいたしたいと思います。

7番（西沢さん） 今のご答弁で、もうプランが実施されているということでした。新規就農を目指す若者が2名いると、それから農地の集積、あるいは有効利用が一番大切であるという、そういうアンケートや調査から導き出された問題ですので、やはりこの部分を大事にしながら、このプランの事業実施を進めていただきたいというふうに思います。

政府の成長戦略、数値目標によりますと、10年後の40代以下の若い農業従事者を20万人から40万人に倍増させるとありました。どんなプランを実行すれば、これが達成できるのでしょうか。坂城町の農業生産額、ちょっと古い平成18年の数字ですが、リンゴ、ブドウで9億3千万円、米1億9千万円、花、バラとかトルコキキョウですが、1億4千万円あります。この農業を何としても守らなければと思いました。

では、2番目の不妊治療について質問いたします。

イとして、町独自の助成制度をです。

この問題につきましては、平成23年12月議会で質問をいたしました。今回で2回目です。また、今年3月の定例会でも同僚議員が同様の質問をされております。この2回の質問に対しましては、近隣自治体の状況を見ながら検討したい、助成制度の導入を前向きに検討したいとの答弁でした。

不妊治療は、精神的な負担も大きく、実施医療機関が限られていたり、保険診療が受けられないなど、経済的にも大きな負担となっています。支援の拡充は、治療のハードルを下げが一番の方法だと思います。この町に住んで、子供を産みたい、育てたいと願い、不妊治療を希望する人に一歩踏み出せるよう、助成制度をぜひ検討してほしいと思います。

現在、坂城町に住んでいて受けられる助成は、県が実施している特定不妊治療のみで、その内容は、体外受精及び顕微授精を受けた場合で、1回の治療つき15万円まで、1年目は3回、2年目以降は年2回を限度とし、通算5年間で10回まで助成をするものです。また、助成金を受ける場合は、県が指定した医療機関に限るとしてはいますが、その医療機関は県内10カ所、県外では所在する都道府県で指定を受けている医療機関が対象です。医療機関については、県内だけではなく、県外の医療機関にも多くの方が通院をしていると聞いています。近隣の多くの自治体で独自の制度導入が進んでいます。不妊治療に町独自の助成制度を早期に導入していただきたいと思います。お答えください。

次に、口として、町の相談窓口をです。

不妊の相談については、長野県不妊専門センターで専門家が担当しています。このセンターは松本市にあって、電話、メールの相談も受け付けています。たしかに専門的な相談ですから、簡単に受けられないことはわかりますが、不妊相談は医学的な部分だけではなく、経済的な問題、家族間の問題、仕事の問題など、抱えている悩みは一人一人みんな違ってきます。町でも相談を支援する場面があるのではないのでしょうか。医療機関とは別に近くにおいて、見守りながら数年間にわたる相談支援が必要です。窓口の設置についてお尋ねいたします。

以上で2番目の質問といたします。

福祉健康課長（天田君） 不妊治療につきまして、順次お答えをいたします。

まず、この町独自の助成制度をについてでございますが、不妊治療に悩むご夫妻は10組に一組と言われております。不妊症の原因になりやすい病気の増加や晩婚化などにより、不妊症の方は増加しております。

不妊治療につきましては、まだ未知の部分も多く、全ての方が治療により妊娠できるというわけではございませんが、不妊症の研究は年々確実に進んでおります。新しい治療法も次々に開発されているところでございます。不妊治療は、期間が非常に長く及ぶことが多く、また、治療内容によっては健康保険の適用外となります。このため、治療費が高額となり経済的負担も大きくなります。

不妊治療の助成制度といたしましては、長野県で実施しております不妊に悩む方への特別治療支援事業がございます。治療の内容は、議員さんからもありましたように、体外受精と顕微鏡を使って受精を行う顕微授精で、助成の費用は1回の治療につき15万円までで、通算5年間で10回まで助成するというもので、町では、保健センターにおきまして県の助成制度につきまして、情報提供をしているところでございます。

県の助成制度に該当しない治療や検査、薬剤の費用につきまして、助成制度を導入している市町村も増えてきておまして、県下では59市町村が導入しているとお聞きしております。

不妊治療の助成に関しましては、一昨年12月議会と今年の3月議会でもご質問をいただき、3月議会では県下自治体の状態を見る中で、今後前向きに検討してまいりたいとご答弁を申し上げました。また、保健センターに不妊治療の相談に訪れる方の多くが、治療費の助成に関する内容であることを考慮いたしまして、当町におきましても助成事業を導入してまいりたいと考えております。

助成の内容についての詳細は、これから詰めてまいりますが、なるべく早い時期に開始できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、口の相談窓口をについてでございますが、不妊に関する県の専門的な相談窓口といたしましては、お話にありましたように、松本にあります長野県不妊専門相談センターにおいて、

産婦人科医師及び助産師であります不妊専門コーディネーターが相談に応じております。

町におきましては、町の健康に関する全般的な相談の窓口として保健センターがあります。健康指導の専門職員として3人の保健師が相談に応じております。不妊治療は長期にわたることが多いので、より身近なところで気軽に相談できる窓口が必要と考えます。不妊に関する相談につきましても、保健師が応じておりますので、まずは身近である保健センターにご相談いただきたいと思います。

不妊に悩んでいる方が適切な指導や治療が受けられるよう、町といたしましても、さまざまな悩みや問題について支援、ご相談に応じてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。

町独自の助成制度をという部分でございますが、もともと特定不妊治療への公的な助成制度は、保険が適用されず、治療費が1回30万から40万円と高額なため、少子化対策の一環で2004年に国が助成制度を創設しました。厚生労働省によりますと、体外受精による出産は、2010年度に全体の約3%弱、年々この割合は上昇していると報告しています。結婚をして子供を産み、家族をつくることを選ぶのも個人の自由です。ですが、家族をつくりたいと望んで治療を希望する人には、特定不妊治療以外の自己負担分についても助成をできないでしょうか。

今、ご答弁で、制度導入について検討を始めているということですが、この制度導入はいつごろからか、また、その内容について今後検討課題ということですが、ぜひこの内容につきましては、特定不妊治療以外の部分でも自己負担分について助成ができる、そういう内容をぜひ考えていただきたいと思います。これについてご答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（天田君） 再質問をいただきました。時期につきましてでございますけれども、今後、いろいろな内容を詰めさせていただいて検討していくということで、まだ時期についてははっきりと申し上げる段階ではございません。具体的な条件とか、また助成対象の内容とか、また助成の額、期間等々、これから検討をしてみなければいけないのかなと思うところがございますので、何分ご理解をいただきたいと思います。

7番（西沢さん） 早期に導入ということで検討をしていくというご答弁でした。県内59市町村が実施しているということですので、できればこれからじっくり検討ではなくて、早い段階で実施をするようなお考えで進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に、口として町に相談窓口をということです。

先月、政府は女性手帳を若い女性に配布し、妊娠、出産の知識を広め、将来設計に役立ててもらおうつもりで検討を始めました。ですが、この内容に相次ぐ非難が集中して、ひとまず配布を断念したという報道がありました。

その中で、私は、妊娠適齢期があるということ、そのことについては、妊娠可能な女性ばかりではなく、家族や将来自分の家族をつくりたいと思っている人全員に理解をしてほしいというふうに思います。ですが、またさらに政府は妊娠適齢期があることや、年齢によって出産へのリスクが高まる、高くなることから、厚労省が公的助成の年齢制限の検討を始めたというニュースがございました。

このように、不妊の治療については、いろいろな考え方もありますし、リスクも本当に数多くあるわけです。このような治療を希望している人には、治療を始めてからいつまで続けたらいいか、また次のステージに進むべきか、本当に悩むことは多いと思います。近くで、最初から相談に乗ってもらえたら、心強いのではないのでしょうか。今まで、保健センターへ相談に来た人には保健師が答えているというご答弁でした。相談に来るのを待っているのではなくて、保健センターで担当者を決めて、月に一度、相談があるなしにかかわらず、この日には不妊治療についての相談においでくださいというようなメッセージを出してほしいと思います。この助成制度導入にあわせて、町に相談窓口を設置してほしいと思いますが、再度、ご答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（天田君） 専門の相談窓口をというご質問でございます。やはり、不妊の原因が特定できないという場合が非常に多いと言われております。心身ともに、非常に不安定な状況でお過ごしになられるということで、やはり身近なところ、特に町でいいですと保健センターできめ細かな相談に応じていくべきだと考えているところでございます。

ただ、ご存じのとおり、保健師であります所長を中心に現在もその相談事業、進めておるところでございますので、そちらのほうを十分活用していただけるような体制で整えてまいりたいと思っております。

申しわけございません。相談日の関係でございますけれども、こちらのほうはまた検討する中で、必要であれば設けてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 相談日については検討していただくということでございます。ぜひ、町の保健センターで相談を受けていますよというメッセージを出してほしいというふうに思います。

妊娠、出産については、当事者だけでなく地域社会全体で理解を深めて子供を産み、育てたいと望む若いカップルを応援していきたいというふうに考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時18分～再開 午前 9時28分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

3番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

いたします。

1. ごみの減量化について

先日、さかきふれあい大学専門講座に参加してまいりました。内容は「ごみの減量化に向けて」と題して、まず焼却施設の現状を学び、その後、坂城町ごみ減量化推進委員さんによる段ボール箱でつくれる生ごみ堆肥のつくり方を実際に教えていただきました。その中でびっくりしたことは、前の日に入れた生ごみが1日たつと堆肥に変身していることでした。分別の違いなども詳しく説明があり、改めて一人一人が少しずつくを出すことでごみが資源になるのだと感じ、大変にためになりました。当日、講座の定員は16名でしたが、参加は10名前後でもっと多くの方に受けていただけたらとちょっぴり残念に思いました。

捨てない、焼かない、リサイクルを合い言葉に、講習会を開いてくださる推進委員さんの姿からは、坂城の町からごみを減らそうとの必死の思いが感じられ、私自身、反省をし、ごみについて考えるいいチャンスをいただきました。

さて、時を同じくして、6月は環境月間です。6月の「広報さかき」にもありましたが、6月5日を世界環境デーと国連が定めたのは、日本が提案して決まったことでした。国は循環型社会の計画案で第3次循環基本計画の目標として、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせたごみの最終処分量を2000年の5,600万tから7割減の1,700万t以下を目標に、2020年までに取り組むことを決めました。

ちなみに、2010年度は6割まで削減ができ、あと1割、10%の削減です。環境のために一人一人が意識を持ち、取り組む必要があります。また、焼却施設葛尾組合は建設されてより34年が経過します。当初は1日80tの処理能力でしたが、現在は60t前後になり、老朽化に伴う補修工事も毎年行っていると伺いました。新焼却施設の稼働は平成30年、あと少なくとも5年はもたせなくてはなりません。現焼却施設の維持のためにも、今、町民全員が意識を持ってごみの減量に取り組まなければならないと考えます。

そこで、イとして、ごみ処理の状況について、4点お尋ねいたします。

一つとして、可燃ごみの処理状況と施設の補修状況は。

二つ目として、家庭系ごみ排出量の過去5年間の推移と1人当たりの排出量は。

三つ目として資源ごみの状況は。

そして四つ目として、ごみ袋が店頭販売になって大変便利ですが、過去5年間の販売量の推移についてお聞かせください。

続いて、ロとして、減量化への対策についてお尋ねいたします。

町長の招集挨拶にもありましたが、平成24年度のごみの排出量が前年度対比約8t、0.3%も増えてしまいました。この現状を踏まえて、町としてごみ減量化に向けた具体的な施策と考えをお聞かせください。以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） では、私からはごみ減量化の中の減量化の対策はという点についてお答え申し上げます。まず、ごみ減量化施策等の全般についてお答えいたします。

大量生産、あるいは大量消費型の社会というのは、物質的な豊かさを私たちにもたらしめたけれども、その結果、ごみの排出量の増大やダイオキシン類等の有害物質による環境汚染や二酸化炭素による温暖化など、地球環境問題など解決しなければならない課題を拡大させました。ごみ減量化の対策につきましては、容器包装リサイクル法の施行に伴い、紙、プラスチック容器の分別収集にかかわる地元説明会を平成13年度に実施いたしました。各地区の方々には、ごみステーションでの分別にご協力いただき感謝を申し上げます。

また、家庭系可燃ごみの排出の状況につきましては、ごみ有料化により平成22年度は前年比マイナス170tの2,601tとなりましたが、その後微増の傾向となっており、また資源物の排出量は減少しているという状況でございます。

ごみの排出量が増加することにより、排出されたごみを焼却する葛尾組合の施設にも負荷が生じてまいります。また、長野広域連合で計画されております新施設の町の負担金におきましても、ごみの排出量に応じ負担をするということになることから、ごみの減量化、資源化の推進をしていかなければならないと考えております。

ごみの排出量の状況と平成13年度の説明会から時間も経過しているということから、先ほど申し上げましたごみの排出量の状況、葛尾組合の焼却施設の状況などとあわせて、改めて分別の徹底について地区別の懇談会を開催してまいります。

また、事業系のごみにつきましても、多量排出事業所等につきましては、直接訪問をし、ごみの分別、リサイクルについてお願いをしてまいります。

ごみ減量化の方法は、各家庭の状況に応じ異なります。家庭系のごみを処理するごみ減量化容器等設置補助金や、生ごみ堆肥化の講習会を実施するなど、ごみ減量化に向けた幾つかの方法を紹介し、各家庭の状況に合わせたごみ減量化の方法を考えていただくとともに、ごみ減量の目標を設定いただければと考えております。

また、ごみ指定袋の販売につきましては、職員からの提案事業、チャレンジSAKAKIの事業としても町民の皆さんの利便性向上や町内商店等の支援を目的に実施し、コンビニエンスストア、スーパーなどの小売店で平成23年12月から販売が始まりました。平成24年度におきましては、小売店における販売も定着し、利便性の向上が図られたものと考えております。

町といたしましても、地区別懇談会や広報を通じ、ごみ減量化に向けて、分別方法、補助金制度などのPRに努めてまいります。町民の皆様方一人一人のご理解、ご協力をいただき、ごみの減量化を推進してまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、担当課長から答弁いたします。以上でございます。

住民環境課長（金子君） ごみの処理状況について、順次お答えいたします。

初めに、可燃ごみの処理状況と施設補修状況についてでございますが、葛尾組合の焼却施設の処理能力は、本来1日24時間運転で80tの焼却ができるものでありますが、老朽化に伴い、平成22年度は処理能力が1日平均54tにまで低下いたしました。平成23年度に約1億5千万円をかけまして補修工事を行いました。これによりまして、1日平均60tまで処理ができるようになりました。しかしながら、1日約10tが焼却しきれず、滞貨していくことから休日にも焼却をしている状況であります。

焼却施設の補修状況でございますが、現施設は昭和54年に竣工し、平成12年から13年にかけては、ダイオキシン類対策の大規模改修工事が行われました。この工事から10年余りが経過したことから、施設の老朽化が進行し、毎年の補修工事費も増加しております。

主な工事内容は、焼却炉及び排ガス設備等の工事で、平成24年度は約1億8千万円の決算見込みであります。また、ご案内のとおり、長野広域連合による新施設の稼働計画が延伸されましたが、これによりさらに施設の延命化と安定的な運転を行うため、平成25年度は約2億4千万円が予算計上されております。

次に、坂城町の家庭ごみ排出量の過去5年間の推移と1人当たり排出量でございますが、年度別の排出量と1人当たりの排出量を順次申し上げます。平成20年度は2,834tで、1人当たり年間174kg、平成21年度、2,771tで、171kg、ごみ処理有料化となった平成22年度は約2,001tで、前年比94%、170tの減少となり、1人当たりでは162kgでありました。

その後、平成23年度は2,615tで165kg、平成24年度は2,623tで165kgと、わずかずつではありますが、増加傾向を示しております。平成20年度から比較すると減少している状況ではありますが、ごみ減量化目標を達成していない状況であります。

続きまして、坂城町の瓶、缶、紙類等の資源物の状況は、平成20年度693t、平成21年度611t、平成22年度605t、平成23年度536t、平成24年度507tと、年々減少傾向にあり、特に紙類が減少をしております。

また、ごみ指定袋の販売量の状況でございますが、可燃大、中、不燃の合計で年度別に申し上げます。平成20年度約55万2千枚、平成21年度約57万9千枚、平成22年度は有料化の導入に伴い、指定袋が変更になったことから、約35万8千枚と販売枚数は減りましたが、旧指定袋に張るシールについては約42万2千枚が販売されました。平成23年度は新指定袋と旧指定袋用のシール販売枚数を加算しますと約55万枚、平成24年度は約49万6千枚と減少しております。

続きまして、口の減量化への対策はについてお答えいたします。

ごみ及び資源の排出量の状況や、平成13年度に行われた分別収集にかかわる地元説明会から時間も経過している状況を踏まえ、対策を講じてまいります。先ほど、家庭系ごみ排出量に

ついて申し上げましたが、平成22年度のごみ処理の有料化導入に伴い、前年比約170t、6%と減少した可燃ごみは年々微増傾向にあり、平成24年度末では約22tが増加しております。一方資源物は年々減少しております。このことから、さらに分別を徹底し、ごみの排出量を減少させ、資源化を図ることを目的に各地区において、ごみ減量化・資源化懇談会を計画し、先日6月2日に金井区において開催をいたしました。年内を目標に27全区に訪問し、懇談会を実施してまいります。

開催に当たっては、各区の区長さんを初め、各区から推薦をいただいた環境衛生員の皆さんや、ごみ減量化推進員の皆さんのご協力をいただき進めてまいりたいと考えております。懇談会の中で、ごみ減量化推進員の皆さんには、可燃ごみの約20%を占めている生ごみについて具体的に段ボール箱による堆肥化の実践をしていただき、普及に努めてまいります。

また、そのほかの方法として、水切りをすることによっても減量化につながることから、あわせて啓発をしてまいります。燃やすごみを減らすことにより、ごみ処理経費の削減、葛尾組合焼却施設の延命化を図ることはもとより、二酸化炭素削減による地球温暖化の防止など、環境保護にもつなげてまいりたいと思います。

申しわけございません。先ほど、ごみの排出量の中で、22年度2,001tと申し上げましたが、2,601tでありますので、訂正をお願いいたします。

3番（吉川さん） 2回目の質問を行います。

ただいま、町長から、また担当課長より詳しい説明をいただきました。まず、気にとめなければいけないことは、可燃ごみの搬入日数よりも焼却日数が断トツに多いということです。これは、町民の皆様ご存じかどうか、私もびっくりしたんでありますが、本当に劣化が進んでいる中で、80tできたものが22年度には54tまで落ちてしまったということで、これをあと5年もたせることは本当に大変なことだなと感じております。

今も話の中にありましたが、今年度が2億4千万、施設の延命化のために補修工事を行うというお話がありましたが、その工事の内容について1点お聞かせください。

2点目としまして、過去5年間の検証の中で、千曲市と比較しますと、坂城町は20%も1人当たりの可燃ごみの排出量が多く出ております。これが21年度からずっと続いているわけなんです、これについて、町当局はどう検証されてきたのか。

そしてもう一つ、資源ごみですが、先ほども話がありましており、分別を行うことによって、普通でしたら紙類が増えていいはずですけども、5年前よりも4割も減ってきているということで、この点についての検証の状況をお聞かせいただきたいと思います。以上で2回目の質問を終わります。

住民環境課長（金子君） 最初に、葛尾組合の補修工事の内容について申し上げます。

まず、葛尾組合の施設は焼却炉が二つございます。これにかかわるそれぞれの機械部分の補

修工事、それから1号、2号共通する部分の機械設備、この3点にまづなります。

それからもう一つは、焼却炉の内部の中の耐火物、耐火れんが等、そういったものの補修工事、それぞれございます。まず、金額的に申し上げます。機械関係につきましても1億6,800万円でございます。それから焼却炉の補修工事には5,239万5千円でございます。その他のクレーンがございしますが、このクレーンの補修工事ということで360万円、あと、その他、汚水噴射配管補修工事ということで、1,100万円ほど計上がされております。主な内容は以上ということでございます。

続きまして、坂城町の1人当たりの可燃ごみの年間排出量はということでございますが、これにつきましては、千曲市と比較した場合、平均で30kg、率で約20%多い状況でございます。考えられる理由といたしましては、千曲市では家庭から排出される剪定した枝をシルバー人材センターへ委託をしまして、チップ化の処理を行っております。これは平成24年度の実績で250tほどということでございます。それから休日の資源物回収を地区により月2回、または毎週実施していることが挙げられます。

また、当町、葛尾組合が町内にあるということから、直接搬入の部分につきましても、千曲市と比較した場合多い状況にございます。これらが主なものではないかと考えております。

それから資源物のうち、紙類が減少している状況でございますが、5年前の平成20年度の排出量は409tでありましたが、年々減少し、平成24年度は252tということで、157tの減少となっております。資源物の紙類が減少している中で、葛尾組合に排出されるごみの種類ごとの割合、いわゆる組成分析の結果では、紙類の排出割合は増加しております。このような状況から紙類が可燃物として出されている可能性が高いものと考えられます。以上です。

3番（吉川さん） ただいま、焼却施設の具体的な内容を聞かせていただきました。今のお話の中で、2億4千万という、いまだかつてない金額であります。この25年度にこの補修を行いますと、26年度は基本的な整備だけで済むというふうに理解してよろしいでしょうか、その点、お願いいたします。

住民環境課長（金子君） 葛尾組合では、まずこの補修工事につきまして、年次計画を立てる中で実施をしております。その中で、先ほども申し上げましたとおり、当初、長野広域連合の新施設、当初26年ということでありまして、そのときから平成30年に延伸がされたということで、この実施計画、整備計画が見直しをされております。その中で申し上げますと、現段階の予定の中では、平成26年度は2億3千万円を見込んでおります。以降、30年に向けて必要最低限で最大限の効果を出すような工事をしていくこととなります。したがって、年々減少傾向となっていきます。

3番（吉川さん） 来年も2億3千万ということで、高額な修繕が見込まれていることを理解い

たしました。それにつけても、炉が傷まないように、町民全員でかかわっていかなきゃいけないと思います。先ほどお話がありました、平成15年から本格的な分別収集が始まって、皆さん、プラなんかも朝立ちをしております。これも廃止していただきたいなんて話がありますが、もう本当に今のお話を聞きますと、町民全員でかかわっていかなければ、ごみは分別はしっかりできないなということを感じます。

22年から家庭可燃ごみ、不燃物ごみの処理費用の一部を住民が負担するとしまして、ごみの減量化、再資源化に力を入れてまいりました。これは町民からすると、袋が10枚で400円になったということで、値段が上がった事実として町民は受けとめたわけですけれども、人間の心理からいうと、当初は高くなったと感じたと思います。しかし、今、必要に迫られれば、買い足すといったぐあいになるのが心理ではないかと思えます。

そして、今もお話がありました、23年から町民の利便性を考えていただいて、ごみ袋がスーパーでも自由に入るようになりました。私も多くの方から、これ頼まれまして、ぜひそうしてもらいたいと言われてまして、当初は本当に助かったと喜んでおりましたが、今も24年度の販売枚数は49万ということで減っております。しかし、小売店の枚数は25万枚、その中にあります。これは、全てそれがつながっているとは言い切れないんですけれども、私の中では、この便利になったことが、少しはごみの増量化につながっているんじゃないかと考えるんですが、その点、町当局のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

住民環境課長（金子君） 指定袋の販売でございますが、販売状況につきましては、先ほど申し上げましたが、ごみ処理有料化導入前の平成21年度の指定袋販売枚数は約57万9千枚で、平成24年度は約49万6千枚と減少しております。可燃ごみの排出量は有料化後、わずかずつではありますが、増加傾向にあります。指定袋の販売枚数は減少していることから、販売枚数とごみ量の排出量が一致するものではないというふうには考えているところでございます。

また、コンビニエンスストア、スーパーなどの小売店の販売枚数は増加しておりますが、その分、町、社会福祉協議会等の公的施設での販売枚数は減少しているという状況で、総体的にはそれほど増加傾向にはないというふうに考えております。

3番（吉川さん） 全部が全部、袋の販売のせいだとは思いませんが、人間の心理というのは、多少はそういう部分があるのではないかと思います。10年たった分別収集のなれもあるかと思えますが、その先ほども紙類がごみの中に多く入ってしまっているという、そういう状況をしっかりとまた検証していく必要があると思えます。

さて、ロのごみの減量化対策ですが、今年27区、全地域でごみ減量化の出前講座を行っていただくということですが、実際には、お聞きしましたところ、22年から講座は実施していたと伺いました。

その内容は、22年は11カ所、また23年は5カ所、24年は5カ所ということで、減量

化の推進員さんとお話しましたところ、実際に声をかけてもなかなか予定がつかなくてできないことのほうが多かったということで、昨年、一昨年は本当に5カ所ということで、少なかったわけです。しかし、特に金井区なんですけれども、先ほど、今年も始めたというお話がありました。ここでは22年からですかね、実施をしております、もう延べ61名も参加をしているということで、毎年引き継いでやり続けているんですね。これは、本当に全区がこのような取り組みを今年に限らず続けていくことは、減量につながるんじゃないかと考えます。

1点、今回、町全体でやるからには、町民の意識改革をするためにも、各区の参加の啓発にしっかりと力を入れてほしいと考えますが、その点について具体的な考えがありましたら、お聞かせください。

住民環境課長（金子君） 地区懇談会の参加への啓発でございますが、開催日につきましては、各区のご都合を伺い、区民宛てのチラシ、有線放送による地区別放送の活用など、区と協議を行いながらより多くの方にご参加いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） 今、チラシを配布していただいて、全戸に徹底をするというお話がありました。ごみ減量化推進員さんは皆さん、ボランティアで尽力してくださっております。大事なことは、各区長さんを初め、各区の環境衛生委員さん、また衛生組合長さんに今の炉の現状等を知っていただき、またごみの現状を知っていただいて、緊急性を持って、その当日の参加に力を入れていただけるかどうかだと考えます。そのためにも行政として、町としてもしっかりコミュニケーションをとっていただいて、丁寧に1カ所、1カ所開催をしていただきたいと思えます。その中で、金井区のように大勢の方が参加できるように尽力していただきたいと思えます。

さて、お隣の千曲市の状況なんですけれども、22年のごみの有料化の時点で、ごみを多く出す人との公平性を保つ施策として、世帯人員数により年間使えるごみ袋の枚数を限定いたしました。例えば、ひとり暮らしの方は7枚のチケットが配付されまして、チケット1枚につき、10枚のごみ袋が買えます。年間70枚ということです。また、上田市では、一袋当たり10kgまで、また1回に二袋まで限度として出すように決まっております。このように、どこでもごみの出し方にリスクをかけて、減量化につなげてきておりますが、当町でもこのような取り組みの導入で減量化につなげられたらと考えますが、その点、考えをお聞かせいただきたいと思えます。

住民環境課長（金子君） 千曲市のごみ指定袋の販売方法の導入はどうかということでございますが、ごみの減量化につきましては、各自治体において研究、検討などを行い、独自の方法で実践しているところでもございます。お話の千曲市の指定袋の取り扱いにつきましても、またその一つの方法であるものと考えております。

坂城町におきましても、一層のごみの減量化を推進する上でも他の自治体の方策で参考にな

るものがあれば取り入れていきたいと考えておりますが、本年度につきましては、ごみ減量化対策として地区懇談会を開催し、一層の減量化、資源化の啓発を重点目標として進めてまいりたいと考えております。以上です。

3番（吉川さん） 今、課長からは、独自の方法をそれぞれの自治体で取り入れて、ごみ減量化につなげているということで、今回の千曲市のやり方は参考にさせていただいて、これからやっていく中で導入を考えるとというふうに理解しましたが、その点でよろしいでしょうか。

それで、本当に千曲市でも立ち上げにはかなり年数がかかりまして、またシステムをつくるにも人員がたくさんかかったそうです。毎年、チケットを配付するということは、コスト的にもかかると思いますが、それが炉を維持するために必要であれば必要ではないかなと考えております。

先日、須坂市でこのほど、7月から生ごみ出しませんというね、書かれたごみ袋を希望する市民に無料で配付するというね、ごみ減量化の取り組みを決めました。須坂市でも老朽化が進んでいる清掃センターの負担を減らすために、今回、生ごみの自家処理を広げるのが狙いで、この取り組みを開始するそうです。このようにどの自治体もさまざま、知恵を出し合って取り組んでおります。今回、広報を見させていただいたんですが、めくりましたら、1ページ目にごみの減量化が出ておりました。もっと、アピールしてもいいなって私自身は感じました。

それで最後にもう1点、出前講座を27区開催してまいります。この出前講座に、例えば働いている人なんかは出られないとかということがあると思うんですが、この参加されない方へのごみ減量への徹底はどのように町は取り組んでいくか、最後にお聞きしたいと思います。

住民環境課長（金子君） 参加できなかった方々に対しましては、今回の懇談会の目的や内容などを、また懇談会の中で話し合われた分別の注意点やごみ減量化の有効な方策、提案などを広報、ホームページ等に掲載をいたしまして、PRに努め減量化につなげてまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） 今も広報、またホームページでしっかりとPRをしていくというお話でしたが、いずれにしても、関心のある方はしっかりとやっていきます。しかし、仕事の忙しさに広報も見ないという方もいますので、各区にしっかりお任せして、また力を入れていただきたいと思います。

地球温暖化が1年増しに進んでおります。新たな焼却施設になってもごみの量で負担金が決まってしまう。この今回のごみの減量化の懇談会の実施が、大きく各区で効果を生むことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2. 防災対策について

イ. 災害時のための姉妹提携は

県は先月3月31日、糸魚川静岡構造線などの地震による被害想定箇所、新たに南海ト

ラフ巨大地震の被害想定も盛り込むとした項目を示しました。被害の想定もかなりのものです。昨年3月、私は災害に強いまちづくりについて一般質問を行いました。この姉妹提携についてもその中で伺いました。答弁は、町では単独で応援協定は結んでいないが、ばら制定都市会議で災害時応援協定の締結の提言があり、ホームページ代理掲載についても提携内容として提案をしていくとのことでした。ホームページ代理掲載とは、遠隔地の自治体と提携し、被災した際にかわりにホームページの代理掲載など、情報発信をしていただくものです。そこで、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

ロとして、地域安心・安全メールの導入について伺います。

町防災計画の中に、第23節、災害広報活動があります。住民への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行うと記されております。そこで、当町での防災、防犯情報の伝達方法はどのようにされているのか、お尋ねいたします。これで1回目の質問を終わります。

住民環境課長（金子君） 申しわけございません。先ほどの千曲市のごみの指定袋の販売方法の件でございますけれども、すぐに導入ということにはならないと思います。したがって、今後、十分な検討をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（柳澤君） ただいまの住民環境課長の答弁は、先ほどの答弁の訂正でありました。そのためにこれを許可しました。

町長（山村君） 私からはですね、防災対策についての地域の安全、あるいは安心の連絡方法ということでございます。

一昨年になりますか、小学校のPTAの会がありまして、そこで、インフルエンザで休校になったり、緊急連絡するときに電話をかけても家にほとんどおられないことが多いんで、通じないということがありました。それで何とかならないかということも考えました。そんなことを含めまして、ちょっとお答えしたいと思っております。

地域の安心・安全メールの導入ということでございます。現在、町内への緊急時の情報伝達方法というのは、有線放送による屋外放送及び屋内、宅内に放送を行っております。また、既に、町の消防団への連絡につきましては、オクレンジャーという一斉同報のメールシステムをやっております。

一昨年、今、申し上げましたように、緊急連絡を子供たち、あるいは保護者の方に連絡する方法を電話ではとても無理だというふうな話がありましたので、消防団でも使っています一斉配信のオクレンジャーという一斉配信メールシステムを使いまして、連絡網の体制を、緊急連絡網の体制をつくりました。

一方、町内の皆様への情報伝達手段としましては、平成6年度から使用しております坂城町有線放送電話につきましては、機器の老朽化が著しいということで、前にもお話し上げましたけれども、平成27年度をめどに、新たな情報伝達手段を構築するというところで検討を進めて

おります。

今後、地域の皆様方や有識者によります検討会を立ち上げて、方向性を模索していく予定ですが、この中で、ご提案いただきますような緊急時の新しい連絡方法というのも検討していきたいと思っております。

私は、システムをつくれればいいというものではなくて、システムをつくってもそこに登録される方が少なかったり、せんだっての、数日前の報道にもありましたけれども、システムをつくっても実際にお使いにならないということではだめだと思っております。安心・安全、なおかつ使いやすいシステムというのを、これから検討を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

住民環境課長（金子君） 私からは、イの災害時のための姉妹提携はについてお答えします。

昨年3月の議会でもいただいたご質問には、平成23年5月に広島県福山市で開催された第20回ばら制定都市会議において、ばら制定都市会議における災害時相互応援協定案が提案され、アンケート調査などを実施、協定について検討される旨の答弁をいたしております。

その後でございますが、昨年5月に開催された第21回ばら制定都市会議では、加盟都市の意向などを踏まえ、加盟都市が一律の協定を結ぶということは各都市の体制づくりや実際の支援活動など、運営開始に至るまで多少時間を要するものであり、現段階では協定締結という形ではなく、災害発生時には各都市が相互に支援し合う、応援態勢をとることが確認されました。これにより、万が一災害が発生しましたら、福山市を取りまとめ市として、災害された加盟都市に対し、でき得る支援を行っていくということが確認され、姉妹都市の提携ではありませんが、全国22都市で相互に支援し合っていくということになりました。以上です。

3番（吉川さん） 今、課長から答弁いただきました。2回目の質問を行います。

イの姉妹提携ですが、今も話がありましたが、飯山市では昨年2月に山梨県の山梨市と災害時の情報発信に関する相互応援協定を締結いたしました。この同市は、平成19年に大規模災害時の応援協定を結んでありました。そして、今回山梨の市長よりホームページの掲載における応援協定の提案があつて締結をしたそうです。

今の課長の答弁では、全国22都市が福山市を中心として、お互いに応援協定を組むということで、情報発信における相互応援協定もその中で組んだというふうに捉えてよろしいでしょうか。お願いします。

住民環境課長（金子君） お答えします。

具体的などころまでは、決定はされておられませんけれども、一応そういうことも含める中で、できる限りの支援をし合うということで確認がされているところでございますので、今後またさらにその辺をまた具体的に詰めてまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） それでは、具体的に進めていただいて、ことが起きる前にしっかりと環境の

整備を整えていただきたいと思います。そして、先ほど、町長のほうから平成27年をめどに新たな情報手段を町として開発するというお話がありました。今の現状は、私も思うんですけども、町内にいる場合はいいと思うんですね。しかし、おばあちゃんだけうちにて、家族がみんな町外に出払っているという場合もございます。町の責務は自然災害等から町民の命と財産を守ることにあります。そういう意味でも、今の有線放送だけでなく、しっかりとしたシステムを構築していただきたいと思います。

先ほどもお話あったんですけども、県内の先進地の取り組みといたしまして、伊那市とか辰野町では、あなたの身の安全を守る火災、防災、防犯情報の発信中というタイトルで地域安心・安全メールの配信を行っております。これは、設定された自治体のアドレスに空メールを送るか、またプリントに、こういうプリントがあるんですけども、これは一般用であります。学校用もあります。学校用の場合は、クラスごととか、学年ごとに色分けされております。こういう形で、本当にこの中で、まず必ず配信されるのが、火災、防災、防犯ですね。選択できる情報というのが、地域の情報、また市からのお知らせ、それから保育園や学校からの情報、またイベント情報、これは自分で選択をして送ってもらうようにできるという形になっております。

今は、80歳になっても携帯電話を使う時代になっております。少しお金はかかるかもしれませんが、このシステムの導入をぜひ前向きに調査していただきたいと思います。

ほかにも、ほかの市町村でもこういう形をとっているところはあると思いますが、具体的に今、この伊那市、辰野町の例を挙げたんですけども、再度、町長にこの導入について見解をお聞かせいただきたいと思います。

町長（山村君） 平成27年度を目途にして、町の新たな情報通信システムをつくるというお話を申し上げましたけれども、緊急時の連絡方法、今、議員のおっしゃったようなやり方で、緊急メールで一斉に使うというのは、研究しますけれども、できれば、切り離して早目にやってもいいかなというふうに思っております。

先ほど申し上げた、小中学校のご父兄、保護者の皆さんに緊急連絡をするというのは非常に、ほとんどの方、賛同を得てメールのアドレスをいただいて実施しております。ご協力いただけるような、本当に使っていただける中身の中です、今使っている、オクレンジャーというシステムなんです、それが同じシステムで人数が、例えば1世帯1アドレスぐらい、5千円ぐらいになりますけれども、それが共用可能になればそのシステムでいいし、別のシステムをやると新たな初期投資が必要になりますけれども、その辺についての研究を早目にさせていただいて、できれば今後の、27年度目途の新しいシステムに組み込めるのか、あるいは切り離していくのか、その辺のところを十分検討しながら、早目に検討していきたいというふうに思っております。以上です。

3番（吉川さん） 今、町長から本当に期待のできる答弁をいただきました。先ほどもオクレンジャーの話がありましたが、震災のときに、やはり保育園ですね、保育園ではこのオクレンジャーが使ってなかったので、お母さんが、やはり働いているお母さんがいつまでも子供を迎えに来なかったという現状があったそうでございます。そういう意味でも、ぜひ、この導入ですね、一日も早くお願いしたいと思います。

そして、この伊那市でのシステムも、かなりの金額がかかったそうです。しかし、辰野町なんですけど、システムの構築にはかなりかかりますが、年間の維持費ですけれども、これは約40万ぐらいで済むそうでございます。伊那市でも、生徒の数以上の1.何倍の利用がされているということで、これからは、そういう意味でも、今回のばら祭りなんかもそうなんですけど、ホームページを開くと情報がわかります。しかし、今のように、こういうイベント情報なども、その中に発信をしていくことで、町と町民がつながっていく、またいろんなイベントに大勢の方に参加していただけるということもあると思いますので、ぜひ、導入をお願いしたいと思います。

本当に、6月、環境月間ということで、今回質問させていただきましたが、町民全体でこの問題をしっかりとこれから取り組んで、町が本当にきれいな町になるように心がけてまいりたいと思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時20分～再開 午前10時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に8番 山崎正志君の質問を許します。

8番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1として、南条小学校建設について質問いたします。

イとして、プロポーザルによる学校建設についてであります。

まず、昨年開催された、建設検討委員会に引き続き、今年度、新たなメンバーを加え発足した建設委員会において提言内容の要点はどのようなものだったかお伺いいたします。

続きまして、先週6月6日に行われたプロポーザルヒヤリングにおいて、建設委員全員で審査を行いました。食育・学校給食センター建設や湯さん館リニューアルのときとの違いをどのように捉えているのかお伺いいたします。

また、プロポーザル審査会が当初の予定より1カ月ほど先送りになりました。今後のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） 私から南条小学校の建設に関しまして、プロポーザルによる学校建設についてというお話がありましたが、全般的な取り組み状況についてお話申し上げます。

南条小学校改築事業につきましては、昨年度、建設検討委員会を組織し、視察も含め4回の委員会を開催いたしました。現南条小学校校舎の耐震状況や課題の整理を行い、新しい南条小学校建設に関する6項目のコンセプトをまとめるとともに、校舎建設に関する費用面等の比較検討する中で、新たな校舎を校庭へ建設するという方針を決定していただきました。

また、次の段階としまして、基本的な設計等、総合的に協議いただくために建設委員会に移行し、基本設計に向けての委員の意見の取りまとめ、プロポーザルに関する仕様書等をご検討いただきました。そして、今月6日に指名しました7設計業者からのヒヤリングを受け、南条小学校改築に関し、最も適した設計業者を審査会で審査し、教育委員会にも同意をいただき、その結果を踏まえて私が決定をさせていただきました。

今回のプロポーザルに関しましては、南条小学校建設委員、顧問、町の特別職が審査員となり、合計22名という数多くの皆さんに審査をお願いし、設計業者の選考を行いました。このような取り組みは、多分今まで初めてだと思いますけれども、多くの皆さん方に参加していただいて、ご意見を賜り選んだということについては、大変よかったというふうに思っております。

学校は、子供たちが健やかな心と体を育み、確かな学力を定着させると同時に、地域の活力を生み出す顔とも言える存在であります。委員会のメンバーである地元の区長さんを初め、学校関係者、議会、教育委員、学識経験者などのさまざまな方面の皆さんから多くの意見を取り入れられるように、委員会での協議とともに、審査会にも参加いただき小学校建設の一翼を担っていただきたいとの考え方から審査をお願いしたところであります。

指名しました7設計業者におかれましては、短い期間の中でまとめ上げ、提案をいただきました。ヒヤリングを受けた委員の皆様も6日は朝から夕方まで長時間審査をしていただきました。小学校建設の根幹となる設計業者を選定するという作業ですので、委員さんそれぞれが本当に真剣に審査をいただきましたことを、お礼申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。その他の具体的な項目につきましては、担当課長から答弁をいたします。

教育文化課長（柳澤君） 南条小学校のプロポーザルによる学校建設についてお答えいたします。

建設委員会において、提言内容の要点はということでございますが、六つのコンセプトを具体化するものとして委員の皆さんからいただいたさまざまなご意見を集約しました。

主なものは、一つ目の自然を生かした学校づくりでは、身近な自然を学べるような自然環境を創出し、児童が情緒豊かな人間性を育む学校の建設や、木をふんだんに使ったぬくもりの感じられる学校の建設といった意見などが出されました。

二つ目の、シンボルとしての学校づくりでは、北国街道沿いの歴史、伝統を持ちながら、通学区内には新興住宅地や工業団地を持つ地域となっているため、誰もが地域のシンボルである

ことが認識できる校舎の建設、周辺の風景に調和した校舎といった意見などがございます。

三つ目の、文化、教育の発信地となる学校づくりでは、地域の歴史や文化を踏まえ、音楽など現在の学校の特色を生かせる環境を考慮し、特に南条小学校は金管バンドの活動が盛んでありますので、質の高い音楽室、あるいは音楽ホールといった意見、またパソコン、電子黒板、プロジェクターなど、ICT教育について、時代のニーズを考慮した環境を構築するといった意見などが挙げられています。

四つ目の、安全・安心な学校づくりでは、シンプルな配置で児童の様子が見える校舎の建設や、児童、来客のスムーズな動線の確保ができる校舎の建設、また特別支援を必要とする児童への対応が可能となるバリアフリーを考慮した学校の建設といった意見などが出されました。

五つ目の、環境に配慮した学校づくりでは、太陽光発電など再生可能エネルギーを活用しながら、環境教育にも配慮した学校の建設や、校舎をシンプルにまとめ今後の維持管理の負担軽減を図れる校舎の建設といった意見などがございます。

六つ目の、地域とともに発展する学校づくりでは、学校開放や多様な交流を進展させ、地域が親しめる学校の建設や、災害時に対応できる防災拠点となる校舎の建設といった意見などが挙げられたところです。

建設委員会では、この六つのコンセプトのほかに、教室などの施設配置や校庭の段差といった校舎周辺整備について、また教室の設備面やトイレなど、児童にとっての学習環境教育施設面など、計八つの観点から具体的な内容で数多くのご意見をいただいております。

ご意見の中には相反するものもありましたが、貴重なご意見として捉え、設計業者にはなるべく酌み取っていただくよう、出されました意見について、全ての項目を示したところでございます。

また、今後のスケジュールであります。8月から9月ころを目途に、基本設計を済ませ、詳細設計を今年度中に完了する予定であり、平成26年度の早いうちに工事着手、27年度末完成を目指して進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

8番（山崎君） それぞれご答弁願ったわけですが、それでは2回目の質問に入ります。

先週、6月6日に行われたプロポーザルヒヤリングにおいて、理事者等を含めまして建設委員の皆様によって審査されたわけですが、設計業務委託者が決定するに当たりまして、そこで、一番重要視された部分、またそれがどんなようなところだったか、お伺いしたいと思います。

食育・学校給食センターの建設や湯さん館のリニューアルとは違い、今回のヒヤリングには学識経験者、学校通学内の区長さん、あるいは学校関係者、そしていろいろの方が携わって審査会に当たりましたが、その決定に至るまで当然、審査会でも多くの意見が出されております。その決定方式であります。点数制でやったのか、あるいはそれぞれの話し合いのもとにおいてやられたのか、その部分の決定方式がどのようなものだったのか、お伺いします。

以上で、南条小学校建設についての2回目の質問といたします。

教育文化課長（柳澤君） 2回目のご質問に順次お答えしてまいります。

1点目の設計業者の決定において、重要視した点は何かというところでございます。この部分につきましては、委員さんからは先ほども申しましたコンセプトを含めまして、八つの観点からさまざまなご意見をいただいた状況であります。そういった部分の校舎建設に係ります意見の反映の状況、あるいは、構造ですとか階数ですとか、意匠といいました、改築に係ります基本的な項目、またその他としましては、設計業者の実績ですとか、実施体制、あるいは建設事業費、設計監理経費等が評価の基準というようなところで設けさせていただいたところあります。

そういった、評価項目につきまして、審査員さんお一人お一人が総合的に審査をいただきまして、南条小学校の建設に最も適していると思われる業者の方々の順位づけをさせていただいたという状況でございます。それを集計をいたしまして、教育委員会にお諮りをしまして、町長へ報告し、ご決定をいただいたというような状況となっているところでございます。以上です。

8番（山崎君） 順位づけという形でやられたというお話ですけれども、ここで差し支えなかったら、指名業者がどこであったかということも発表していただければよかったら、発表していただきたいと思います。

また、学校建設の実績による7社の業者が、そのプロポーザルに参加をされたという形がありますが、審査会におきましておおむねの校舎の概要等という部分も恐らく、その校門の設置、あるいは校舎が平屋だとか2階建て、3階建てとか、あるいは校庭とのアクセスがどうなってくるという提案も恐らくあったと思うんですが、そういう部分の設計図の大まかな配置はどのようになっているのかもお話しができるようでしたら、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

教育文化課長（柳澤君） ご質問いただきましたところでございます。まず、決定いたしました業者というところでございますけれども、先ほど来申しましたが、委員さんによります順位づけ、それを集計いたしまして教育委員会、それから町へ報告をして決定をいただいたというところでございますが、業者につきましては、長野市の株式会社エーシーエ設計というような状況となっております。その部分につきましては、今後、設計に関する契約をいたしまして、順次作業に入っていきたいと考えている状況でございます。

それから、設計図の概要というような状況なんですけれども、この部分でありますけれども、校舎のおおむねの配置というところで、本日のところはお答弁したいと思うんですけれども、決定をいたしました業者の提案につきましては、コの字型が基本の校舎配置となっているような状況となっております。

一方、今回の審査会につきましては、設計書そのものを審査する、設計コンペ方式というような状況ではございませんで、技術提案書の提案を受けまして、企画力や提案力を審査しまして、一番適している設計業者を選ぶという方式になっております。これらのことから、提案いただきました項目につきましては、基本的には尊重いたしますけれども、基本設計の段階で十分に協議をいたしまして、校舎配置、あるいは意匠というような部分について検討を加えまして、よりよい南条小学校の建設に反映をさせてまいりたいと考えている状況であります。以上です。

8番（山崎君） 今回のプロポーザルにおいて決定された業者さんは、業者選定という形で、まだ具体的なまだ図面というか、そういう配置図という部分ではまだ決定に至らないと。これから、まだこれから建設委員会がまだこれから数度、それに向けて開催されるわけですが、今まで建設委員会におきましても、いろいろアクセス、バスが入ってくる、校門までバスの横づけ、あるいは校庭とのアクセスがよくなる、げた箱を子供たちと出入り口をどこに持っていくか等もいろいろ提案されております。

町の公社が持っていました角の土地も、今度小学校で使うという形にもなっております。また、それぞれ意見の中で決めていくと思うんですが、全く、まるで、私、よく校長先生なりいろいろな父兄さんの話から聞いている中で、基本的に校門とかまだ決まっていなと思うんですけども、その方向的にはやっぱりそれも白紙であるのかどうか。これからいろいろ提言された部分から、当然図面を引いていく形になると思うんですけども、そういう部分をまた建設委員会においての意見とまた、今回選定された業者との間でどのように打ち合わせしていくのか、その部分をお伺いしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） ご質問をいただいた部分でございます。今後、どのように進めていくのかという状況でございます。今回、提案された基本設計、基本的には尊重していくような考え方を持っているところであります。

一方で、学校側からいろいろな状況でお打ち合わせをさせていただかなければという状況が出てきようかと思えます。そういう部分につきましては、学校側と協議をする。またそういう中で、基本設計が確定する前の段階で、建設委員の皆様方にもお示しをしまして、ご意見をお聞きしながら基本設計を完了させていくというような考え方で進めてまいりたいというところでございます。以上です。

8番（山崎君） これから基本設計に入っていったら、その部分で建設委員会においても意見が出されて、それを建設に向けていくと。これから子供たちのためによりよい学校建設ができるよう望みます。南条小学校についての質問は以上といたします。

続きまして、2として、南条保育園の園庭についての質問であります。

イとして、土砂流出の防止策はです。

南条保育園の園庭は擁壁よりも高く、西側のほうに傾斜しているようであります。水勾配の関係だと思いますが、それによって、雨が降りますと園外に土砂が流出するということが見られると言われております。そこで、どのような対応をとっていくのかお伺いいたします。

また、フェンスの支柱であります、擁壁にじかに、直接設置されているため土砂がかぶっている状況であります。そういう状況でありますと、フェンスの腐食等が速められると思えますけれども、どのような対処をしていくのかお伺いしたいと思います。1回目の質問といたします。

子育て推進室長（宮嶋君） 南条保育園の園庭について、土砂流出の防止策はのご質問についてお答えを申し上げます。

南条保育園は、ご承知のとおり園舎のある上段と園庭との段差がございます。園児に危険防止のためにこの段差をできるだけ緩和するように、土留めの擁壁より園庭が若干高い状況になっております。

園庭の土砂流出の防止策といたしましては、園庭に暗渠排水を施工し、雨水が流れ出さないように対策を施してあります。また、園舎のある上段からの雨水が園庭に流れていくことを抑えるため、上段に側溝、ますなどを敷設し、対処しております。しかしながら、集中豪雨やゲリラ豪雨の際など、一時的に大量の降雨があったときは、現在設置しております側溝等では対処し切れない場合があります、雨水とともに土砂が園外道路へ流れ出てしまうこともございます。特に、南側の築山がある付近からの流出があるため、フェンスに沿って水田に伏せるあぜシートのようなビニールシートを敷設し、土砂の流出を防いでおります。

また、今年度は、フェンス沿いに土のうを置き、土砂流出の防止に努め、流出しました土砂につきましては、速やかに片づけ、近隣の皆様にご迷惑のかからないよう対処しております。

加えまして、集中豪雨等の後に、フェンス、支柱の根もとに土砂がかぶさっていることにつきましては、今後取り除くよう注意を払ってまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、これから集中豪雨や大雨の季節を迎えます。園庭における雨水の排水、園外への土砂流出等につきましては、さらに点検をする中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

8番（山崎君） 私も、今回の南条保育園の園庭のことで、いろいろ見てまいりました。ほかの村上保育園、坂城保育園においては、ちょうど、園の擁壁の中とか敷地内から砂が流出するというか、そういう部分が見てとれませんでした。坂城保育園におきましては、擁壁の周りに側溝がありまして、そこに砂がたまってそのところを保育園の保護者の方たちの早朝作業等で取り除くという話もお伺いしております。村上保育園におきましても、場内で処理できる形になっております。

また、坂城小学校、南条小学校、村上小学校におきましても、場内において、流出というか、

そうやって擁壁より高いという状況は見られませんでした。坂城中学校の場合には、若干、高い、斜めに法面がありまして、見てとれますけれども、土が安定している部分がありますし、中学校の場合も中にグレーチングの、多分側溝が入っていました。また、文化センターにおきましても、文化センターのグラウンドにも周りに側溝が入っていて、その分で場内で水が処理ができるようになっております。

しかしながら、南条保育園は、以前、造成されるときに、土地開発公社で造成されて、そのときに南条保育園の用地として造成されました。そのときの形はちょっとわかりませんが、そのときに、今の敷地ができ上がって、園庭は後からできたものですから、どの程度のグラウンドレベルになるかという部分が想定されたかわかりませんが、私もこの間、南条保育園の建設図面を見ましたけれども、そこに見てとれるのは、フェンスの設置にかかわるもの、あるいは園庭に碎石を15cm、その上に10cmの小諸産の砂を敷くところまでは読んでとれたんですけども、その園の水勾配等の斜面の傾斜等はちょっと見てとることができませんでした。

基本的には、そういう部分で水処理というのは園内でやるべきだと思いますけれども、擁壁のかさ上げ、あるいはグレーチングの設置等をして、その園内の園庭の中で水が処理できるような形をとるべきだと思います。私も暗渠のあるのも見てとれました。ですから、町長にお伺いしますが、その部分で、園内で処理できる対策をとることをするようなお考えがあるかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

子育て推進室長（宮嶋君） ただいまは、それぞれの園庭で出た雨水等については、それぞれの園庭の中で処理をするべきだというご質問、ご意見をいただきました。それにつきましても、今まで、雨水に対して、あるいは土砂の流出に対して施してきたものについてさらに点検をして進めてまいるといふことと、そういった園内での防止策、流出を処理できるような形づけをさらに研究してまいりたいというふうにご検討しております。よろしく申し上げます。

8番（山崎君） 私も、川ざらいとか、そういう部分で、用水の沈砂池等をさらうときに立ち会ったこと、何度もありますけれども、特に、中之条用水の沈砂池には砂が入ってきていると、それが全て園とかそういう部分でないと思うんですけども、そうやって、園の、ちょうど保育園の上に畑を持っている方がいらっしゃるしまして、大雨のときには、そこから砂が出ているよという話をよくされていることがありました。そうやって、私もそういうことを聞いていると、やっぱりそういう防止策等をとっていくべきだと思います。それは、これからの課題であるかもしれませんが、できればそのU字溝等設置する、あるいは擁壁のかさ上げ等をしていただいて、その流出を防ぐ方策をこれから考えていっていただきたいと思います。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時01分～再開 午前11時11分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、4番 窪田英子さんの一般質問を許します。

4番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

昨年より、また悪天候で梅の木の花がきれいに咲き、今年もたくさん実がなるのかなと楽しみにしていたやさき、雪が降り、花も台なしになってしまいました。リンゴ農家等も大変なことになっているのではないのでしょうか。

では、質問に入ります。

最初に1. 子宮頸ガンの実態は

イとして、ワクチン接種後の状況を問う。

ワクチンを接種して、こんな状態になった、例1、福島県の高2女子（16）の父親（42）が母親（41）と苦しい胸の内を明かした。元気な娘だったから最初は軽く考えていたが、痛みは接種の後から始まった。ワクチンが引き金としか考えられない。

例2、女子生徒は2年前の9月、2回目の接種後に手首や太もも、膝の痛みを訴えるようになった。小中学校は皆勤、スポーツ少年団で主将を務め、剣道の地区新人戦では上位入賞する腕前だった。自身も初めは、筋肉痛かなと我慢していた。でも、どうして痛みが続くのかと思っていたという。昨年の4月の3回目の接種後に悪化、エックス線の検査では異常がないのに、手の痛みでペットボトルのふたがあげられず、足の痛みで階段も上り下りもできない。高熱が続き、自宅で寝たきりに。血液検査で難病の全身性エリテマトーデスと診断された。

厚労省には、副作用としての報告が病院や製薬会社から寄せられている症状だが、医者にはワクチンとの因果関係を尋ねられないでいる。

例3、歩行がおかしくなり、立てなくなる。心理的な問題と言われ、精神科に入院を勧められた。中部地方。

例4、接種後2週間たたず車椅子に。数字が数えられなくなり、自分の名前もわからなくなり、睡眠障害がひどく、毎日が修羅場。関東地方。

例5、痛みは肋骨、骨盤、腕、足、耳の中など至るところに飛ぶ、トンカチで殴られているような激痛もある。製薬会社は副作用の情報も被害者の情報も何も教えてくれない。関東地方。

質問に入ります。

このような副作用で、坂城の副作用の人数は。

ロ. ロとして、重い副反応のあるとして、接種の中止を求める動きは。小学6年から高校1年の子宮頸がんワクチンの予防接種が4月から努力義務となる中、副作用に不安の声が上がっている。親たちがつくった被害者連絡会には、運動障害など200件超の悩みが寄せられ

た。

一方、子宮頸がんでは、年2千人以上が死亡しており、専門家は接種の有効性を強調している。全身の痛み、難病発病、父母ら訴え、ワクチンの接種を即刻中止してください。全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会のメンバーが8日、厚労省を訪れ、副作用の追跡調査や治療体制の整備などを求める大臣宛ての嘆願書を提出した。

質問、坂城では、中止を求める意見は出ていますか。

ハ、ワクチンの接種の考え方は

多くは、因果関係不明、多くは接種と症状の因果関係が確認されていないという。会見に同席した連絡会の支援者で民間の医薬品監視機関の隈本邦彦、江戸川大教授は、厳密な因果関係を短期間で証明するのは困難だ、だからこそ接種後に起きた異常のデータをできるだけ正確に集め、薬のメリット、デメリットを合理的に選択できるデータを示すべきだと話した。

がんを防ぐ効果報告。子宮頸がんワクチンは、国内では2009年に承認された。これまでに2種類のワクチンが発売され、多くの自治体で対象年齢の女子は無料で受けられる。4月には定期接種化され、補償制度もより充実した。

子宮頸がんは、主に性交渉で感染するウイルスで発症する。厚生労働省によると、国内で年間約1万7,700人が発症し、約2,700人が死亡している。発病は30代が最も多い。比較的新しいワクチンで、効果は9年間ほどしか確認されないが、性交渉をするような年代になるよりも前に接種することで感染を防ぐのが狙い。男子は無料接種の対象にはなっていない。ただ、全ての子宮頸がんを予防できるわけではない。このワクチンが効くウイルスが原因となる子宮頸がんは、全体の5ないし7割、予防するには、検診による早期発見の必要性も強調される。ほかのワクチンと同様、副作用はある。医療機関から厚労省にあった報告によると、昨年12月末までにワクチン接種を受けた延べ829万221人のうち、1,166人に発疹や関節痛などが起きた。接種後の湿疹が多いことはわかっている。

ワクチンに詳しい川崎市健康安全研究所の岡部信彦所長は、ワクチンの中身が原因でなく、接種対象の思春期の女子に起こりやすい注射の痛みの恐怖や、ストレスなどの反応と考えられると話す。歩行が困難になったり、鬱症状を訴えたりする例もあるが、個人差が大きく、ワクチンとの因果関係は判断しにくいのが現状だ。ワクチンは世界100カ国以上で使われ、これまで副作用の報告は、接種中止になった国はないという。

東京大の川名敬准教授、産婦人科は、どんなワクチンにも副作用はある、このため接種しないという選択もできるようになっている。子宮頸がんは、命に関するだけでなく、治っても女性の妊娠や出産に影響を与える。ワクチンにがんを防ぐ効果はあるとの報告はあり、接種を勧めたいと話している。

これらの先生の考え方を理解し、質問に入ります。

ワクチン接種の正しい判断を町はどうアドバイスしますか。これで、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（天田君） 子宮頸がんの実態はの質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、平成22年度から24年度までの国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一つといたしまして、中学生1年生から高校1年の女子を対象といたしまして、予防接種を実施してまいりました。

厚生労働省によれば、接種後に見られる主な副反応は、接種部位の痛みや腫れなどによる局所反応と、軽度の発熱、倦怠感などの全身反応で、いずれも一過性で、数日以内に回復するのがほとんどのこととございます。

全国的に、全国による副反応の報告は、接種を開始した平成22年11月から今年度3月までの間に約328万人が受けていただき、そのうち医療機関から国に1,196件の副反応が報告されております。このうち、運動障害やけいれん、手足の筋肉麻痺等の重い副反応につきましては、106件の報告がなされております。国では、現在のところ、重い副反応とワクチンとの因果関係は不明であるとの考えを示しております。

町における3年間の接種状況は、対象者490人に対し接種者は406人で、率は82.9%となっております。町及び長野保健福祉事務所におきましては、現在まで副反応についての相談、ご報告いただいておりますが、今後も引き続き、接種後の状況把握等に努めてまいりたいと考えております。

接種の中止を求める動きについては、被害者の女性保護者等で作る、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が設立され、今年3月に接種中止を求める嘆願書が国に提出されております。町では、現在までに接種中止を求めるご意見はお受けしておりません。県についても同様と聞きしております。

国では、今度、被害実態を広く調べる必要があると判断し、医師が国に未報告になっているケースにつきましても、調査する方針を打ち立てております。

ワクチンの接種の考え方についてでございますが、ワクチン接種における子宮頸がんの感染予防効力は高く、発症を約70%減少できるとされております。今年4月の予防接種法の一部改正により、子宮頸がんワクチンが定期予防接種として位置づけられ、中学1年生から高校3年生までの女子を対象として接種することとなり、本町におきましても接種の徹底を図っているところでございます。

日本産婦人科医会におきましても、ワクチンと副反応と因果関係は不明と考えており、すぐに接種を中止する必要はないと判断しております。引き続き、予防接種及び検診受診につきましまして、対象者等への啓発に努めてまいるとともに、今後の接種後の状況把握等に努めてまいり

たいと考えておるところでございます。

済みません、今ご答弁申し上げた中で、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一つとして中学1年生から高校3年生とお答えしたところでございますが、中学1年生から高校1年生の女子ということでご訂正をお願いいたします。

4番（窪田さん） 余りにも新聞でそのような反応があったものですから、本当に坂城でもそういうことがあるのかなって大分心配したんですけども、今のところ副反応もゼロ、接種中止を求める意見もゼロということで、本当に坂城は幸せだなと思いました。

もし、副反応の件につきましてですけれども、副反応が万が一起きた場合、どのような順序を踏んだらよろしいでしょうか。

福祉健康課長（天田君） もし、そのようなご相談等、兆候がございましたら、ぜひ、私どもの身近な窓口、保健センターのほうにすぐにご報告をいただければと思います。そちらのほうでまた関係の医療機関等にまたお話をしたいと思っておりますし、一番はやはり予防接種をしていただいた医療機関のほうに連絡をしていただくのが早道かなと思うところでございます。

4番（窪田さん） はい、わかりました。今度、そのような副反応が起きた場合は、慌てず保健センターのほうへ相談に行きたいと思っております。

では、これで質問は、1回目、終わります。

2. 買物弱者対策について

買い物にもいろいろあり、現代の勤めを持つ女性は、A店などの配達付きの買い物をし、まとめ買いをして冷蔵庫に収納し、日々使用している。箱単位で2ないし3箱届いたりする。勤め先に届いたり、家にいる人にまとめて届く。また、近所の方にメモを渡して買い物をしてもらおう。車を利用して近所の人と一緒に買い物をしに行く。また伝票を送って、その品物を届けてもらう。でも一番は、買い物に行って、新鮮な魚や刺身、肉等が欲しい、また日々、朝とりたての野菜も欲しい、年齢すると遠くへ買い物ができなくなる。また、できたものを欲しがる場合もある。

これらを踏まえて、今、坂城の主婦や買い物を任されている主夫と言いましても夫のほうです、にとって一番の悩みは、スーパーが少なすぎる。町としてはどのように考えているのか、質問いたします。

イ. 坂城に店が少なくなったが

住民が望む肉、野菜、魚、3品そろってお店が欲しい。買い物弱者も坂城内ならタクシーで利用できる。坂城のびんぐしの農協利用だと坂城にお金が入る。どうしても上田方面に行くと、坂城に利益が少なくなる。

ロ. 移動販売車の利用度は

移動販売車が来て買い物をし、改善点は品数が少ないので、ただ帰るわけにもいかないの、

要らないものまで買ってしまふ。とまる場所が少ないのでは。足が悪い点を考え、坂城に来てほしいとお願いして来ていただいているので、感謝の気持ちを忘れないでほしい。お互いに改善し合って長く利用し、便利であってほしい。

ハ、坂城にお店はできないのか

今までどおり、坂城と南条に欲しい。南条はベイシアが薬店になり、鮮魚、野菜、肉がなくなった。坂城は西友がなくなり、そのまま車の人はびんぐし店に行ける。ひとり暮らしの人とか車のない高齢者が少しお店まで遠い。

これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） それでは、買い物弱者と言われる方への対策ということで、イからハまでご質問ありました。お答え申し上げます。

まず、買い物弱者と言われる方への対策ということで、イ、坂城に店が少なくなったが、ロ、移動販売車の利用度は、それからハ、坂城にお店はできないかについて、順次お答えします。

今年に入りまして1月に坂城地区の生鮮品を扱う商店が閉店し、さらにこの5月にはベイシア坂城店が業態変更しドラッグストアになるなど、坂城町の商環境が変化しております。肉、野菜、魚を取り扱う、いわゆる大型スーパーは、ベイシア坂城店が業態変更し、ベイシア薬品になったことにより、JAびんぐし店1店舗となりましたが、坂城、村上、中之条の各地域では長年にわたり、地域と密着して営業してきた小売店もまだありまして、現在も営業を行っておられます。また、コンビニエンスストアも町内各地域で8店舗営業されており、時代の変化に合わせ、高齢者の方をターゲットとした総菜販売や宅配サービスも行われております。

買い物弱者対策につきましては、平成23年11月から移動販売車、イトーヨーカドーあんしんお届け便とセブンあんしんお届け便が同時にスタートいたしました。当初、イトーヨーカドー便は坂城町だけで始まりましたが、その後、各地域からの要望を受けまして、上田市内や真田地区、長和町へと販売エリアを拡大し、現在、坂城町内では、週に2回、月曜日と木曜日に8カ所で販売を行っております。

利用度につきまして、イトーヨーカドーさんにお聞きしたところ、現在販売を行っている8カ所の利用状況は、この2月末からスタートした坂木宿ふるさと歴史館駐車場が利用者がとても多く、予定の営業時間を超えるほど盛況であるとお聞きしております。

また、四ツ屋地区も利用者が多く、月曜日と木曜日の2回、巡回している状況であります。その他の巡回地区につきましては、一部利用者が少ないという場所もあるとまたお聞きもしております。

また、セブンイレブンのセブンあんしんお届け便につきましては、昨年5月から車両故障により運行を休止しておりましたが、新たに千曲市の業者の方により、近く再開されることにな

りました。現在、巡回の候補となっている関係地区と協議を行っているところであります。

町といたしましては、町民の皆さんの買い物支援のため、今後も引き続き、区長さんや民生委員さん、また地域の皆さんの要望をお聞きする中で、3カ月から6カ月おきに実施される巡回場所の見直しに合わせて、ルート変更や巡回場所の追加等、イトーヨーカドー及びセブンイレブンに働きかけていきたいと思っております。また、住民の皆さんにも積極的にご利用いただければと思っております。

続いて、坂城にお店ができないのかということですが、町として、現在のところ、外部から大型店等を誘致することは、今のところ考えておりません。それより、町の中で皆さんがお店ができないかということで、いろいろ検討を始めております。現在、坂城町商工会でも、商業部会の研究組織、商業振興研究会が中心となりまして、坂城町の商業者の方が協力して定期的な市を開催できないか、研究中であるとお聞きしております。構想では月2回程度、市を開催し、消費者の買う楽しみの演出と、消費者と商業者とのふれあいをコンセプトに肉、野菜、魚の生鮮3品に加え、各商店の商品を取りそろえて開催することを計画されています。

今後、坂城町循環バスに乗りし、市の開催場所の適地を調査するなどして、最終的に実施場所を決定していくとのごことでございますので、町といたしましても、町の商業の皆さんが、実施に向けて努力されている市の開催の実施に向けて支援してまいりたいと考えております。

また、味ロッジにおきましても、町内の農産物を利用した手づくりお総菜を来週から毎週火曜日、土曜日に味ロッジ直売所、湯さん館、坂城地場産直売所あいさい、立町のおきらく、横町のけやき横丁の風ととくべえで販売を始めるのごことでございます。

いろいろ申し上げましたが、高齢者の方々等、お困りになっている町民の皆様にもいろいろとご利用していただければと考えております。以上でございます。

4番（窪田さん） 町としてはいろいろ考えてくださっているの、大分安心しました。この最後の味ロッジの手づくりお総菜、こういうのは高齢者には本当に便利かなって、もう足腰が弱くなっている方たちは、本当に自分でつくるのも大変らしいので、こういうのが本当に広がっていったらいいなと思いました。

それと、坂城でお店はこの、商業部会で定期的な市を開いてくださるということで、お年寄りにとったらとてもいいニュースかなと思います。それらのことを高齢者の方は、この一般質問を聞いて、あっ、少しは満足しているかなというような気がいたします。ありがとうございます。

では、3番目に入ります。

3. 坂城インター線について

高速道をおり、国道に通じあつという間に東京方面、また長野方面へと短時間で結ばれて大変便利になった。その裏側で悩んでいる人たちがいることを知らなかった。そのタンクロー

リーやトラック等、夜中に信号待ちでとまって、青になり発進するとき、エンジン音とともに車の重さの動きが近くの人たちはうるさいのでしょうか。眠れないと言います。ここで質問に入ります。

イ．住民の騒音に対する苦情は出ているが、夜眠れず、睡眠薬に頼ってしまう。

ロ．防音壁は

うるさい車の音は、消えないでしょうか。立て札に夜中は静かに走行しましょうと、夜行性で書いてもだめでしょうか。眠れない方が耳栓などはいかがでしょうか。安全・安心の町、坂城のスローガンのとおり、安心して住めなくなったら坂城の魅力がなくなる。多くの人が安心して住めるよう、予算に入れて住民を守ってほしいと思います。毎日のことなので、騒音のない生活ができるようにしてください。これで1回目の質問を終わります。

住民環境課長（金子君） 坂城インター線騒音対策について、イ．騒音で苦情は、ロ．防音壁等についてはお答えいたします。

県道坂城インター線沿いにお住まいの一、二の方からインター線を通る自動車の騒音により、夜の睡眠が妨げられていると苦情をいただいております。

道路の騒音の発生源としましては、車両のエンジン音、タイヤの音、車両の風を切る音、道路の破損部分等を通る際の音などが挙げられます。ご質問のインター線について、状況を確認いたしましたところ、道路の破損などはなく、それに起因する騒音につきましては考えにくい状況であり、騒音原因といたしましては、地形による勾配による大型車両などのエンジン音によるものと考えられます。

今後の騒音対策といたしましては、インター線の道路管理者であります県の千曲建設事務所と協議する中で、実施可能な対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

4番（窪田さん） 一人や二人のことかもしれないんですけども、そういうのが本当に病気になっていってしまうということになると、やはり悲しいことですので、千曲建設課の方と話し合っ、すぐというわけではないので、なるべくそういう悩んでいる方と接点を持って、どのくらいしたらそういうことが消えるよとか、こうしたらいいよとか、そういうような接点が欲しいかなって思います。その点についてはどうでしょうか。

住民環境課長（金子君） できる限り、困っていらっしゃる方といろいろお話をさせていただく中で、その防音壁等、いろいろそういった部分についていろんな対策が講じられていくか、いろいろと建設事務所等と協議しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

4番（窪田さん） では、千曲建設課と話し合っ、できる限り困っている方と話し合っ、とさるということなので安心しました。

では、4番目の質問に入ります。

4. 風疹患者過去最多の対策は

国立感染症研究所の8日の発表によると、今年の全国の風疹患者数が4月28日までに累計5千人を超えた。過去5年で最多だった。昨年1年間の倍以上になっており、厚生労働省は免疫を持たない人が多い20ないし40代を中心にワクチン接種の検討を呼びかけている。

風疹は感染症法に基づいて全ての患者が報告される。4月22日から28日の新規患者数は526人で、年初から累計は計5,442人となった。昨年は計2,392人だった。4月に入ってから新規患者数は毎週500人超の高水準が続いている。4月22日から28日の週について神奈川県61件、兵庫43人の順に多かった。

妊娠初期の女性が風疹に感染すると、赤ちゃんに心臓疾患や難聴といった先天性風疹症候群CRSが起こるおそれがある。だが、厚労省によると適齢期の20ないし40代は、過去のワクチン接種率が低かったことなどから、男女とも約15%が十分な免疫を持っていないと見られている。厚労省の担当者は、免疫を持っているかどうか不安な人は積極的に予防接種を検討してほしいと話している。

県内は31人、08年以降の最多更新。長野県の今年の風疹患者は5月5日現在で31人、全ての患者が報告されるようになった2008年以降で最多を更新した。県健康長寿課は、感染ルートは確認できていないが、患者数の多い都市部の全国的に広がっているのではないかとし、手洗いやうがいの徹底で予防するよう呼びかけている。

では質問に入ります。

イ. 坂城での風疹患者数は

県内では31人、坂城では。

ロ. ワクチン接種の状況は

適齢期20ないし40代過去のワクチン接種率が低かったが、現在は。

ハ. 妊娠初期の対応は

妊娠初期の女性が感染すると、赤ちゃんに先天性風疹症候群が生じてしまう。町はどう対応しているのでしょうか。お願いします。

福祉健康課長（天田君） 風疹患者過去最多の対策はのご質問について順次お答えをいたします。

全国の風疹発症動向調査の結果を見ますと、今年の1月から先月22日までの約5カ月間の風疹患者数は7,540人で、昨年1年の報告件数の3.2倍となっており、患者数は急増しております。長野県全体の患者数は先月26日までで41人となっており、県におきましても昨年1年の2.9倍と全国同様に患者数は急増しております。

町における患者数は、医療機関から直接県へ報告されるため把握することはできないところですが、保健センターでは相談や報告は受けておりません。

ワクチン接種の状況はについてでございますが、風疹の定期予防接種につきましては、昭和

5 2 年から先天性風疹症候群の発生を防ぐことを目的に、女子中学生のみを対象に集団接種が行われておりました。平成7年度からは、中学生男女ともに予防接種の対象となりましたが、何らかの理由により接種を受けていないとか、個別接種となってから現在まで接種をしないで過ぎてしまったなど、免疫を持っていない20代から40代の男性を中心に患者数が増えているものと考えられています。

免疫の強化を図るために、平成18年度からは、小児の2回接種制度が開始されております。また、麻疹の全国流行に伴い、平成20年度から24年度までの5年間につきましては、中学1年、高校3年生の風疹・麻疹の追加接種が定期接種に導入をされました。

本町における平成23年度麻疹・風疹予防接種の接種状況を見ますと、1歳から2歳は95.6%、5歳から6歳は96.3%、中学1年生は97.7%、高校3年生は98.8%の接種率となっており、全国平均をいずれも上回っております。

妊娠初期の対応はにつきましてでございますが、風疹に対する免疫を持っていない妊娠初期の女性が風疹に感染いたしますと、ウイルスが胎児に感染して、生まれた赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障など先天性風疹症候群が起こる可能性があります。妊婦さんへの感染を抑制するため、夫や子供など家族への予防接種の周知を図り、感染防止に努めているところでございます。

風疹は、ワクチン接種で予防可能な病気でございます。風疹の定期接種対象者には、乳幼児健診等でお知らせをしております。積極的に接種勧奨を行い、また未接種の方につきましても、引き続き個別に接種勧奨を行いまして、予防接種の徹底に努めてまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） 今のご答弁で一番気になったのは妊娠している女性の家庭、夫とか家族、それらの予防接種のことですけれども、こういう場合は20から40の方が割と接種を受けていないということで、無接種ということになるんですけれども、その場合、妊婦さんを通じて家族に予防接種をしてくださいというのか、それとも妊婦さんの家庭に、そういう予防接種を受けるよう指導がいくのか、それをお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 妊婦さんの家庭に対する周知のことでございますけれども、当然こちらのほうは、保健センターにおいていろんな健診等のときに、そんなことをお話しをさせていただいているところございますし、いろんな医療機関等についても同様なお知らせをさせていただいておりますので、そういうところも通じて周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

4番（窪田さん） もう一つ、無接種の方というのは、母子手帳みたいな、ああいうのを見ると、結構してあるかしてないかというのがわかるような気がするんですけれども、しなかったような場合、町からいくのか、本人が、その母子手帳などを見て、保健所のほうにあれするのか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 未接種の方につきましては接種勧奨につきましてでございますが、私

ども保健センターのほうでわかる限りのところは当然のことですけれども、接種勧奨をさせていただいておりますが、やはりご自分のお体でございます。ぜひ、そういうところももう一度ご自分の接種の状況等々ですね、ご家族の方と確認をさせていただいて、ぜひ、もし未接種でございましたら、接種の方を勧めていただければと思います。

4番（窪田さん） 今年是这样やって増えたから騒ぐようになって、どうしたんだろうということで調べていったら、無接種の人が多かったんじゃないかということになって、それで問題になってきたんですけれども、現在も進行中で、もうすごい勢いで、これはもう1カ月前のデータですので、これでもうすごい人数になっているんですけれども、無接種の人はお勤めなどしていると、なかなか、そちらのほうへ関心が持てないんですけれども、持ってもらえないというか、そういう状態なんですけれども、まだ無接種の方がたくさんいると思うんですよね。だから、個人的に通知が行くとか、そうしないと、きっと本人は目が覚めないかもしれないので、できましたら、そういうことが、過去の歴史がわかるようでしたら、個人宛てに発送していただけないでしょうか。

福祉健康課長（天田君） そういう方の周知の方法でございますけれども、やはり先ほども申し上げましたけれども、やはりご自分のお体ですので、まずは一番はご自分のお体でございます。自己管理をしていただいて、もう一度、接種状況についてご確認をいただければと思います。町といたしましては、広報等を通じて、そういう方のアピールといいますか周知のほう、努めさせていただきたいと思います。

4番（窪田さん） これらの人数が増えたというのは、ワクチンの接種をしていない人が多いため、過去を振り返って接種を受けていない人がいたら、特に、未婚の女性や赤ちゃんが欲しいと思っている女性は、子供のためにもう一度再確認して、ワクチン接種に努め、健康な赤ちゃんを産んでほしい。これで1回目の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、11日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時58分）

6月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) TPP (環太平洋連携協定) についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (2) 職員体制の充実と健康についてほか | 塩入 弘文 議員 |
| (3) 在宅介護についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 新幹線横坑利用についてほか | 塚田 忠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(柳澤君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(柳澤君) 最初に2番 塚田正平君の質問を許します。

2番(塚田君) おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

2年3カ月前の東日本大震災により、首都圏を中心にコンビニやスーパーの店頭からおにぎり、弁当、パンやカップ麺が消えパニックになった記憶も薄れてきておりますが、国内で消費する食料のうち、国内で生産をして賄える数値が食料自給率であります。日本は40%を維持するのがやっとであります。

主要国の食料、農業のうち、穀物生産量で日本は米と小麦、芋類を合わせて1千万tに対して、人口と国土が日本の半分のイギリスは3千万tであり、工業国のイメージが強いドイツも日本の人口の3分の2、8,200万人に対して、5,500万tの穀物を生産しております。また、日本の10倍以上の人口を要する中国は日本の50倍、5億t強の生産をし、国家食料戦略を進めています。

このように、多くの先進国は経済と食料生産をしっかりと両立させているのに対し、日本はひたすら工業化による経済大国を目指してきました。今日のグローバル経済は、貿易問題が絶えずついてまわります。これまで私たちがほとんど耳にしなかったTPP、環太平洋連携協定ですが、TPPが大きな政治問題化したのは、2010年にアメリカが積極的に参加をしてからです。アメリカの国内問題でもあります。貿易赤字と景気回復、そして深刻な雇用問題にあります。アメリカの農産物と金融、医療などのサービスの日本とアメリカの貿易問題にほかな

りません。

これに対して日本は、前の政権が平成の改革といい、TPP参加を進め、今年3月には安倍首相がTPP交渉参加を正式に表明しました。アジアの成長に乗りおくれるなどとして、日本のような工業国は成長の著しいアジア諸国との貿易自由化により国益を守るとしていますが、最大のマーケットの中国は乗らず、韓国もFTA、自由貿易協定を進めており、アジアにおける日本の貿易相手は極めて小さなものです。

政府は、TPPが日本経済に及ぼす影響について、10年後にGDP、国内総生産は3兆2千億円、0.66%の押し上げ、農林水産業は2千億円、3兆円のマイナスで食料自給率は27%まで下がるとの試算を発表しております。

関税がゼロになれば、安い農産物が大量に入り、国内産業、とりわけ農業は大変であります。農業従事者260万人と、約9兆円の経済規模の農産物の中でも影響の大きい畜産、酪農、そして野菜、果物、次に米であり、雇用を含めて現在の農業の水準を維持するのに農家所得に占める国の補助金は23%であります。最大の穀物輸出国アメリカでも27%の補助金で農業を保護して、EUにおいては78%の補助をして、国の農業、食料を守っています。

日本の農業の再生は、国の政治、農政にかかっていますが、TPP交渉参加に対して十分な国民的議論がないと言われる現状において、イとして、TPP（環太平洋連携協定）のメリット・デメリットについて伺います。

また、長野県も独自の影響試算をして、市町村とも連携し、現実的な対応を進めるとしていますが、ロの町内の影響について伺って1回目の質問とします。

町長（山村君） ただいまご質問がありました、TPP、環太平洋連携協定について、イ、メリット・デメリットは、また町内の影響はというご質問ございました。順次お答え申し上げたいと思っております。

まず、TPPのメリット・デメリットはということでございますけれども、このTPPとは、日本、アメリカを中心とした環太平洋地域における戦略的経済連携協定であり、今年2月23日、安倍首相は聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとして、事実上のTPP参加を表明し、また3月15日には、TPP交渉への参加を正式に表明し、これからの交渉に注目が集まっているという状況であります。

一般的に、TPP参加へのメリットといたしましては、関税の撤廃により貿易の自由化が進み、日本製品の輸出額の増加が進むとともに、経済のグローバル化が加速されることにより、GDPが10年間で2.7兆円増加すると見積もられております。また、関税の撤廃によりアメリカなどから安い農産物が流入し、日本の農業に悪影響を与えることや、輸入された製品が食品添加物、残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされるおそれがあると言われております。

政府は、4月5日付でTPP政府対策本部を設置し、同日の訓辞式で、甘利大臣から政府対策本部に対し、いかなるときも国益を踏まえて、日本を背負って立って交渉の調整に当たっているという気概を持って臨んでいただきたいとの訓辞がありました。

国益とは、国家やその国全ての国民の利益であると考えます。私といたしましては、今後、未来に向かって、子供からお年寄りまで全ての日本人が安心して暮らせる日本をつくるために、アジア太平洋地域の新しい貿易・投資ルールづくりに参加し取り組んでいくことは大事だと考えております。

次に、TPP交渉に伴う関税撤廃した場合の長野県経済への影響につきましては、5月21日に発表された県の試算によりますと、県内経済の影響額を681億円のプラスと見込み、製造業のウエートが高い経済構造からプラスの効果が大きく見込まれる一方、同時に公表した農業への影響額は、政府が関税撤廃の例外とする方針である米、麦、牛肉、豚肉、乳製品などの重要品目の公表を保留し、マイナス34億円プラスアルファと見込んだ試算を発表いたしました。

町では、これらも受けまして、昨年3月に開催しました「TPPをめぐる動き」と題した講演会に引き続きまして、7月1日に長野県が行った試算結果をよく学び、今後の町の対応策への参考とするため、長野県企画部職員を講師に、農業委員を初めとする農業支援センターの関係者や商業、工業の関係者、一般町民を対象にして学習会を開催いたします。議員の皆様方にもご聴講いただければと思っております。

今後もTPPにかかわる対応につきましては、引き続き国の動きを注視しながら、情報の収集、発信に努めるなど対応してまいりたいと考えております。

続いてロ、町内の影響はについてでございます。

TPPに対する町内経済への影響につきましては、影響額の試算を町としては行っておりませんが、工業につきましては、従業員4人以上のデータとなりますが、平成23年の経済センサスの速報値及び長野県輸出生産実態調査によりますと、坂城町の製造品出荷額1,387億2,359万円のうち、466億7,838万円が輸出額であり、金額ベースで出荷額の約33.6%、およそ3分の1を輸出していることとなります。町内企業で海外輸出を行っている企業は11社で、TPP交渉により関税が撤廃されることにより、輸出先で安く商品を販売することができることから価格競争力が上がり、輸出元である町内企業にとっては、メリットが大きいと考えております。また、町内の関連企業にもよい影響が波及するとも期待されております。

さて、一方、農産物の輸入による町内農業への影響につきましては、坂城町の主要農産物である米につきましては、自家消費が中心であると、そのため影響は少ないと考えますが、リンゴ、ブドウなどの果樹につきましては、生食用が中心でそのほとんどが国内消費であることか

ら、その影響が心配される場所でもありますので、ブランド力を高めるなど競争力のある農産物にしていく必要があると考えております。以上でございます。

2番（塚田君） 2回目の質問をしますが、このTPP交渉、大変大きな問題、国内、国の問題でありますけれども、今、町長の答弁にもありましたように、町内企業と町内の農業について、この比較ですが、とにかく工業の町坂城と言われます。この町の中で、農業が自動車の足を引っ張るというような言われ方をし、このTPP問題が農業対工業というような構図をとにかく言われております。

この工業の町として、先ほど町長から話がありましたように、町内企業の面では3分の1が輸出ということで、メリットがあると、それに対して農業は米が自家消費が中心であり、米については、それほど影響はないと。しかし、果樹については特に、特産のリンゴ、ブドウについて私は、非常に心配する場所でもあります。

これまでもサクランボの輸入とか、そういうことの中で、農産物の輸入は徐々に自由化されて大変大きな問題になりましたけれども、しかし何とかここまで日本国内の果樹も含めて乗り切ってきたというふうに思いますけれども、坂城町が今言いましたように、とにかく工業中心ですから、農業がなかなか、昨日の質問にもありましたように、表へ出てこない、そういう感じで、TPPも本当に議論がなかなかされていないと、そういうことを非常に強く思うわけです。これは、国内全体にもそういうふうに言われておりますけれども、この際、ぜひ、こういう議論をさらに進めていきたいと思っております。

今、6次産業化というふうに言われて、農業が付加価値をつけて、農業の農産物の加工、また産直、地産地消というふうに、このような6次産業化と、また地産地消の上から言って、特に、町長が非常に力を入れているワインの生産、これは先ごろの玉村豊男さんの話にもありました、日本のワインの生産地、一番は神奈川だと、本当になかなか神奈川というような、そういうことが普通思い当たらないんですが、数字の上から神奈川と。しかし、そういうことで、今でも本当に千円を切るような1本のワインが販売されている中で、さらに、チリも参加しておりますこのTPPに、日本がその波に飲み込まれたならば、本当にこのワインもただ安いだけじゃなくて、さらに今まで、結構高いワインもまた安く、原料が入ってくるというような、やっぱり懸念もあります。そういう中で、坂城町が今後進めようとしているワインづくり、これについての影響をお伺いします。

町長（山村君） ではお答えいたします。今の、ワインの生産高の話がありましたけれども、ワインブドウの生産は長野が全国1位でございます。ワインに加工する製造量が神奈川が一番ということになります。神奈川が1番というのは、ご存じのように海外からですね、安いジュースでブドウを持ってきて、それで神奈川の工場で作っているということで、神奈川が日本一の製造量だということですが、ワインブドウの生産地は長野県が今、断トツで一番と

いうことになっております。

私はですね、今まさにおっしゃったとおりに、いかに付加価値のあるもの、坂城でつくる、これから6次産業化で、去年から取り組みましたワインをつくるのは、いかに付加価値があるか、それからブランド力があるか、ほかでは買えないものをつくる。それでなければやる意味はありません。ご案内のように、コンビニでも500円、600円でワインが1本、売っています。とてもそんなもの、私もつくるつもりはありません。坂城でしかないもの、坂城でつくったユニークなワインづくりをしたいというふうに思っております。

ですから、私、ちょっとつけ加えますと、前回から申し上げておりますように、全国町村会などではTPP参加反対ということで、坂城町もそれに入っております。前から申し上げたように、TPPそのものだけで議論するには意味がないと。例えば去年の円高、もう77円から、最近では90円半ばになっていますけれども、2割も3割もレートが変わる中で、TPPの話だけでものが解決するというものだと私たちも考えておりません。ですから、そういうことではなくて、坂城にある、出荷量は、製造業は千三百数十億円、農産物は10億円というレベルでございますけれども、その中でもユニークなものをつくっていかなくてはいけないというふうに考えております。

2番（塚田君） TPPについては、今後、いろんな国内議論も含めまして、町でもいろんな会合を持つということでもありますから、私たちも積極的に参加してその議論の中に加わりたいというふうに思います。

次に、質問に入ります。

1. 森林整備について

日本の国土面積の3分の2は森林であり、戦後の住宅難を解消するため、国を挙げて造林をした結果、今や4割が杉やヒノキの人工林であります。国は大震災の復興事業で、公共施設や住宅の建設に当たり、国産材の活用を進めていますが、1960年代からの木材の輸入自由化により安い外材に押され、現在、日本の木材の自給率は2割弱であります。まさに貿易の自由化50年のなれの果てであります。さらに、林業従事者の高齢化と後継者不足が追い打ちをかけ、木材需要に対して供給不足は後の祭りであります。

また、我が国の海外材の輸入は2000年からの10年間で輸入量は半減しております。これも農業、食料と同様に中国、インド、東南アジア諸国の経済成長により、世界の木材市場は危機的な状況であります。

木材資源がありながら生かせない日本の林業ですが、林野庁は国の交付金、森林整備加速化林業再生基金を3年延長、長野県も森林税の5年継続を決めました。朝起きれば目の前に山があり、山に囲まれた坂城町の林業施策について順次伺います。

まず初めに、イ. 森林税について

平成20年に導入された時限税がさらに延長された経過とこれまで町に交付された支援金と間伐など事業の内容をお尋ねします。

ロ. 森林・林業再生プランについて

23年度から10年間の路網整備、集約化及び人材の育成などの進捗状況をお聞きます。

ハ. 森林地域調査編入事業は

森林原野化した農用地以外の復元不可能な地目を森林に移行する編入事業の状況もあわせてお伺いします。

ニ. 松くい虫対策について

昨年3年ぶりに空中防除が再開されたにもかかわらず、相変わらず被害木が目につき、かえって増えているのではないかとの声が多く聞かれます。被害木の伐倒駆除の処理、未処理の状況と松くい虫に対する攻めの樹種転換と、無人ヘリの空中散布の実施について伺って、1回目の質問といたします。

産業振興課長（塚田君） 森林整備について、イ. 森林税についてお答えをいたします。

長野県森林づくり県民税は、平成20年度から24年度までの5年間で区切りとし、森林の多面的な機能を森林所有者のみならず、県民全体で保全していくことを目的に、平成20年度に導入されました。

この税の活用につきましては、主に里山における間伐等の森林整備を初め、森林所有者に呼びかけ、境界の明確化や整備の同意を得る活動を支援する里山集約化事業、また間伐の中核的担い手となる人材育成を支援する高度間伐技術者育成事業、そして木育推進事業などがあります。さらに森林税を財源として、市町村へ交付されるもの一つとして、森林づくり推進支援金があります。この森林づくり推進支援金は、地域固有の課題に対応した森林整備の推進や間伐材の利用促進などを行うため、市町村の取り組みを支援するもので、市町村の人口や森林面積、間伐の実績などを勘案して配分されます。

坂城町では、平成20年度71万円、21年度117万円、22年度は112万円、23、24年度は112万円、5年間で合計552万円ほどの交付を受けております。町では、これまで森林づくり推進支援金と木育推進事業を活用して、間伐事業の推進を初め、とりわけ課題となっております里山の森林整備が促進される事業を実施するとともに、次代を担う子供たちや地域住民が里山や地域の木材に目を向け、森林づくりへの理解と協力を得るための事業を行ってまいりました。

具体的な事業内容といたしましては、一つ目に、森林整備事業に係る補助事業として、町内の間伐適齢期にある森林の整備を進めるため、長野森林組合を事業主体とした間伐等補助事業に対するかさ上げ補助を行いました。また、地域で行う松くい虫防除対策への材料支給なども行いました。

二つ目に、里山景観整備事業として、坂城町のキノコ生産団体であるお〜い原木会と連携し、里山環境整備と獣害対策を兼ね、間伐による整備が必要とされる南条地区の山林において広葉樹の伐採、搬出を行いました。搬出した材はキノコの原木として活用いたしました。

三つ目に、間伐材利用促進事業として、間伐材を使ったベンチ、テーブルを役場や農産物直売所、循環バスのバス停に設置し、県内産間伐材の有効活用についてPRをいたしましたところでございます。また、以前から地域住民から要望のあった、こんぴら山ミニパークの遊歩道階段に間伐材を利用して改修を行うことができました。

四つ目に、森林教育環境整備事業として、小学校児童を対象とした木工教室を毎年開催し、間伐材を利用した本立てづくり、木製オカリナの製作など、子供たちに木に触れる機会を提供し、森林に関する学習を通しながら、ものをつくる楽しさや木のぬくもり、森林の大切さを伝えるよい機会となったと考えております。

この森林税につきましては、引き続き広く県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、森林の多目的機能を持続的に発揮させるための施策を実施し、森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成25年度以降の継続が決定いたしました。実施期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間です。

近年の林業を取り巻く環境は、依然として厳しく、採算性の悪化から放置されているものが多く、喫緊の課題となっており森林税の財源を活用した間伐事業へのかさ上げ補助も引き続き必要と考えるところであります。

また、個人所有林につきましては、所有面積が少ないことに加え、世代交代等により境界が不明なものが多く、森林整備が行き届かない状況にあります。森林づくり推進支援金事業は、財政的に町単独で行うことが難しい事業ですが、地域住民から希望のある事業を行うことができる柔軟性の高い交付金であると考えます。

町ではこの森林税を有効に活用しながら、森林整備の促進を図るとともに、森林関係者だけでなく地域の方々や子供たちなど、幅広い皆さんに森林づくりに参加していただく取り組みを支援していきたいと考えております。

続いて、ロの森林・林業再生プランについてお答えいたします。国が作成した森林・林業再生プランは、今後10年間をめどに作業道路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、森林、林業を早急に再生していくための指針として、平成23年4月22日に公布されたところであります。

再生プランの目指すところは、計画的な施業による適切な森林管理により、安定的な木材供給を進め、森林の一定面積を集約して効率化と低コスト化を図りながら、10年度の国産材自給率を50%以上にするという目標が掲げられております。

利用期を迎えた木材等の森林資源を有効に活用していくためには、施業の集約化を初め、作業道路網の整備及び高性能林業機械の活用により、間伐等に係る生産コストを削減していくことが必要不可欠であります。

町におきましても、国の森林・林業再生プラン作成に伴い、平成23年度に坂城町森林整備地域活動支援交付金要綱の一部を改正し、支援金の交付対象となる活動を、これまでの森林の維持、管理を目的としていた活動から、施業の集約化を促し、搬出間伐を促進活動に変更したところでございます。

町におきましては、現在、農山地区において上五明区が主体となり、森林の集約化及び間伐作業を行っております。昨年度からは、横引、和平の両地区合わせて50haの集約化を行い、今年度から間伐等の作業に取りかかる予定です。また、今年度は平沢地区で80haの森林集約化を予定しております。

この集約化に向けては、長野森林組合が事業主体となり、森林経営計画の作成、また森林所有者から同意の取得など準備を進めておりますので、町としても連携を図りながら効率的な森林整備に取り組んでまいります。

次に、ハの森林地域調査編入事業についてお答えいたします。森林、原野化した耕作放棄地は野生鳥獣被害の温床であり、里山で進めている森林整備にも支障を来しております。森林地域調査編入事業は、森林化した耕作放棄地対策として県が調査を実施しており、土地の有効活用を目的として耕作放棄地の現況調査を行い、地域森林計画の対象森林へ編入が可能であるか判断をいたしまして、森林地域の適正な把握と持続的な森林管理につなげていくことを目的としております。

調査の対象は、耕作放棄地が存在する地域の住民及び土地利用の管理主体である市町村であります。坂城町においては、平成23年度事業により調査が実施され、坂城町農業委員会が実施した耕作放棄地全体調査の結果のうち、農用地区域外で森林、原野化し農地として復元利用が困難と区分されました耕作放棄地689筆、面積にいたしまして38.44haに対しまして確認調査が行われました。

昨年、県より調査結果の報告があり、調査対象のうち編入候補となったのは573筆、調査筆数との比率は83%であります。面積は33.47ha、調査面積との比率は87%でありました。編入候補となった箇所については、非農地とするかどうかの確認及び判断をし、非農地と判断する場合は、町の同意を得た後に、坂城町森林計画の対象森林へ編入することとなります。現在、編入候補地として照会のあった耕作放棄地に対して、町農業委員会や土地所有者の意向を把握しながら調査を進めているところでございます。

続いて、2の松くい虫対策についてお答えいたします。松くい虫による被害の状況は増加の傾向が続いており、いまだ沈静化の様子は見られない状況でございます。伐倒駆除につきまし

では、ここ3年の実績を見ますと、平成22年度は1,097m³で、事業費2,128万円、23年度は1,173m³で、事業費2,167万円、24年度は850m³で、事業費1,730万円を実施いたしました。今年度は1,667万円の予算により730m³の処理を発注したところでございます。また、24年度は総合的な松くい虫防除対策の一環として、枯損木の処理50m³、また県の治山事業による樹種転換事業として被害木の伐倒駆除377m³を実施いたしました。

松くい虫被害木の未処理分の対応に関するご質問でございますが、3月末現在、約960本が未処理の被害木として確認されております。これは、森林保全推進委員として森林パトロールを委託しております長野森林組合から報告された本数であります。森林パトロールは、林道の状況や倒木等の点検にあわせ、松くい虫による被害状況も確認しております。車両で通行しながらの点検ですので、目視により確認できる範囲での数字であります。

未処理の被害木につきましては、所有者がはっきりしない場合もあり、地形が急峻のため伐倒駆除が実施できない被害木もあります。限られた財源の中で全量駆除には至りませんが、地域の要望や緊急性などを勘案し積極的に処理をしております。

樹種転換につきましては、先ほども触れましたように、県の治山事業により自在山周辺において実施しております。樹種転換と申しましてもほかの樹木を植林するというものではなく、その地に自生する広葉樹などが生育しやすいよう間伐、枝払い、下草刈り等で環境を整えるための事業であります。自在山においては、伐倒駆除した箇所には自生したアカマツが多く確認できますので、地域の皆さんのご協力をいただきながら継続した環境整備が図れば効果的であると考えます。

また、発想を転換した新たな取り組みといたしまして、松くい虫に逆襲すべく、アカマツを植林するといったことにも挑戦してみたいと考えております。

無人ヘリ散布に関しましては、松くい虫被害防止の予防方策としてこれまで有人ヘリ散布を実施している松林につきましても、特に、人の生活圏に近い部分などでは、より薬剤の飛散等による影響が少なく、危険性の低い効果的な対策とされております。

空中散布の対象区域については、家屋等人の生活圏から離す距離を有人ヘリ散布実施区域は200mに対し、無人ヘリ散布実施区域は30m以上に設定することが、基本的な考え方とされております。また、薬剤の飛散に関する特徴とすると、有人ヘリ散布は樹木の上10m程度から比較的広い散布幅で実施するため、飛散への対応が必要であることに対し、無人ヘリ散布は樹木の上、四、五mから低い散布幅で実施するため、比較的飛散は少ないとされております。

しかしながら、無人ヘリ散布の場合は散布に要する時間も長くなり、早朝に散布を完了させるというようなことが困難になるという課題がございます。また、操縦者が散布範囲を見渡せるための地理的な要因もあり、費用対効果を踏まえながら十分な検討が必要であると考えます。

ころであります。周辺住民等に対するリスクを最大限少なくし、より安全性の高い防除実施方法を選択し、地域住民や関係者等ときめ細やかな体制を構築した上で、適切な判断をしてまいりたいと考えております。

2番（塚田君） 大変、いろいろご答弁いただきましたが、森林税についてであります。私は、この税金は各町民1戸当たり500円を納めております。そこにプラス法人分ということでもありますけれども、この前、聞いた範囲では、年間、個人分で390万近く、プラス法人ということになりますと、年間400万から500万の税金を納めているわけです。私は、これを即、四、五百万のもとを取れというわけじゃありませんけれども、先ほどの答弁にもありましたように、24年度で112万円の支援金をいただいて事業をしていると。しかし、この事業の中で、3分の1しか、言えばですよ、3分の1しか納めた税金の有効に使われていないというふうに思いますけれども、その辺はどのように解釈したらよろしいでしょうか。

次に、森林と林業の再生プランについて。これは今までは、間伐は切り捨て間伐でありましたけれども、国の森林法の改正によりまして、搬出間伐にシフトされております。大変手間暇かかる、お金もかかる間伐に変わったということでもあります。この間伐区域の団地化、これは5ha以上ということでありまして、先ほども話がありましたように、現在行われている村上地区と、そして今年度、集約して行われるであろう間伐集団化事業、これについて、今の進捗状況はどのような状況であるか伺いたいと思います。

また、森林組合に全面的に委託されているということの中で、私はいつも疑問に思うんですが、町との連携と言っています、この連携はどのように連携をとって、また事業の実施状況、これについての把握は、どのように把握をされているのか、そこをお聞きしたいと思います。とかく、委託ということになりますと、町のかかわる部分が非常に曖昧になるということが言われておりますが、その辺をお聞きしたいと思います。

また、次に、森林地域の調査編入事業、これについては大変林業については関心もなく、農業についても高齢化、また新しい人材が育っていないという中で、遊休荒廃地が非常に増えているという中で、戦後、桑畑等で非常に山のほうまで開墾されて桑畑が進んで、言えば、堂叡山のすぐ下まで、また中之条では葛尾組合の霊園の上、相当山の奥まで桑畑として、畑として登録されているわけです。そのことをこのたびの県の調査によって、もう現実には森林なんだから、畑地を森林に地目変更しろという事業ですよ。

この事業について、今、多くの人たちはこの土地を持っている多くの人たちは年金生活で、固定資産税が昨年評価がえがありました。しかし、山林も農地も非常に低いところは固定資産税も低いんですが、しかし、そこで山林になれば、たとえ少しでも固定資産税が安くなるよと、そういうことの中で、早くこの事業を進めてほしいという声が多くあります。この中で、この事業が編入できる、実際に編入できるのは何年後ぐらいまでには完了するのかと、その点もお

聞きしたいと思います。

最後に、松くい虫の対策についてでありますけれども、先ほども言いましたように、非常に松の松枯れが、非常に目立ちます。これについては、本当に多くの人から指摘されているとおり、先ほども答弁がありましたように780m³、これは約、平均1m³当たりですね、ですから、約780本の松を処理したというふうに解釈しておりますけれども、25年度に1,670万円の伐倒駆除の予算がついておるという中で、3月末時点未処理が960本、私はこの森林組合の目視による調査が960本ばかりじゃないと、町中に今、広がっているこの枯損木、枯れた木が本当に多くを占めている中で、果たしてこのことが本当に960本くらいで済んでいるのかと、そのことは、私、決してこのように思いません。それでは、今年、この780本の伐倒駆除をするというところは、どの辺を中心に伐倒駆除をされるのか、お聞きします。以上です。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。まず初めに、森林税についてでございます。

町への還元分が妥当なのかというようなご質問だと思います。やはり金額的にわかっている金額はやはり少ないかと思いますが、この森林税につきましては、ご存じのとおり、水源の涵養とか、またこれから技術を高めていく、そういうような人材育成とか、そういうようなものにも、目に見えない事業にも当然お金がかかっているわけでありまして、その辺はやはり具体的には数字として町に還元されるというのは見えませんが、実際にはそういうものがあるということをご理解いただきたいと思います。

続いて、間伐につきましての進捗状況ということでございます。先ほども申し上げましたが、今年は、和平、平沢ですかね、そちらのほうについて、済みません、横引、和平の両地区合わせまして、50haが集約いたしました。こちらのほうは、所有者の方に同意書をいただきました、昨年。それで、今年から実際の作業に入れるということになります。そういうことでもあります。また、今年度は平沢地区80haの森林集約化を予定しているということで、こちらにつきましても所有者の方々、全て一覧表に出しまして、こちらの皆さんの説明会等を行いながら、同意を得ていくという段取りになっております。

続いて、森林組合との連携ということであります。やはり、森林に関しましては森林組合、やはり専門の業者さんといいますか、専門家であります。こちらのほうについては、やはり町と連携をしながらやっていかなければ、この森林整備は当然できないものというふうに考えます。特に、松くい虫等の伐倒というような作業につきましても、森林組合さんのほうからは、必ず写真で確認をして、それを町に報告するというような段取りは必ずやっております。そのようなことで、常にどのような活動をしているか、そういうものは町と連携をしながら今後も進めていきたいというふうに考えます。

続いて、編入事業についてでございます。何年後に終わるのかという質問でございますが、

やはり一番の問題は、森林化している農地ということで、所有者が行方不明というような場合が大変おおございます。また、もう大分前から森林になっているということでもありますので、もう固定資産税的にはほとんどがもう山林と同じ見方をされているのだと思うんですけども、特に、やはり県としても困っているといいますか、課題としていることは、この所有者がわからずに、同意が得られない、そういう問題がございます。今後、この点について同意がなくても地目を変えていくことはできないのかというようなことを、県としても研究をしているというような状況でありますので、何年後になるかというのは、まだちょっとはっきりしたところはわからないということで、よろしく願いいたします。

あと、松枯れの関係でございます。やはり空中散布につきましては、予防でございます。緑の松を守るための作業になります。3年間予防事業をやったことなかつたということが、やはり大きな問題かと思えます。こちらについて、やはり今、赤くなってきているところに当然薬をかけてもそれは無駄なことで、やはり青いうちにはかけないと薬は効かない。今、赤いのはもう手おくれだということでもあります。かといって赤いままで放っておくというわけにはいきませんので、やはりそちらのほうについては、順次予算の、財源の許す限り伐倒駆除等行っていければというふうに思えます。

やはり、特に高速道路の周辺、大変やっぱり車に乗って松くい虫も飛散していると、飛び回っているというような状況が予想されますので、やはり高速道路の山手の松が大分枯れて、枯損木となって倒れかけているというような危険性もありますので、そういうところも毎年危険なところは、箇所は伐倒駆除を行っております。そういうようなことで、特に危険な場所、そういうところをまず最初に手がけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（塚田君） 松くい虫については、非常に大きな問題になって、長い期間、2千万毎年かけて伐倒駆除をしながらも、まだ増えているような状況、この茶色の松が本当に目に見える形で減るんならいいんだけど、増えるというような、こういう現状をやっぱり、一般の町民の皆さんは見ていて、町は何をやっているんだと。今言われましたように、もう赤く枯れた松を切ることは、もう何の予防にもならないし、手段ではないと。ただ、見た目が悪だけということでもありますから、しかしそういうことの中で、その2千万だ、1千何百万をかけるということが、果たして価値があることなのかどうかという、そういうことを踏まえすと大変難しい問題ではありますけれども、しかし、この坂城の町のね、松が本当になくならないように、早くいろいろな手段を講じて、対処してほしいというふうに思えます。

間伐についても、私たちは目に見える間伐がされているかという点で、先ほども答弁がありましたように、上五明区では今年、集約間伐3年目になりますかね、そして3年目の中で、それぞれの皆さんが間伐、山林を守るという意味で努力されているわけですけども、今年度、

先ほども話がありましたように、和平地区と横引地区ですね、これがまとまったという話ですけども、私も森林組合の参与として会議にも出させてもらって話を聞いているんですけども、なかなか、先ほども話に出ましたように、所在地主が不明だとか、そういう中で50%の同意がなかなか得られないじゃないかと、そういうことのいろんな質問がありましたけれども、それが、同意がとれて、間伐、集団間伐が進むとということをお聞きしまして、まずは一安心したところであります。

それでは、まとめに入ります。先ごろ、世界農業遺産という記事を新聞から目にしました。世界農業遺産は、地域の環境や文化と密接につながり、多様な生物を育て、自然と調和した循環型の農業のことでした。環太平洋連携協定に向けて国内の農業は競争力の強化と農地を集約し生産性を上げる政策に翻弄されております。中山間地の特色ある農業や伝統農法と相反するものであります。水資源や環境の保全、文化や景観の維持など、生産性は低くても安全・安心の農作物を生み出す農業の理想型ではありますが、日本の農耕民族2000年の歴史と文化を大切にしたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時23分～再開 午前 9時33分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、5番 塩入弘文君の質問を許します。

5番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

1. 職員体制の充実と健康について

私は5月下旬に東北大震災の被災地石巻市に行ってきました。2年以上過ぎた現在でも被災現場はまだ復興がおくれています。その中で自治体の職員の皆さんが一生懸命頑張っている姿を見ました。また、先日のテレビで大きな被害を受けた岩手県の大槌町、人口は1万6千ですが、まちづくり担当の職員14名中、12人が津波の犠牲になりました。そのために、今、全国から職員の応援を頼んで復興に取り組んでおります。本当に災害時は命がけで住民を守るために頑張っている姿がわかりました。

このように、公務員は住民の暮らし、福祉や安全、財産、命を守るために命がけで仕事をしています。また、そういう意味で、自治体職員の崇高な使命であると思っております。この公務員に対して歴代の自民党政権は、地方行革の名のもとに人員や給与を削減してきました。特に、小泉内閣のときには2005年から集中改革プランで、その傾向が強まりました。正規の公務員が減らされ、その穴埋めとして非正規の職員が増えました。

一方、平成の大合併と称して、全国的に合併の嵐が吹き荒れました。長野県では、2010年3月末で120あった市町村が43減り、今77市町村になりました。国はこの合併特例債を目玉にして強く合併を進めてきました。このような中で、坂城町は合併せず、自立

のまちづくりを目指してきたことは、大変評価すべきだと思っています。今、国と財界は、合併で物足りず、道州制の導入も考えております。道州制に対しては、全国町村会でも強く反対の意向を示しています。

公務員に対する人員削減、給料削減と市町村合併、道州制への狙いは共通したのがあります。それは、自民党政権が国から地方自治体への財政支出を極力抑えて、ゼネコンを初めとする財界の大型開発優先の自治体づくりを目指しているからです。今、安倍内閣によって自治体の民営化が保育園等で進められています。また、TPP参加によっても多国籍企業が参入のチャンスを狙っています。

国は、国庫補助金の負担金を廃止したり、または減少し、地方交付税を減らしてきました。その結果、国保税、介護保険料等々、福祉予算や教育予算が大幅に減らされ、国民の負担が増えました。そのため、さまざまな今、問題が起きております。今や全国の自治体が悲鳴を上げています。

今年になって安倍内閣は、地方固有の財源である地方交付税について配分の権限を握る国が地方公務員に給与減額を迫ることを通して地方交付税を減らそうとしています。地震で大きな被害を受けた栄村の総務部長は、信毎に対して「県北部地震を経験し、非常時は人が必要だと痛感し、また今、復旧・復興の業務が多く、職員は夜遅くまで勤務しておると、その村の職員の給与は、国の月額より6万円も少ないと。」それなのにまた給与を減らせという政府のやり方は余りにもひどいと思います。

地方交付税は、自治体が自由に使えるお金です。公務員給与の減額を前提に配分するのは違法だと思います。私は今や、国の圧力から住民の暮らしや福祉、財産や命を守るのも自治体の仕事だと思っています。そのためには、自治体の職員がもっと大切にされ、住民のために頑張れる職員体制が今こそ強く求められていると思います。

そこで、質問します。

イ．行革の影響をどう受けとめるか

一つには、職員が今まで何人削減されているか。第2に正規職員と非正規職員の比率の推移はどうか。第3に仕事量の影響はどうか。以上3点です。

ロ．不安定雇用をなくし正規職員の確保を

第1に保育園の正規職員と非正規職員の比率の推移はどうか。第2に、3年で雇いどめでなく、更新できる仕組みにできないかということです。私は2年前のこの6月議会でこの質問をしました。課長答弁では、長くても3年ということでした。「私は、3年という中でおおむね通しで子供たちに対応できると考えている、しかし、今後検討していきたい。」こう答弁されました。あれから2年たちました。どのように検討されたのかお尋ねします。

また、来年度より保育士を若干名増やす計画で、大変うれしく思います。具体的には何名増

やすのか、また現在の臨時保育士の皆さんも受験できるのか。私は経験を積んだ保育士に受験のチャンスをつくってほしいと思っています。

それから、正規職員の採用に当たっては、将来を見通した場合に、年齢構成をどのように考えているか、これは町長に質問したいと思います。

第3に、地域包括支援センターと保健センターに正規職員を、質問します。地域包括支援センターは、介護行政のこれから中核になります。ところが重要ポスト3人のうち、2人が臨時です。これは超高齢化社会を迎えるに当たり、その中核となるところが臨時で果たしてよいのでしょうか。

なお、保健センターの保健師については、来年度より1名増やすとのこと、本当に何よりです。私も強く要求してきましたが、これで保健指導の一步が前進すると思います。

ハ．地方交付税の給与分減額について

先ほど、冒頭でも申し上げましたが、私が一番問題だと思うのは、そもそも公務員のストライキ権が奪われている日本では、その代償として人事院勧告に基づいて労使で話し合っている決めています。

今回、安倍内閣がこの人事院勧告を全く無視して決めてきております。これは、明らかに法律違反だと思います。そればかりか、一律に賃金が下げられると、何と1年間で平均30万円下げられ、1カ月の給料分に当たります。ここにいらっしゃる課長クラスの皆さんは、およそ50万円近くになると予想されます。

そういうことで、国民の所得を増やすのではなくて、逆に減らしてどうしてデフレ脱却ができるのでしょうか。しかも、社会保障費が削られ、消費税がアップされる、どんどん生活が大変になってきます。これでは景気回復は見込まれません。アベノミクスが本当に庶民いじめであるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、今回の給与減額についてどうお考えか、質問します。

ニ．職員の意識改革等について

山村町長は、立候補の公約でも職員の意識改革やリーダーの育成など、いわゆる人づくりについて強調されてこられました。先ほど述べたように、今、国からのさまざまな圧力に抗して住民の利益を守るために生きがいを持って本気でやる職員が育つことは、町民の暮らしや福祉、安全を守る上でも大変重要なことです。

そこで、町長に2点質問したいと思います。一つは、この2年間、どのように取り組まれてこられたのか、また今後どのように考えていらっしゃるのか。

二つ目は、職員の人事異動は職員の意識改革ややる気を出すためのよい機会だと考えます。ここ一、二年間の様子を見ると、1年で変わる人も多いし、2年以内の人も多いです。どのような考えで行っていらっしゃるのか、質問します。もちろん町長に就任されて2年間たってい

ますので、町長にはいろいろな思いがあると思います。また、人事権は首長の権限でありますので、それについて具体的にどうこうということではなく、一般的な人事異動についての考え方を質問したいと思います。

次、ホの職員の健康実態はについて質問します。第1に、平成24年、25年度、病気で休んだ人の数はどのくらいいるか。第2に、職員の健康管理への取り組みについてお尋ねします。以上で第1回の質問を終わります。

町長（山村君） 塩入議員さんから職員体制の充実と健康についてということで、幅広い観点からいろいろご質問いただきました。

私の考えを述べよということもありますので、全般的に私から答えさせていただきまして、あとは、担当課長から具体的な話をさせていただきたいと思います。

まず、私から特に、今、お話がありました坂城町の職員の意識改革やリーダー育成に関する考え方全般的なお話をまずさせていただきたいと思います。

私の選挙のときの公約にも、人の輝く町、人づくりによるまちづくりというのがございました。この対象には当然、坂城町の町の役場職員も含まれます。私が町長に就任した際に、職員全員に期待したことは、みずから考えて、みずから実行することです。今までの惰性或習慣の延長線上ではなくて、新たにこの時点で自分は何ができるのかということ自分で考えていただきたいということでありました。

その一つとして、就任早々、初日ですけれども、2年前の5月8日に全ての職員に集まっていたいただきまして、その場でお願いをいたしました。前町長の就任というのが3期、それから助役さんのときも入れますと8年間、合計20年間続きましたので、みんないろいろやりたいことがあったらろうというようなことで、皆さんから意見を集約しました。その集約したものがチャレンジSAKAKIという名前でございます。

今日からスタートということで、キーワードで206件の提案がありました。既に幾つもの取り組みが実を結んでおります。また、ここで重要だったのはですね、一つ一つの取り組みの実現に向けて関係職員が課や係の枠を超えて、チームとして結集するということでありました。チームを結成して、課を超えて課題解決に向けたディスカッションを重ねる中で形づくられたというふうに理解しております。

こうした中で、よりよい方向を常に意識しながらみずからのアイデアを出して、その実現に向けて職員同士が横断的に連携を図る中で、行動に移していくという柔軟でスピーディーな姿勢が今後のスマートなまちづくりに大変重要であると考えているところであります。

組織には、よりグローバルな視点から、組織全体を見渡せるリーダーの存在が不可欠であると思います。また、将来のリーダーとなる新入職員についても、従来から参加していた町村会の新入職員研修に加えて、昨年からは民間企業の職員が参加する中小企業能力開発学院の研修も

受けさせました。私も講師となって、新入職員、役場だけじゃなくて全体の新人にもお話をしました。

また、管理職を初めとしたそれぞれの職員につきましても、これもチャレンジSAKAKIの中でみずから提案があったんですけれども、町の住民の方、これをお客様と考えなきゃいけないと。そうしたときに、私どもは接遇ができていいのかというような非常に初歩的なところでもありますけれども、接遇研修をやりたいという要望もありました。このように接遇研修やあるいは長野・上田両広域連合などが開催する研修など、その年代、職に応じたさまざまな機会を利用して積極的に知見を広げることに努めております。またそういった場を通してさらなる意識改革につなげてまいりたいと考えております。

加えて、職員採用に際しましては、当町の課題である職員の年齢構成、先ほども指摘がありました、この不均衡がございます。特に、ここ数年の若い世代の不足がありました。その解消に向けて配慮する中で、一昨年から社会人枠というのをつくりまして、職員の年齢構成の平準化に努めてまいりました。将来におけるまちづくりに向けて組織のスムーズな継続性、連続性を確保してまいりたいと考えております。

社会人枠で採用されました人たち、お会いになったことがあると思いますけれども、おのこの経験をバックにしてばりばりとやっているというふうに理解しております。

私が、民間企業に在任中から現在に至るまで、長年、教育問題についてはかかわりを持ってまいりました。江戸末期の有名な学者で佐藤一斎という人がいますけれども、この人は、「少にして学べば、壮にして成すあり。壮にして学べば、老いて衰えず。老いて学べば、死して朽ちず。」というように、人間が一生学びであると、人間が学びを一生続ければ一生それぞれの立場で必ず開花すると私も信じております。学びを通じて、地方自治が元気に、日本が元気になる第一歩を坂城町が歩み出したいというように考えております。

全体、トータルの考えを述べましたので、あと、具体的には担当課長のほうからご答弁させていただきます。以上でございます。

総務課長（田中君） それでは、ご質問の職員体制の充実と健康についての、イの行革の影響をどう受けとめるかについて、お答えをいたします。

初めに、町の職員数についてお答えをいたします。当町の職員定数につきましては、坂城町職員定数条例におきまして、町長部局、教育委員会部局等合わせまして、総数を166名と定めております。町では、退職者の不補充など自主的に職員の削減を進め、平成24年度は129名、今年度は131名という状況でございます。

ご質問の職員の削減数であります。職員定数の166名と比較いたしますと、本年度において35名の減となっております。

次に、常勤職員と臨時職員との比率の推移について申し上げます。過去5年間の保育士を除

く比率の推移であります。平成21年度は常勤職員と臨時職員を合わせた職員数126名に対し、臨時職員は9名で、臨時職員の占める割合は7.1%でありました。以下、同様に22年度につきましては115名のうち3名で2.6%、23年度は110名のうち2名で1.8%、24年度は110名のうち5名で4.5%、今年度につきましては113名のうち5名で4.4%といった状況になっております。

また、県からの権限移譲等により町の行う業務が増加しておりますが、職員の兼務につきましては、平成21年度からの過去5年間につきましては、兼務のかかっている職員が増加している状況とはなっておりません。

続きまして、不安定雇用をなくし正規職員の確保についてお答えをいたします。最初に保育園の臨時保育士の状況についてお答えをいたします。

現在、当町の保育園のクラス担当の保育士は、常勤の職員と1年雇用の臨時職員とで担当しており、その比率の推移について、先ほど申し上げました職員数の比率と同様に、過去5年間の状況について申し上げます。平成21年度はクラス担当の保育士全体で36名おり、そのうち臨時職員は13名で全体に占める割合は36.1%となっております。同様に22年度は36名のうち臨時職員は14名で38.9%、23年度は35名のうち13名で37.1%、24年度は34名のうち10名で29.4%、本年度は33名のうち10名で30.3%という状況になっております。

なお、クラス担当の臨時保育士につきましては、最長3年間の更新が可能であり、卒園までの3年間、クラス担当が可能となる雇用になっております。年少から年長までのクラスを持つことで、子供たちが安心して保育が受けられる仕組みとなっております。ご質問の3年を超える雇用につきましては、現在の運用を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、地域包括支援センターに正規職員をについてお答えをいたします。介護保険法では、地域包括支援センターの設置に当たり、65歳以上の高齢者が3千人から6千人未満の市町村にあつては、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3種類の資格を有するそれぞれの専門職の配置を義務づけております。

この3種類の資格者を有する専門職の確保に当たりましては、委託であったり、派遣を受けるなどで対応している市町村が多い中で、坂城町におきましては、臨時職員ではありますが、町が直接雇用しているところでございます。

今後につきましても、現在の町が直接雇用する体制を維持する中で、地域包括支援センターの役割である高齢者の保健福祉、介護保険についての総合相談、支援の窓口業務を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、保健センターに正規職員をについてお答えいたします。来年度、町では保健師1名を採用する予定の中で、町民の健康を守るための保健予防活動のさらなる充実を図ってま

いたいと考えております。

なお、現在広報6月号、有線放送、町ホームページ等により一般職、保育士は若干名の採用とあわせて、保健師を募集いたしております。

ご質問の現在、臨時職員として働いている保育士につきましては、募集条件に該当する場合には申し込みをいただけます。

続きまして、地方交付税の給与分の減額についてどう考えるかというご質問にお答えいたします。今年度の地方交付税につきましては、国家公務員が特例として実施している給与削減措置と同等に、地方公務員につきましても、平成25年7月から給与削減を実施することを前提といたしまして、減額措置が講じられております。この減額分につきましては、東日本大震災を契機とした防災・減災事業や長引く景気の低迷により元気をなくした地域経済の活性化などの緊急課題に対応するための財源として充当されることとされております。

しかし、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方固有財源という性格を否定するものであり、いささか乱暴すぎる手法と感じております。また、地方交付税は使途に制限のない一般財源であり、町といたしましても税に次ぐ大きな財源でありますので、一方的な削減につきましてはいかなるものかと考えているところでございます。

続きまして職員の健康状態はについてお答えいたします。初めに、24年度と25年度において一定期間療養休暇を取得した職員につきましては、それぞれ1名であります。職員の健康管理につきましては、疾病の予防や早期発見には健康診断が有効であることから、医療機関に委託して役場で受診できる健康スクリーニングを実施しているほか、1泊2日と3時間の人間ドックの機会を設けております。平成24年度につきましては、町の常勤職員、臨時職員全員がいずれかの健康診断を受診しております。

5番（塩入君） ただいま町長と担当課長から答弁がありました。第2の、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、口ですけれども、今、課長答弁でも明らかになりましたが、かつては、166名いた正規職員が35名減って、平成25年度には131人になってしまいました。職員の皆さんも仕事の量が増えて大変になっていると思います。最近5年の推移を見ましても、正規職員が9人減る中で、ただ保育士が減らされていないということは、それだけ重視されているのかなということがわかりました。

しかし、臨時保育士が3年で雇いどめになるというのは、保育士にとっても、何よりも子供たちにとっても、せっかく信頼関係ができた先生と別れなくてはならない、未来を背負う子供たちを育てるのに、こんな環境でよいのかと思います。町としても、国からの行革の圧力のために苦勞されていることはわかりますけれども、この現状をいつまでも放っておくということにはいかないと思います。

そこで、現場の先生たちと十分に話し合っ、よりよい方法を見つけ出すことができないでしょうか。先ほど、課長の答弁では、私がさっき質問した2年間検討すると言っ、2年間たったわけですが、具体的にどうされる、検討されたのかは答弁がありませんでした。少なくとも、現場の保育士の皆さんやそういう人たちにとって、大変重要な問題ですから、それについて十分話し合っ検討されたのかどうか、その辺を質問したいと思っます。

それから、来年度の採用に向けてですが、さっき条件により採用すると言っ答弁がありました。多分この条件というのは年齢のことだと思っます。先ほど町長も答弁の中で、やっぱり年齢構成の問題というのは、これから重視していかなきゃいけないという大きな課題になっていることは、私も承知しておっります。そういう中で、やはり経験ある人が正規になるということ是非常に子供たちにとっても、町にとっても、僕は非常に有意義なことじゃないかという点から考えて、ただ年齢だけで切るといっことじゃなくて、その辺も、年齢を超えたとしてもね、経験豊かな保育士も採用できる枠を考えてもらえないかどうか、その点質問したいと思っます。

次に、地域包括センターにおいて、社会福祉は大変大きな役割を果たしてっいます。特に社会福祉士がですね、本当に正規になるかならないかでも、実際に町民に対する信頼度、それから本人のやる気の問題も含めてですね、非常に大きな違いがあるんじゃないかというこ、財政の苦しい状況はわかりますけれども、やはりこれから超高齢化社会で一番重要な役割を果たす、そのポスト3人が臨時であれば困ると思っんです。そういう意味で、特に社会福祉士が正規になれないのかどうか、その辺を検討していただきたいと思っんですが、どうでしょうか。

次、二の職員の意識改革について、先ほど町長から答弁がありました。町長の考えはわかりました。そういう意味で本当にいろいろな立場から考えていらっしやることはよくわかるし、またすぐ実行すること、考え、自分で考え、自分から実行する、そういう職員、また常に学びを忘れずずっと学び続ける、そういう姿勢、それは最も大事だと僕も思っます。私は、一般的な人事異動を考えた場合に、角度を変えて、三つの点から2回目の質問をしたいと思っます。

第1に、人事異動は単に職員だけの問題でなく、町民にとってどうかという問題でもあります。1年ごとに人事異動になると、町民が窓口に行って聞いたときに、十分に対応できない場合も考えられます。例えば、お願いしてもなれないためか、時間がかかり待たされることが多いとか、行くたびに人がかわっ、なかなか話しにくいと、なれている人だと気軽に聞けるんだけど、それからもっとわかりやすく自信を持って話してほしいなどなど、要望も聞きます。このような要望に応えるには、ある程度熟達してないと、余裕ある対応やわかりやすい対応ができません。町民の立場から見て、この点についてどうでしょうか。

第2に、職員のやる気の問題です。職員は誰もが住民のために役立つ仕事をしようと思っ張り切っ職員になったと思っます。それぞれの課で経験を積み、住民要求に応じたいと思っています。ところが、1年でかえられていっますと、その課の仕事を十分にマスターできないうち

に、他の課へ行ってしまう。私は少なくとも三、四年ぐらいいないと、その課の仕事を十分マスターしたり住民にわかりやすく対応できないと思うんです。また、職員のやる気を損なうことも出てくるし、年末になりますと、今度はどこへ動かされるのか、いつもプレッシャーもかかるんじゃないかというふうにも思います。そのために、病気になってしまう人もいるかもしれません。職員のやる気を損なうと町民にとっても不利益になるんじゃないでしょうか。この点について質問したいと思います。

三つ目は、管理職も一、二年でかわってしまうのは、デメリットが多いんじゃないかというふう思うんです。事前に十分な心準備もないまま急にかわれば戸惑います。今、課長職の仕事は行政改革により、仕事量が増えています。仕事の内容を理解するだけでも時間がかかるし、また引き継ぎをする場合にも多くの時間を要します。課として独自のアイデアを出し、新たにチャレンジするには一、二年やらないと生まれてきません。また一人一人の職員の特徴をつかんで課としてのチームワークをつくることも容易ではありません。課としてのチームワークをつくり、お互いに支え合ったり、助け合っていけるような、そういう一体感のある課をどうつくるか、これは一、二年では無理じゃないかとも思います。それは、町民の利益にも影響してくるんじゃないでしょうか。リーダーづくりは焦らず時間をかけていかねばならないと思うんですが、どうでしょうか。以上、3点、町長に質問します。

次に、ホの職員の健康管理の取り組みについてですが、2回目の質問をします。今、公務員だけでなく、仕事の働き方がきつくなったり、人間関係がうまくいかなかったりして、精神疾患になる人が増えています。教員を初め公務員の中でも増えています。また、町職員の場合、各課ごとに仕事の支え合いとか、疲れた人に対する対応とか、ストレス解消のためにどんなことが一体なされているのか、それとも一人一人の仕事が忙しくてとてもそんな余裕がない状況なのか、その辺をお聞きします。以上で2回目の質問とします。

町長（山村君） 2回目の質問でいろいろご指摘いただきましたけれども、特に人事異動について町長から答えろということなんで、お答えいたします。

三、四年はそのままにしておけると言われますと、私の任期中にかえることができなくなるということで、これはちょっと問題だなと思っちゃいました。

私は基本的にはですね、適材適所でやるべきだと思っております。それでですね、私は2年間、うちの職員全員に言ってきましたのは、みんなおのおのノウハウを持っているし、経験あるわけです。ところがそれがですね、いわゆる暗黙値になっているわけです。自分一人一人の中にとどまっているわけです。それを暗黙値をみんなで共通にわかる形式値に変えようという仕事を僕はこの2年間やってきたつもりです。

したがってですね、課長会議とか、よく全体で会議をする場合もありますけれども、みんな一つの問題を一つの課の一つの人間、一人の人間だけが持つんじゃないくて、職員全体で共有

してもらいたいと。おのおの持っている暗黙値を形式値に、全体で変えてもらいたいということをやってきました。

そうしますと、仮にですね、2年で異動してもですね、その問題の共有ができていくというふうなことは、組織はもっとダイナミックに動いていくんじゃないかというふうに思っております。確かにおっしゃるように、私が在任中でも1年でかわっていただいた人もありました。それはまさに適材適所を考える。真っ先に考えなきゃいけないのは、町民の皆さんへのサービスがちゃんとできるかというこの1点であります。

先ほど申し上げましたように、お客様に対して本当のサービスができるのかと、自分が不得手な仕事場にですね、2年も3年も置かれるというのはかえって苦痛であります。ですから、私は、人事異動につきましても、本人ともよく話をし、周りの関係者とも話をし、決めてきたつもりであります。1年でもですね、人間が成長するためには、小さなことでも、小さな成功体験を積み重ねながら成長していくことができると思います。町で取り組んでいるテーマも、新たなテーマがたくさん起きています。ですからそれを、一つの課ではなく全体で考える、こういう習慣づけをしていきたいというふうに思っておりますので、人事異動につきましても、何年置かなきゃいけないという固定観念ではなくて、人材を見て、適材適所で進んでいきたいと、進めていきたいと思っております。

総務課長（田中君） それでは、再質問に答弁をいたします。

まず最初に、クラス担当の臨時保育士の3年を超える雇用につきましてではありますが、現場との話し合いということなんですが、福祉健康課の担当とは話をしてまいってきております。そういう中で、先ほど申し上げましたとおり、年少から年長までのクラスを持つことで、子供たちが安心して保育が受けられる仕組みとなっておりますので、現在の運用を続けてまいります。

それから、保育士の経験ある人の採用をということなんですが、来年度の保育士の採用に当たっては、平成3年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方を募集をいたしております。保育士の現在の年齢構成によりまして募集をいたしております。

それから、地域包括支援センターにつきましては、先ほども申し上げましたが、臨時職員を直接町が雇用をしております。今後につきましても、町が直接雇用する体制の中で業務を行ってまいりたいと考えております。

なお、6月から町長招集挨拶でもございましたが、介護保険に係る申請窓口と相談窓口の一本化を図るため、地域包括支援センターの機能を役場庁舎の福祉健康課内に移転いたしまして、住民サービスの向上に努めております。

それから、職員のメンタル面、心の病気の予防につきましては、定期的開催されますメンタルヘルス研修や毎月実施されております個人メンタルヘルス相談会など、機会を捉えて職員

に紹介をしております。また、保健師等、総務課もそうなのですが、私もそうなのですが、随時相談を受けるなどそのケアに努めております。

また、職場内におきましても、職員間のコミュニケーションを大切にするとともに、事務量、作業量の忙しさに応じて特定の職員や係に過度の負担がかからないよう係や課、場合によっては、課の枠を超えて協力することで職員のストレスの防止を図るなど、職員の精神面の健康管理にも配慮しているところでございます。

5番（塩入君） 今、それぞれ答弁がありました。時間の関係上、次のほうへ移りたいと思います。

2. TPP交渉参加に反対を

イ. TPP交渉参加決定についてどう考えるか

第1に、安倍政権が国民に国益は守ると言っているが本当に守れるのかと思います。その点についてお聞きします。

それから、二の農産物に対する坂城町への影響は先ほど、塚田議員が質問されていますので、省くところは省いていきたいと思います。

ロ. 町として今後どのようにとりくむか

第1に学習会については、先ほど、町長のほうから7月1日にやるという答弁がありました。また、ぜひ、充実したものにしていきたいというふうに思っています。

それから第2にですね、今、全国町村会を通して、本当に農業団体を初めとして、TPP参加交渉、参加を撤回しろという声が大きく出ているわけですが、政府にTPP交渉参加撤回を求めるべきではないかというふうに思いますが、その点についてどうでしょう。以上2点質問します。

産業振興課長（塚田君） TPP交渉参加に反対を、イ. TPP交渉参加決定についてどう考えるのかについてお答えいたします。

政府は、TPP交渉について、7月参加を表明し11カ国が参加するアジア太平洋地域の自由貿易圏に加わり、全物品の関税撤廃を原則として、投資やサービス分野でも高い水準の自由化を追求することとなっております。

特に、農産品の関税撤廃、削減が焦点になっており、米などの聖域6品目を関税撤廃するの例外とする方針で調整がなされておるところでございます。政府の試算では、TPPに参加した場合の国内の影響は、農業分野の生産額が10年後に3兆円減少すると見込んでおり、県においても米などの聖域6品目を除外し、政府統一試算に準じて試算が行われ35億円の減少と内容がまとめられたところでもあります。しかし、試算は関税撤廃の効果のみを対象とし、追加的な対策を考慮していないことから、今後の県、国の支援により影響は減少するものとは思われるところでもございます。

次に、ロの町として今後どのようにとりくむのかについてお答えいたします。

T P P交渉参加に伴う影響等につきましては、先ほども申し上げましたが、7月1日に農業委員を初めとする農業支援センターの関係者や商業、工業の関係者、一般町民を対象にして学習会を開催いたします。講師に県企画部の職員を招き、政府が試算した際の前提条件を長野県に適用した場合の影響等について学習をいたします。

今後とも交渉の動向に注視する中で、随時学習会、講演会等の計画を計画していきたいと考えております。

なお、ご存じのとおり、T P P交渉については、不公平な交渉環境が予想され、地域社会に甚大な影響を与えるおそれがあるということから、県町村会では、去る5月28日の臨時総会においてT P P協定交渉について国益を確保するための対策を明示すること、また、今後、交渉参加に当たっては、農林水産分野の重要5品目や国民皆保険等の聖域確保ができないと判断した場合には、脱退を辞さない覚悟で交渉することを強く求めていくというふうに決議しております。

今後とも情報を収集し、内容を精査する中で、県町村会を通じてT P P交渉に係る要望をしていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

5番（塩入君） 今、課長から答弁がありました。T P Pの問題についてはですね、前の民主党政権のときから問題になっていて、それから自民政権になりましてもですね、中身は国民に何ら十分論議しないままで、中身があんまり知られていないと、ここに一番問題があるんですね。やっぱりT P Pの問題で一番大きいのは、秘密主義なんです。結果がわかるまで絶対、国民や国会議員に知らせないという取り決めがあるんです。だから、結果がわかったときには、もう後の祭りと、こういうのが今のT P Pの仕組みになっていると、ここに恐ろしさを僕は感じているわけです。

そこで、第2の質問に入りたいと思いますが、今、課長からも答弁がありましたけれども、3月15日にT P P交渉に参加すると安倍内閣は表明して、守るべきは守ると言いました。しかし、どの国もT P Pは全ての品目の関税撤廃が原則になっている。これはもう承知のとおりだと思います。

安倍政権はさきの選挙公約で六つの公約を決めました。守れないときは断固反対と、こういうことを国民に約束したわけですね。じゃあ、その六つの約束というのは、第1に聖域なき関税撤廃を条件とする限り交渉参加に反対する、第2に国民皆保険制度は守る、第3に食の安全・安心の基準を守る、第4にI S D条項は合意しない、第5に金融サービス等は我が国の特性も踏まえ、第6に自動車などの工業製品の数値目標は受け入れないの6項目です。

しかし、アメリカとの事前協議で既に破られてきております。ご承知のように、米国産牛肉のB S Eの輸入制限が2カ月から倍の4カ月に緩和されました。また簡保生命のがん保険の新

規商品を中止にさせられました。アメリカが日本の車を輸入するときには、今までどおり関税をかけると、こういうことを日本に約束させました。そして、日本の国益は守るということについて、何ら保障していません。事前協議のときからアメリカに一方的に約束させられてしまった。

本格的な交渉に入った場合に、本当に国益を守ると口では言っているけれども、国民は信用していないと思います。しかも、交渉内容は、今申し上げたように、決定されるまでは明らかにされないわけです。そういう意味で、アメリカの多国籍企業がもうけを優先して、日本の社会へどんどん侵入していくことを一番恐れております。そういうことで、こういう国民に真実が伝わらず、秘密主義を貫いている限り、TPP交渉参加は撤回以外にはないと思いますがどうでしょうか。

第2回の質問ですが、趣旨はおわかりでしょうか。撤回する以外ないと思いますが、さっきの答弁ですね。

じゃあ、もう一つ、じゃあ、時間も余りありませんけれども、ぜひ、一番僕が心配しているのは、今、農産物中心にいろいろTPPについて話されています。一番怖いのは、非関税障壁ですね、と言われているものが撤廃されたり緩和されていると、例えば食の安全です、輸入品の残留農薬の基準が下げられたり、今まで添加物が800種だったのが、今度は3千種に添加物が緩和されると。税関での輸入食品のチェックも甘くなります。こういうふうにして食の安全が守れるか本当に心配です。

また、国民皆保険の制度も地域医療が守られなくなるんじゃないかという心配もあります。それは、外国の民間医療会社が入ってきて、医療機関を買収して、採算に合わないと地域から撤退する。今、大型スーパーがこの地域からも撤退しました。それと同じように企業はもうからないと撤退します。こういう民間の企業が医療に入ってくると、そういうことは当然考えられるわけです。

また、保険外の高額な医療が認められ、民間の高い保険に入らないと医者にもかかれなくなる、こういう問題があるわけです。アメリカ多国籍企業が今、日本の自治体を狙って食材とかいろいろなものを売り込んでくる危険性があるわけですが、そういう中で、この今の国民に隠されている部分について、もっともっと明らかにしながらどうなるのか、国民の心配に応えるような取り組みをこれからしていかなきゃならないんじゃないかというふうに思うんですが、質問は、一応、それぐらいにして、次のほうへいきたいと思います。

3. 難聴児補聴器購入助成事業の実現について

イの補聴器購入助成事業について町としての考えを質問したいと思います。今まで、今年になって、難聴の障害を持つお母さんから、町に補聴器購入助成事業を活用させていただきたいと申し入れがありました。町では、その助成事業は取り入れていないと言われました。千曲

市、上田市を初め、対象者がいるところでは平成23年度から始められております。補聴器を購入する場合、県が2分の1、市町村が2分の1助成することになっています。坂城町にも希望者がいたら、町としてもこの助成事業を直ちに取り入れるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。第1回の質問です。

福祉健康課長（天田君） 難聴児補聴器助成事業の実現をということで、ご答弁をいたします。

聴覚障害で身体障害者手帳を交付されている方が補聴器を購入したり、修理をする場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給するというところでございます。

一方、身体障害者手帳の交付の基準に満たない場合、具体的に申し上げますと、両耳の聴力が70dB未満の場合には、法に基づく給付の対象とはなりません。基本的には達しないものの、日ごろから会話が聞き取りにくかったり、あるいは頻繁に聞き間違えてしまったりという状況は、特に発達段階である児童にとって、聞こえの障害にとどまらず、これに起因した言語の発達やコミュニケーション能力にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。

こうしたことを観点を踏まえ、今般、当町におきましても専門医から補聴器の装用が必要となると判断を受けた18歳未満の児童で、一定の要件を満たす場合には基準額の範囲で補聴器の購入や修理にかかる費用の3分の2を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業補助金交付要綱を制定いたし、施行いたしました。今後は、この要綱に沿って、補聴器購入等の支援をしてみたいと思いますので、ご相談、ご活用をしていただければと考えておるところでございます。

5番（塩入君） 今、課長から答弁がありました。ぜひ、実現してやっていただくということで、ぜひやっていただきたいと思います。

一応、今日は、職員体制の充実と健康について、中心に一般質問をしてきました。安倍内閣による公務員を初め自治体職員に対する不当な圧力が強まる中で、住民の利益を守るために頑張っている町職員が大切にされる環境をつくるべきだと思います。特に、人づくりにおいては、大変難しい課題ではありますが、柿に例えて言うならば、早く芽を出せ柿の種、出さねばはさみでちょんぎるぞ、ではなくて、ゆっくり芽を出せ柿の種、そして大地にしっかり根を張って、大空に向かって大きな枝を伸ばし、秋にはたわわな甘い柿の実をたくさんらせると、このような考え方でリーダーは育っていくんじゃないかというふうに思います。以上で一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時29分～再開 午前10時39分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、6番 塩野入猛君の質問を許します。

6番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を

いたします。

今、我が家では、92歳で要介護4の母親を在宅介護しておりますが、要介護4になると、日常の行動の全てに支え、介助が必要になります。食事は母親の希望を酌んで、家族団らんでそのときが過ごせるよう、車椅子で茶の間へ運びます。日常生活のほとんどは、女房が手助けしていますが、これがなかなか大変であります。私の出番は突然、あるいは急に異常な事態で呼び出されることも多いわけですが、ほとんどは夜中や明け方近くであります。

公益財団法人家計経済研究所が2011年にインターネット調査会社を通じて行った要介護の親か、義理の親と同居する全国各地の40歳から64歳の方々の回答では、男性の13.4%、女性の27.6%が介護などを理由に仕事をやめた経験があることがわかりました。ちなみに回答者の平均年齢は52.6歳、親の平均年齢は82.7歳だそうであります。

坂城町におきましても、これまでに例のないスピードで高齢化が進み、寝たきりや介護を必要とする高齢者が確実に増加していきます。そこで、在宅介護についてこれから順次お尋ねをいたします。

イ. 在宅サービスの利用状況と推移

まず、在宅サービスの利用状況と推移についてお聞きいたします。平成24年度から26年度版のお年寄りのための老人介護保険福祉介護保険サービスガイド、こういう、これが全戸配布がされております。時間の制約もありますので、細かくお聞きはできませんけれども、このサービスガイドに沿って、訪問介護からそれから短期入所に至るまで、在宅サービスの利用状況とその推移をまずお聞きをいたします。また、福祉用具の貸与、購入や住宅の改修についても利用状況と推移をお聞きをいたします。

次に、介護保険サービスの町内と町外別の利用状況と推移を、町外は近隣千曲市、上田市、それに長野市の別に、また一番遠くはどこの市町村まで利用しているのかお聞きをいたします。

ロ. 在宅介護支援

次は、在宅介護支援についてお聞きします。在宅介護支援についての中核的な役割を担っている、その窓口は地域包括支援センターと在宅介護支援センターであります。地域包括支援センターは、今月の6月3日、月曜日に役場福祉健康課内へ移りましたが、その動きが見えてまいりません。どんな体制で、先ほどもちょっと話はありましたが、質問の中でご答弁がありましたが、どういう体制で、そしてこれからどのように運営をしていこうとしているのか、また役場へ移したことにより、これまでとはどんな違い、あるいはメリットなどが期待されるのかをお聞きをいたします。

一方で、ふれあいセンターは、高齢者の介護予防など条例第2条の設置目的に沿って運営をいたしますが、例えば、生きがい活動支援、通所事業などといった、具体的な事業などへの影響はあるのでしょうか、お聞かせください。

次に、在宅介護支援センターであります。ここでも老人保健福祉の各種相談、調整などさまざまな事業が行われ、地域包括支援センターと十分な連絡調整がされているわけですが、役場内へ移ったことによる効果などについてお聞きをいたします。

ハ．サービス付き高齢者向け住宅

次に、サービス付き高齢者向け住宅についてお伺いします。団塊の世代が、全て後期高齢者になる2025年度を目標とする医療、介護制度改革のグランドデザインの議論が社会保障制度改革国民会議で始まりました。改革の方向性については、どこに住んでいても適切な医療、介護などが受けられる地域包括ケアシステムを構築するということでもあります。そのキーワードは、24時間、365日みとりまで行える医療と介護の連携です。

こうした中で、床面積が25m²、共通の台所や食堂などがあれば18m²以上でバリアフリーであり、少なくとも安否確認や生活相談のサービスを提供することなどを登録条件とし、原則60歳以上が入居できるサービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住が注目され急速に増えております。サ高住は、国土交通省の補助金を追い風に、国は今後10年間で60万戸の整備を目標にしています。この1月末に介護専門事業所が運営する坂城町もエリアに見越したサ高住、サクラポート力石が建設され実例見学会があり、私も見てまいりました。病院から在宅の流れの中ではサ高住を中核とした地域包括ケアシステムの確立が重要課題になると指摘されてもおります。サ高住に対する町の考え方を伺いをいたします。

ニ．医療と介護の連携

最後に、医療と介護の連携についてお尋ねをいたします。地域の病院や診療所、薬局、介護施設などが一体となって、在宅患者を支える取り組みが広がっています。厚生労働省も在宅医療の地域連携の普及を後押ししています。

広島県尾道市の片山病院では、病院内でさまざまな医療科が連携するチーム医療を在宅医療にも実践し、チームが患者の診療情報を共有化しています。片山委員長が均等な地域医療体制の構築を提案し、尾道市がさまざまな職種による地域医療連携システム、すなわち医療、介護などさまざまな職種によるカンファレンスで在宅患者を支援するもので、いわゆる尾道方式であります。板橋区医師会でも医療処置のデータベース化で地域の医療機関同士が連携できるシステムがつくられ、初見の医師でも素早く適切な治療をしやすくするといったことも行われています。

高齢者は急に容体が思わしくなくなったり、いろいろとアクシデントが起きるものです。そこで、病院、医院、薬局、介護施設などが一体となって多職種連携医療体制を構築し、在宅患者を支える取り組みに向けた整備を図っていくことが、在宅介護に大きく貢献するものと考えますが、ご所見をお伺いをいたします。

福祉健康課長（天田君） 在宅介護について、ご質問をいただきました。

まず、イの在宅サービスの利用状況と推移につきましては、訪問介護事業から順次申し上げます。訪問介護につきましては、年間3万9,833回の利用があり、前年度と比較してマイナス4.0%、訪問入浴介護は年間1,362回の利用があり前年度比プラス14.0%、訪問看護は年間3,554回の利用で前年度比プラス50.9%、訪問リハビリテーションは、年間4,429回の利用で前年度比マイナス35.6%で、通所リハビリテーションは、年間5,309回の利用で前年度比プラス2.8%、通所介護は、年間2万1,893回の利用で前年度比プラス15.9%、ショートステイは、年間7,552回の利用で前年度比プラス5.5%となっております。

認知症対応型サービスでは、グループホームは年間169名の利用で前年度比マイナス10.1%、デイサービスでは年間3,614回の利用で前年度比マイナス11.2%となっております。

認知症対応型のサービス提供事業所につきましては、町内事業所の利用が87.8%、上田市12.2%となっております。

なお、このサービスは平成18年から地域密着サービスとなり、事業所のある市町村にお住まいの方が利用できることとなったため町外の事業所の利用は減少しております。

福祉用具の貸与につきましては、年間1万1,143回の利用があり前年度比プラス3.8%、福祉用具の購入は37名が利用しており前年度比マイナス33.9%、住宅改修につきましては34人が利用しており前年度と同人数となっております。

次に、介護保険サービス提供事業所の町内と町外の別による利用状況でございますが、平成25年2月分を見ますと、在宅サービスでは、町内の事業所利用が46.8%、次いで、千曲市28.7%、上田市19.0%、長野市2.5%、その他県内1.6%、県外0.3%となっております。

ここ3年間の推移を見ますと、町内の事業所の利用状況には変化はございませんが、上田市が約5%減少しその分千曲市が増加しております。また、特別養護老人ホームなどの施設サービスでは、町内施設が44.8%、次いで千曲市27.2%、上田市21.6%、長野市2.4%、その他県内3.2%、県外0.8%となっており、この3年間で大きな変化はございません。遠方では、神奈川県横浜市での利用がありますが、こちらはお子様のお住まいの近くで利用されているようでございます。

続きまして、ロの在宅介護支援についてお答えをいたします。

在宅介護支援の中核である地域包括支援センターが、福祉健康課内に移転をいたしましたことは、ご案内のとおりでございます。担当職員は、福祉健康課長が所長と主任ケアマネジャーを兼ね、保健師1名、社会福祉士1名という体制でございます。この3氏の専門性を生かし、チームとして活動することで、今まで以上に町民の皆様に寄り添った業務ができるものと考え

ております。

地域包括支援センターの全ての業務の入り口となるのが、相談業務とされています。今回の移転により、申請窓口である保険係と相談支援窓口の地域包括支援センターとの間で情報の共有がいち早く行われ、初期の段階で相談者のニーズを捉えることが可能となりました。それにより、適切な助言、解決策、今後の介護の方向性などを提案することがスムーズに行われる体制になったと感じております。

また、ふれあいセンターについてですが、介護予防施設として今までどおり入浴施設の運営及び生きがい活動支援通所事業、介護予防事業であるストレッチ、ヨガ教室などの会場として、また地域グループの活動拠点として機能しております。各事業のスタッフにおきましても、かわりもありませんし、必要に応じ保健師等も加わり事業を運営してまいります。

現在、社会福祉協議会に委託をしている在宅介護支援センターにつきましては、住民の皆様の利便性を考慮し、地域包括支援センターにつなぐための窓口としての役割を担っていただいております。在宅介護支援センターには、ケアマネジャーの資格を持つ保健師がおりますので、より具体的な介護相談が可能となっています。地域包括支援センターと在宅介護支援センターとは、日々頻繁な連絡はもちろんのこと、定期的に連絡会を開催し情報の共有化や問題解決のための検討会などを開催しております。地域包括支援センターの本庁移転により、介護保険事務担当との情報交換がスピーディーに行われることから、より一層連絡調整が充実できるものと考えております。

次にハのサービス付き高齢者向け住宅についてお答えいたします。

高齢になると何らかの介護が必要な状態となったとしても、自宅で生活できることを多くの方が望んでおられます。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の場合、介護度が高くなるほど、在宅サービスを使っても自宅での生活を継続することが難しく、施設への入所などを検討せざるを得なくなることは少なくありません。

介護保険における代表的な施設サービスに特別養護老人ホームと老人保健施設がありますが、入所待ちの方が多くことが継続的な課題となっております。このような待機者対策として、ここ数年、近隣でも民間の福祉関係企業などが運営するサービス付き高齢者向け住宅を目にする機会が増えてまいりました。

サービス付き高齢者住宅が、必ず提供しなければならないサービスは安否確認と生活相談です。そのほかの介護サービスを受けるには、介護保険事業所と契約を結ぶ必要がありますが、介護サービスを提供できるという施設としての性質と、高齢者向けに整備された住宅としての性質を兼ね備えたものとして注目されています。

このサービス付き高齢者住宅に入所を希望される方の中には、自宅でのひとり暮らしが不安になり始めた方や、家族や親族が近くにいないなどという不安を持った方などが比較的介護度

の軽度の方が多いように見受けられています。このような方々にとって、見守りの体制のとれた環境は、不安を取り除き安心した生活を保障するものとなり、サービス付き高齢者住宅はそのニーズに応えるものと言われております。

しかし、必要以上にあるいは強制的に介護サービスが導入されるようなことがあれば、逆に自立を妨げる結果になるのではないかと危惧されているところでもあります。これは、介護給付費にも影響を与えるところであり、県内外でもこのような施設が増えたことによる在宅サービスの給付費の急増が問題になっていることも確かなところでもあります。

介護給付の増加は、皆様の介護保険料に影響を与えるものです。今後は、介護付き高齢者向け住宅に限らず、高齢者の自立に向けた適切、適正な介護給付がなされているか保険者として注視していく必要があると考えているものです。

続きまして二の医療と介護の連携についてお答えいたします。

高齢者の急な容体の変化は、介護する上で一番不安を感じる場面であり、そのようなときに即座に対応していただける開業医の存在、また必要に応じて専門科のある総合病院への紹介や情報提供がなされれば、介護にまつわる不安は半減することと考えております。

現在、在宅で介護サービスを利用されている方につきましては、担当のケアマネジャーがおります。急な状況変化などの際は、ご家族の同意のもと、ケアマネジャーから医療と介護の連携連絡表という県内共通のシートを使い、即座に主治医と連絡をとり、高齢者の現状を伝え必要な指示を受けております。

また、入院中の高齢者が退院する際は、ケア会議が開催され、在宅介護に向けた打ち合わせを行っております。出席者は、病院からはソーシャルワーカー、主治医、看護師、リハビリ専門職、栄養士、地域からはケアマネジャーや地域包括支援センターの職員などで、ご家族やご本人も同席の上、ご自宅での生活や介護を想定した指導が行われています。このように、安心して在宅生活に移行でき、また職種間の連携もしやすくなるといった介護を支援する上でのメリットにもなっているところでございます。

当町においては、医師、歯科医師会と行政との定期的な連絡会の開催や必要に応じて個々の事例について指導をいただいております。また、介護分野では、地域ケア会議やケアマネジャー研修会などを通じ、地域の連携に努めているところでございます。

議員さんからご紹介いただいた尾道市の地域医療連携システムのようにさまざまな職種による連携があると、心強いものと思われまます。この地域に適したよりよい連携システムづくりにつき、引き続き研究、検討してまいりたいと存じます。

6番（塩野入君） 今、町では平成24年度から26年度の第5期介護保険事業計画に沿って、介護保険事業が推進されています。これでありまます。この計画書には、計画の進行管理については、毎年課題の分析、評価を行い、必要な対策を講じるというふうに記されています。そこ

には、介護保険サービスの見込み量が、年度単位で示されていますが、24年度1年間過ぎたと、現在、点検結果はどのようになっているのでしょうか、お聞きをいたします。

地域包括支援センターの役場内移動については、私のところへも5月下旬に家族介護者宛ての移転通知はありましたが、広く町民へまだ知れ渡ってはいません。両親の介護は突然やってきますから、準備への時間もなく会社を休んで相談に来るケースが想定されます。強力にしかも、速やかに周知徹底を図っていただきたいというふうに思います。

この4月の人事構成で福祉健康課長は地域包括支援センター所長を兼務し、主任ケアマネジャーとして、またふれあいセンター所長は地域包括支援センター副所長を兼務し、そして保健師は地域包括支援センターが本務で、ふれあいセンター係長を兼務するという複雑な任務体制に見えます。地域包括支援センターに主任ケアマネジャーは必置条件であり、今、職員での資格者は福祉健康課長だけですから、そこは頑張ってくださいことになりますが、新課長としてどのように取り組んでいこうとしているのか、姿勢を伺います。

また、役場、そしてふれあいセンターと距離を隔てた勤務場所になります。隔てた勤務場所での円滑な行政事務をどのように推し進めていこうとしているのかもお聞きをいたします。

今、サ高住につきましては、自立への危惧、あるいは財政の影響等もご答弁ありましたけれども、こういう流れの中でサ高住については、全て民間任せということではなく、ハード、ソフト両面から行政の下支えも考えていく時期ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

医療と介護の連携では、医療機関や介護施設が治療方針を共有することが肝心であります。今、ご答弁の中で、担当ケアマネと連携しているような形のものを行っているというお話、ご答弁をいただきましたが、在宅介護で、やっぱり誰もが心配するのは、介護をする両親などの体調の変化であり、突然の病気あるいは在宅患者にとっても予期せぬ事態に対して、確かで速やかな対応ができるシステムの構築が在宅介護の安心へつながります。

町では、今、ご答弁がありましたように、千曲医師会や町内開業の医師、歯科医師と町で、これは主に健康管理に向けた打ち合わせ会議が毎年行われているわけでありますが、ここが、町で開業するお医者さんが一堂に会するところでもあり、こういう在宅介護への対応も、ここへ投げかけていただき、安心の仕組みづくりを進めていただきたいが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

福祉健康課長（天田君） 再質問いただきましたので、順次お答えをしていきたいと思えます。

まず、介護サービスの点検結果についてでございます。平成24年度介護保険サービスの結果でございますが、第5期介護保険事業計画の見込みより認定者数が下回ったため、サービスの利用量、全体として下回り、サービス供給量も見込みより8,800万円ほど下回っております。しかしながら、通所サービス関係につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれ

ども、利用回数、利用人数とも見込みを上回っており、23年度と比較いたしましても増加しております。これは、今までの画一的なサービスでなく、利用するご本人が目的を持って利用する、利用者のニーズに合ったサービスを提供する事業所が増えてきたことによると考えております。

続きまして、地域包括支援センター関係についてでございますが、包括支援センターの移転につきましては、先ほどありましたけれども、家族介護者の方々、またひとり暮らし高齢者、訪問員さん初め、各種サービスを利用されている皆様方、また民生委員さんなど関係の皆様にご通知を申し上げるとともに、6月の広報のほうへ掲載いたし、また庁舎内の案内板の設置を進めてまいったところでございます。引き続き、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

包括支援センターの運営ですが、今後におきましても、現体制を維持する中、高齢者の保健福祉、介護保険における中核的な役割として、町民の皆様のニーズに沿った相談支援の窓口として幅広く取り組んでまいりたいと考えてございます。

高齢者人口がますます増加する中で、相談内容は複雑になってきており、またその対応も各種さまざま、包括支援センターの役割はますます重要になってくると思われまします。包括支援センターは、相談窓口である在宅介護支援センターや、ふれあいセンターと連携、調整を密にし、民生委員さん初め、社会福祉協議会、医療機関、介護保険事業者等と、地域のさまざまな機関と連携を図る中、円滑な運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、サービス付き高齢者向け住宅についてでございますが、国のサービス付き高齢者住宅制度の中で、一定の基準を満たす住宅については国の補助金が支給されるとともに、住宅の内容を都道府県に登録できるということになっております。利用を希望する方は自分に合った住宅を全国の登録の中から選ぶことができます。また、登録することによって、行政による業者への指導や監督が行われます。こちらにつきましては、国、県で進めている事業でございます。

町は、介護保険の保険者の立場から介護保険サービスにつきまして、対応をしてまいりたいと考えております。

医療と介護の連携についてでございますが、町内医師、歯科医師の皆様方には、毎年3月、打ち合わせ会を実施する中で、健康関係では健康管理事業を中心とした協議の中、予防接種や各種検診等、多くの事業にご協力をいただき、実施をしているところでございます。また、介護保険関係では、新生児の主治医の意見書作成や、認知症相談員として多くの先生方にご協力をいただいているところでございます。高齢者の在宅介護に関しましても、先生方にご協力をいただく中、最新の情報交換に心がけ安心の仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

6番（塩野入君） 住みなれた住宅や高齢者向け住宅で人生の最期までを過ごしてもらおう、国は、そうした政策を強めています。高齢者にとっても住みなれた地域で一生を過ごすという希望を

酌み取った一見理想的だが、医療費を抑える狙いも透けて見えます。

佐久総合病院小海診療所北澤彰浩所長は、佐久総合病院を地域医療の先進地として日本中に知らしめた故若月俊一院長の遺志を受け継ぐ中で、「私の今の主な仕事である在宅医療、訪問診察は病院に来ることができない方に提供する医療です。それは、患者さんにとって、自宅は治療を受ける場であるとともに、生活の場、すなわち生きるべき場だからです」と、言っております。高齢者の希望だの、在宅医療削減という、そういう側面よりも北澤所長が述べられた在宅医療の本質を見分け、それが在宅介護の進むべき方向になることを認識しながら取り組むことが大切であるということの思い、次の質問に移ります。

2. 坂城更埴バイパスの建設に向けて

次に、坂城更埴バイパスに建設に向けてお尋ねをします。バイパスの一般質問は今回で既に3回目になります。前回、昨年9月定例会では、羽田雄一郎国土交通大臣が誕生し、町長も議長や特別委員長などと上京し、直接、羽田国交大臣と面談されたときで、私の質問に対して町長は早期完成に向けて期待できるものと、そういう感覚を受けたとご答弁されました。私は、当時既に、解散説が飛び交っていましたので、いつまでも羽田大臣が就任しているわけではない、むしろ先は短いと判断すべきで、大臣がかわっても早期完成がされるよう、さまざまにアプローチをかけていただきたいと要望いたしました。案の定、大臣は短命で終わりましたが、それ以上に民主党から自民党に政権までかわってしまいました。

バイパス事業は、もともと、自民党政権からの続きでありますから、自民復活で事業を進めるに大きな変化はないと思いますが、そうした国の流れも含めて質問をいたします。

イ. 進行状況は

初めに進行状況について、前回の私の一般質問から9カ月が経過しましたが、その間に政権が変わり、大臣もかわる中で、現在までのバイパス事業に関して多少なりとも変化はあったのか、費用面での状況、スケジュールなど国の動き、また直接手がける長野国道事務所の対応について、今日までの取り組みの経過をお聞きをいたします。

一方で、こうした政権交代など、政局が変動する中で、町ではどのような取り組みがなされてきたのか、私も大臣がかわっても早期完成に向け、さまざまにアプローチをかけていただきたいと要望いたしました。これまで町ではどんな動きをしてきたのかをお聞きするとともに、政権交代後の国の動きに対しては、どのような見方をしているかもお聞きをいたします。

ロ. 関係機関との調整は

次に、関係機関との調整はについてお聞きします。昨年、12月18日に長野国道事務所による坂城更埴バイパス坂城町区間関係区長説明会が役場で開かれ、私も議会地域交通網対策特別委員会副委員長の立場で委員長とともに、オブザーバー的に参加させていただきました。そこでの国道事務所の資料には、平成24年度の関係機関設計協議で交差点の位置や形状、道路

排水の末流、側道の設置区間等を長野県、千曲河川、坂城町、公安委員会と協議の図式が描かれておりますが、設計協議の進捗状況をお聞きをいたします。

もう一つ、鼠橋運動公園交差点が、交差点位置、形状について検討中とありますが、この調整はどのように進んでいるのでしょうか。

次に、バイパスは当面暫定2車線とのことであります。説明会では、堤防側につくられる方向で調整されているやにお聞きしていますが、その調整状況はどんなのでしょうか。

また、このほかにも調整中、あるいは調整しなければならない部分などがありましたら、お聞かせをいただきたいと存じます。

ハ、25年度の予定は

最後は25年度の予定であります。昨年の地元区長説明会の資料では、関係機関との設計協議に手間取っているような状況がかいま見え、道路予備設計の継続、関係機関設計協議の継続が引き続き、25年度まで及ぶように読み取れます。地元が一番期待しているのは、いつ地元関係者を初めとした地元住民説明会が行われるかということであります。町長の招集挨拶では、今月中に地元区長への説明会、そして7月をめどに地元区民を対象の説明会が実施できそうです。どのような形で、区単位が1カ所で開催なのか、資料として図面もオープンにして示されるかなど、どこまで踏み込んだ内容になるのか、なろうとしているのか、なるのか、それをお聞きをいたします。

説明会での資料には、用地幅くい打設、用地測量の文字も見えますが、25年度にはそのあたりまで進む予定があるのでしょうか。また、対策委員会等の地元協議機関の設立、協議についても余り急ぐことはないが、基本的に区単位で立ち上げることが望ましいという説明もありました。今、対策協議会の設立に向け、長野国道事務所と地元との調整を進めている模様ですが、どのような体制を想定されているのか、お尋ねします。そして、25年度の全体の流れはどのように持っていこうとしているのか、どこまで到達できそうなのかをお聞きをいたします。

町長（山村君） 坂城町民としましても、あるいは建設同盟をつくってもう30年、40年たっ
てまいりましたけれども、ようやく具体的になってきたというふうに思っております。今、ご
質問がありました、私からは今の進行状況はについてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、坂城更埴バイパスは延長約27.3kmの上田篠ノ井バイパスの一部として、坂城町南条から千曲市屋代までの延長約19.2kmのバイパスであります。長年にわたる国や県への要望活動の結果、平成23年度、坂城更埴バイパス3.8kmですが、国の直轄事業として念願の事業化がなされました。

さて、進行状況はというご質問ですが、坂城更埴バイパス、坂城町の区間ですが、これの早期完成に向けまして、先ほどもお話ありました、昨年8月10日に国土交通省大臣室に

おきまして、当時の羽田雄一郎国土交通大臣と面談し、坂城町のかかわる諸案件について事業の促進、財源の確保等についてお願いをしたわけでございます。

その後、政権の交代など、政局が変動する中で、町の取り組みといたしまして、一刻も早く国土交通省にお願いに伺うということで、政権が変わったということで、年明けになりましたけれども、1月になってから、以前から存じ上げておりましたので、太田大臣に話を聞いてくれとメールを出しましたら、その日すぐ数時間後にメールが来まして、会おうということになりました。それで、本年1月21日に国土交通省に伺い、坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmについて早期完成をお願いしたところであります。

私の目の前に大臣がおられたんですが、急に呼び出しがありまして、直接お話をする時間がとれませんでした。しかしながら事情をよくご存じで、中山さんという大臣秘書官がおりまして、じっくり時間をかけて詳細に説明をし、ご理解をいただきました。その後、太田大臣からも指示が出ておりまして、その後、菊川技監、前川道路局長とも面談し、秘書官と同様に坂城町にかかわる諸案件について説明し、ご理解をいただいたところであります。

政権は交代いたしました但、国土交通省において、町の諸案件についてお願いできましたことは、坂城更埴バイパスの早期完成に向けて期待ができるものと考えているところでございます。

次に、直轄国道事業のスケジュールであります但、一般的には事業化から供用までおおむね10年と言われております。国土交通省道路局における坂城更埴バイパスの本年度までの予算は、平成23年度5千万円、平成24年度1億円、平成25年度1億5千万円となっており、事業が進められております。

直轄国道として、事業主体である長野国道事務所では、平成23年度の事業初年度は、6月に測量、地質調査、11月からは道路予備設計、12月から関係機関との協議を実施してまいりました。

平成24年度につきましては、5月から動植物全般の環境調査、道路予備設計の継続、交差点の位置や形状等の設計協議を関係機関と重ねてまいりました。また12月には、長野国道事務所と町による関係区長への説明会を開催し、現在までの状況と今後の進め方等について説明をいたしました。

平成25年度に入りましては、4月に開催した区長会において、事業の概要について説明をいたしましたところであります。

今後、実施設計、用地幅ぐいの設置、用地測量など、用地交渉が行われ、工事着手へと進む中でバイパスの早期供用開始に向けて引き続き国や関係団体などに要請してまいりたいと考えております。

また、事業の促進には、地権者や地域住民の皆さんを初め、多くの方々のご理解、ご協力が

重要となります。町といたしましては、国と地域の皆様とのパイプ役として、建設促進に努めてまいりたいと考えているところであります。これ以降の項目につきましては、担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。

建設課長（青木君） ロ．関係機関との調整はについてお答えいたします。

坂城更埴バイパスに係る長野国道事務所等の関係機関との調整につきましては、町とは、交差点の位置、側道の関係、公安委員会とは交差点の形状、千曲川河川事務所とは堤防部の道路構造、霞堤防の関係、千曲建設事務所とは自転車道、排水の末路について設計協議を重ねてきたところでございます。こうした協議につきまして、どこまで進んでいるのかというご質問でございますが、現在、公安委員会と千曲建設事務所との自転車道との関係を残し、ほぼ完了したとのことでございます。

また、鼠橋運動公園の交差点の位置、形状につきましては、交差点間の距離、鼠橋運動公園及び小網地区との交差点の形状等について大枠が決まってきたところであり、詳細につきましては、地元の協議の中で調整していく予定でございます。

次に、暫定2車線の調整状況でございますが、設計図の段階におきましては、完成4車線で設計されておりますが、上田坂城バイパスと同様に、千曲川寄りに暫定2車線とするように調整されているところです。その他につきましては、今後地元との協議を重ねる中で、調整等を図っていく予定でございます。

続きまして、ハ．25年度の予定はについてお答えいたします。長野国道事務所との協議が進み、道路予備設計の姿が固まってまいりましたので、これをもとに、地元への設計協議を進めてまいりたいと考えております。

地元への説明会につきましては、今月中に地元の区長さん方にお集まりいただき、事業の説明や協議の窓口となる組織の設置などについてご相談させていただく予定でございます。協議につきましては、基本的に交渉等いただく一つのまとまりとして、区単位で協議会を立ち上げていただくのが望ましいと考えているところでございます。

地元説明会の開催方法につきましては、どのような形をとるのか、区長さんと協議の中で詰めてまいりたいと考えており、説明会等におきましては図面を提示し説明をいただく予定になっております。

道路予備設計関係機関設計協議の継続が引き続き25年度まで及ぶかとのことでございますが、これは、先ほども申し上げましたとおり、図面原案として大枠はできており、今後地元説明会等で変更等があった場合、必要に応じ道路予備設計または関係機関との協議を継続してまいるということでございます。

また、25年度に用地幅ぐい打設、用地測量まで進むかのご質問でございますが、長野国道工事事務所といたしましては、今後、地元との協議の進みぐあいにもよりますが、今年度、

事業目標として進めてまいりたいとのこととございます。町といたしましては、今後も長野国道事務所と必要に応じ協議をし、地元との調整を行う中で、事業の推進を図ってまいりたいと考えるところでございます。以上でございます。

6番（塩野入君） 先月24日に千曲市戸倉創造館において、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の平成25年度定期総会が開催され、事業計画には坂城更埴バイパスの事業化区間の早期完成が記され、要望活動も可決されました。また総会決議文には、南条から上五明間3.8kmについては、早期に効果を発揮し、諸問題を解決するために整備を促進し、早期に完成することが望まれるとうたわれました。来賓祝辞で、柳谷長野国道事務所長は、緊急経済対策を受け、真に必要な道路は確実に進めていくと述べられましたが、同盟会では今年度事業計画総会決議を受け、具体的にどのように進めていくのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会の活動について、これは前回も質問をいたしました。これは総会は例年10月ごろに開催され、遅すぎるのではないかと申しましたら、昨年度はさらに遅く11月5日の開催でありました。活動内容を質問する以前の問題として、11月にその年度の総会を開催すること自体、取り組みの姿勢が問われます。24年度の事業計画にも国道18号バイパスの早期完成に関する活動が一番初めに記されています。

11月の総会開催以降に24年度はどんな活動がされたか、お伺いをします。

また、25年度は、安倍首相の誕生によりいわゆるアベノミクス、そして緊急経済対策の追い風により、バイパス建設の促進が加速するチャンスであり、のほほんとしていられない現実が迫っております。前回、総会の前でも活動は進めてきているとの答弁がありましたが、そんなことでは同盟会がないがしろになってしまうおそれがあります。総会で活動方針や予算を決めて、そこから確かに強力なバイパス建設の促進が図れるのではないのでしょうか。

もう一度申し上げますが、昨年度は国の動きを初め、社会経済が上昇気流に乗る大きなチャンスであります。今年度は、非常に大きなチャンスであります。期成同盟会の活動を最大限に伸ばし、バイパス建設が大きく前進するために早い時期の総会を開催し、事業活動も一層強化しなければならないと思うが、お考えをお聞きをいたします。

建設課長（青木君） 新国道上田篠ノ井間建設期成同盟会の中で具体的な進め方ということでございますが、例年、事業化及び予算確保に向け、国土交通省への要望活動を実施してまいりました。今年度は政権交代により途絶えておりました、国土交通省関東整備局及び財務省へも要望活動を実施してまいり予定でございます。

次に、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会についてでございますが、総会の時期につきましては昨年、一昨年と開催時期がおくれておりましたが、坂城更埴バイパスの早期完成に向け期成同盟会の活動が最大限に発揮できるよう、期成同盟会の総会を早期に開催をいたし、

国、県等へ要望を進めてまいります。

また、昨年度、総会以降の活動につきましては、町長が先ほども申し上げましたとおり、政権交代後、国土交通省へ伺い、中山大臣秘書官、菊川技監、前川道路局長に要望活動を行ったところでもございます。今後も新国道上田篠ノ井建設促進期成同盟会や坂城国道バイパス県道整備促進期成同盟会による要望活動を継続し、早期供用開始に向けて引き続き活動を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（塩野入君） この4月の人事異動で、今、答弁をいただいた若い新進気鋭な新建設課長が就任しました。建設課は現場をたくさん抱え、機動性を発揮する部署であります。さきの新国道上田篠ノ井建設促進期成同盟会の総会で、来賓祝辞で登壇した国会議員、県議会議員がともに口をそろえてバイパスが完成し、この同盟会が早く解散しなければいけないと申されておりました。

建設促進の機運や条件が高まってきている今、若くて機動性のある新課長を基軸に担当課初め、町全体で盛り上げ前進させることが極めて肝心なことであります。今年度はバイパス事業が目に見える形へと進んでいくことを願い、これにて私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時33分～再開 午前11時43分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、11番 塚田忠君の質問を許します。

11番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 新幹線横坑利用について

イ. 町の特産品ホワイトアスパラガス「銀河の貴婦人」の生産拡大を

4月19日、総務産業常任委員会では横坑利用状況と、アスパラ生産農家に視察研修をさせていただきました。視察を受け入れていただいたアスパラ生産農家は町内網掛の滝沢農園で、露地栽培とハウス栽培合わせて28aを家族で耕作している方で、大変熱心に栽培研究され、土壌改良をし、上質なアスパラを生産し農林水産大臣金賞を受賞された方です。その滝沢さんの案内で、トンネル内の案内、説明をしていただきました。トンネル内ではお〜い原木会のキノコの原木培養、菌床培養に活用されており、酒類の熟成エリアがあり、ホワイトアスパラガスを坂城町明日の農業を考える会6名の会員が熱心に生産、販売に取り組んでいるようです。

トンネルを活用し始めて十二、三年経過している気がいたしますが、現在までのトンネル利用状況についてお伺いいたします。あわせて今後の利用方法についてもお伺いいたします。

総産委員会での視察の後、1週間ぐらい後ぐらいたったら、テレビの民放、全国ネットで坂

城町のホワイトアスパラガスとグリーンアスパラガスを取材した番組が放映されました。そのテレビを見ていた東京のイタリア料理レストラン店長で、私の知り合いが電話で坂城町の野菜生産を見学したいので仲介してほしいということで、滝沢さんをお願いし、先日3日にシェフと店長が尋ねてきましたので、私も同行し再度見学させていただきました。

前回、視察の際、アスパラガスの生産は、需要に応じきれないという話を聞いておりましたので、入手は困難であるとは伝えておきましたが、レストラン側ではアスパラの放映で坂城町では、アスパラ以外の洋物野菜の生産がされているものと思ったのかもしれませんが。新鮮なアスパラガスや西洋野菜を直接とりにきたい感じでありました。私も二度にわたり視察させていただき、特に感じたことでありますが、ホワイトアスパラは品質もよく、ほとんど年間を通して生産でき、また、高価で取引できるので生産量を増やすことはできないか、お聞きしたところ、現状手いっぱいとのことであります。トンネル内のスペースは十分あり、伏せ込み床は50床ほどあるが、現在使われているのは20床ぐらいだそうです。ホワイトアスパラガスの生産は、トンネル外の路地で苗を一、二年養成して、それを掘り起こしトンネル内に伏せ込み、発芽させ収穫されるようではありますが、現状では伏せ込み用の根株が不足しているとのことです。現在では、明日の農業を考える会のメンバーで根株を養成しているとのことでありますが、メンバー全員が別に本業を持ち、忙しく活躍している人たちです。会では長続きする会員を探しているようですが、思うようにいかないのが現実ではあります。

そこで、町として支援策として、ワイン担い手公募同様に、アスパラ専門の新規就農者を公募し担い手育成を図り、町内耕作放棄地を集積して農地再生を行い、アスパラ苗の播種から育苗をしたら生産量が上がるのではないかと考えます。

それとは別に、耕作放棄地を再生し育苗の契約栽培のできる人を何人か町で探してやるのも支援と考えます。町のお考えをお聞きいたします。

トンネルを活用しまして、鉄建公団から譲り受けてから横坑開発研究会を組織、多方面から検討され、現状のキノコ、アスパラ、焼酎熟成が利用しているが、今後、坂城町産ワインの熟成場として予定されていることは承知しております。トンネル延長730m、約5千 m^2 、通路面積を引いても3,200 m^2 あります。現在、大分スペースが空いている感じを受けますが、新たな利用者を募る予定はないかをお伺いいたします。インターネットで公募したならば、大分問い合わせがあるのではないかと思います。町の、貴重な町の財産を有効に活用して、せめて、トンネル維持管理費ぐらい稼がなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。以上、お答えをいただきます。1回目の質問を終わります。

産業振興課長（塚田君） 新幹線横坑利用についてのイ. 町の特産品ホワイトアスパラガス「銀河の貴婦人」の生産拡大をについてお答えいたします。

五里ヶ峰横坑作業用トンネルの活用につきましては、平成8年度に旧鉄道建設公団から無償

譲渡され、産業振興や地域活性化の方策を模索する中で、農業生産施設としての活用に着目をしてきたところであります。

平成12年に横坑開発研究会が組織され、さまざまな検討、研究をする中で、特に長野県はアスパラガスの産地であることから、ホワイトアスパラガスの栽培について県の試験研究機関の協力を得て、試験栽培を経る中で、明日の農業を考える会が主体的に生産、販売を行うこととなりました。地域資源を有効に活用した特色ある農業生産の拠点施設として利用が図られ、地域振興作物として定着しつつあり、多方面から注目されているところでもあります。そのほかの活用としては、原木キノコ生産販売組合、お〜い原木会のほだ木の培養施設、また、酒、焼酎の長期熟成試験の場としても活用されているところでもあります。

また、トンネルの維持管理に係る費用につきましては、電気料が年間約8万円程度であり、明日の農業を考える会には共益費として2万円をご負担をいただいております。

銀河の貴婦人の生産拡大をとのご質問ですが、ご存じのとおり、ホワイトアスパラガスの特徴は、外皮がやわらかく、生で食べられ、甘みが強いいため高級食材として需要があり、高級レストラン等に販売されているところでもございます。

横坑で生産されているホワイトアスパラガスは、銀河の貴婦人として商標登録する中で、明日の農業を考える会の会員6名が主体的に栽培を行っており、トンネル栽培の優位性を生かし、農閑期の12月から5月までの期間で、生産販売をしているところでもあります。ホワイトアスパラガスの通年栽培については、トンネルは環境条件が一定であるため、作物の生理生態を活用することで通年栽培は可能かと考えます。しかし、現在、半年間の栽培期間の中で、2カ月ごとに根株を入れかえて生産しております。アスパラガスの根株につきましては、ご存じのとおり一定期間低温にさらさないと、休眠覚醒しないことから、4月以降は根株の冷蔵保存が必要となり、それに伴う冷蔵施設の確保が課題となってまいります。つまり、新たな設備投資が必要ということになります。

また、今までの経過の中では、茎枯病による減収や農機具等の導入による経費の増大等により、会として安定した収入がなかなか得られていないのが実情であり、まずは安定した経営を確立する方策を考えることが重要ではないかと考えるところでもあります。

また、通年栽培を行った場合には、収穫量は上がりますけれども、今まで以上の販路拡大が必要となることから、営業活動も今まで以上に行わなければなりません。公募により担い手を育成し、耕作放棄地を利用してアスパラガスの育苗を行ってもらい、生産拡大を図ったらどうか、または、育苗・栽培農家を探してお願いし、生産拡大が図れないかというご提案ですが、現状は、明日の農業を考える会が主体で運営しておりますので、安定経営が見込め、組織の拡充が必要となれば検討していくということも、町として必要かと考えているところでもあります。

町といたしましても、明日の農業を考える会が、安定した収入を得ることができる組織とな

り、またホワイトアスパラガス、銀河の貴婦人が坂城町の特産品、ブランド品として生産販売が促進されるよう支援を継続してまいりたいと考えます。

なお、トンネルの利用についての募集ということですが、それは、また今後の検討課題かというふうに思います。以上です。

11番（塚田君） お答えをいただきました。明日の農業を考える会の話在先ほどしたつもりなのですが、募集はしたいけれども、集まらない。それで私は、なぜ町で支援をしないかというのは、町で公募したらああいう個人から公募されるよりは、公募に応じる者があるんじゃないかと思って、これをちょっと挙げたわけですが、明日の農業としては、募集したいということですから、まあ、いや、答えは。やってもらえないということですね、町では。向こうと相談して、そこをお聞きします、じゃあ。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。明日の農業を考える会としては、そういうことも通年栽培も可能であると、人手も足りないとおっしゃっておりますが、やはり一番問題となるのは、その方に支払う報酬なり、そういうものがまだどうなるかわからない、売れるかどうかかわからない、要するに営業もしていかなきゃいけないというような問題があります。また、実際問題として、売掛金をね、回収するということところで、なかなか難しいという実情もあるようです。

そういうこともございますので、実際問題として、今すぐ生産拡大をするという状況にはなっていないと、できれば生産拡大したいなというお気持ちはお持ちのようですが、なかなかそこまでは、今のところ、現時点ではそこまではないという状況だということでございます。

11番（塚田君） わかりました。私、新規就農者ということもお願いしたんですが、そのときには、また国からも助成金が出るから、明日を考えるほうから支払いということの心配も軽減されるんじゃないかと思って、人・農地プランの一環としてできるのではないかと思って、お聞きしたわけですが、検討をお願いします。

次に、2番目にいきます。太陽光発電利用を

イ．積極的な取組を

全国各自治体で自然エネルギーを活用した発電システムを導入していること、テレビ等で耳にいたします。4月25、26日、千曲衛生施設組合議会では、処理施設縮小を実施した先進事業所、埼玉県所沢の衛生施設を視察研修いたしました。近代的な処理施設、また地域住民のかかわり等を千曲衛生でも参考にすべく学んでまいりました。翌26日、太陽光発電推進のまちおおたを掲げる群馬県太田市で太陽光発電のまちを見学してまいりました。視察内容を多少報告させていただきます。

太田市は戦前から飛行機工場があり、大手工場も幾つかあり裕福な太田市と感じました。市

役所に到着し、まず目を引いたのが、庁舎の片隅で5 mぐらいのソーラーパネルを乗せた、高さ5 mぐらいの塔が建ててあり、太陽の動きに合わせて、傾斜したパネルが太陽を追いかけて動くという発電装置が設置されていました。庁舎7階で担当職員から説明を伺いました。庁舎自体でも南に面した一部に窓のガラスの中に発電装置が入っており、発電した電気は庁舎内で利用しているようです。市内住宅街約780区画のうち、553戸に太陽光発電システムが設置され、世界最大規模の太陽光発電団地が設置されて、合計2,129 kW、市内の運動公園脇にも25 kW、ほかにも数カ所ありました。

一番メーンは、昨年7月におおた太陽光発電所が運転開始されています。太田市は工業団地を工業用の団地、土地を多く確保してあり、土地の動きが鈍ったため工業用団地の一部約4万2千m²の土地に1万560枚のソーラーパネルを設置しリース会社と15年間の賃貸借契約を行い、太田市がリース会社にリース料を払い、リース会社が発電所建設、設備リース、点検、メンテナンス、設備の補償、各種保険加入を行い、その上、固定資産税を太田市に支払い、発電できた電気を太田市のおおた発電所に移し、電力会社に売電して太田市は電力会社から売電収入が入り、市民に利益を還元しているうまい施設を見てまいりました。

副町長も同行していただきました。おおた太陽光発電所では、今後、工業団地内のすぐ隣に建てられている大手ホームセンターの平屋建ての倉庫の屋根の上にも約7千m²と同工業団地内の売れていない土地1区画に広さは不明ですが、その2カ所にソーラーパネルを設置を計画中とのことです。太田市の平均日照時間は、坂城とほとんど同じであることをつけ加えさせていただきます。

では、質問に入ります。坂城町でソーラー発電設置工事に対して補助金を出しておりますが、補助申請の数も増えていることと思いますが、最近の設置状況をお伺いいたします。

また、自然条件のよい坂城町の土地を利用してソーラー発電施設設置要望の打診があるような話を耳にしますが、差し支えがなかったらその有無をお聞きいたします。

土地開発公社所有の土地に太田市同様のソーラーパネルの設置を検討するお考えはないか、お聞きいたします。以上、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 太陽光発電の利用状況等について私のほうからお答えいたします。

初めに、町内の太陽光発電パネル設置状況と、今後の見通しについてお答え申し上げます。町内の太陽光発電パネル設置状況は、平成24年度末における中部電力との売電契約に基づく実績ベースによりますと、個人と事業所を合わせた町全体での売電実績件数は301件、1,500 kWとなっております。平成23年度末の売電実績が209件、900 kWとなっておりますので、昨年24年度ではプラス92件、600 kWが新たに設置されたこととなります。このうち、町補助金による設置が88件、433 kWとなっております。

また、住宅用で町補助金の創設前からの設置も含めた単独設置は、推計ではございますが、

140件で437kWであります。このほか、アンケート等で把握できている5社の町内事業所が合計で281kW、町の公共施設では村上小学校で30kW、食育・学校給食センターで30kW、南条保育園で13kWの計73kWといった状況であります。

平成25年度の住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の申請状況は、本年5月末現在33件で151kWの発電能力の増加が見込まれております。また、事業所関係におきましても報道がありましたとおり、日精樹脂工業が今年8月の稼働を目指して現在500kWの太陽光発電設備の導入を進めております。これらを合わせますと、町全体の太陽光による発電能力は今年度中に2MWを超える見通しであり、これは町内にメガソーラー発電施設こそございまいが、町全体とすると、既に今年度には二つのメガソーラー発電所を設置したと同等だと言えることとなります。晴天率が高く、日照時間も長いとされる当地域におきましては、太陽光発電の適地とされ、固定価格買い取り制度とも相まって今後も普及率は伸びていくものと考えております。

昨年度に産業振興課で実施した工業実態調査におきましても、事業所における自然エネルギーへの関心の高まりが見られ、52.6%が導入、または今後導入したいとの回答を得ております。環境問題への関心が高まっている現在、太陽光はクリーンエネルギーであり、基本的には設置する地域に制限がなく、各家庭や事業所においても導入しやすいシステムであり、災害時などには非常用電源としての活用も可能です。「スマートタウン坂城」の構築に向け、エネルギーの地産地消を推進する中で、今後も太陽光発電の普及拡大を図っていくとともに、公共施設への導入につきましても、財源確保を図りながら順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社所有地にパネル設置はできないかというご質問にお答えしますと、全国的には土地開発公社の所有地をメガソーラー事業へ活用する事例は幾つかございますが、これは広大な工業団地や住宅団地の造成用地を活用するものがほとんどで、一部では売却が困難となっている不採算用地などの対策として有効活用という面もうかがえます。工業用地に対する考え方や企業ニーズは常に変化しておりますが、坂城町では、ものづくりの町として町内外からの工業用地の要望に対応するため、一定規模の工業用地の確保に努め、町の施策の担い手として町土地開発公社による開発造成を進めてきたところであります。

また、メガソーラー発電所を建設するためには、2万m²から3万m²程度の土地面積が必要と言われており、現状での町土地開発公社所有地への設置は難しい状況であると考えます。土地開発公社で所有する工業用地につきましては、中長期的な視野に立ち、企業の皆さんとの情報交換を進める中で慎重に対応していきたいと考えております。また、質問の中で、太陽光パネルを使った事業をこれから計画しているものがあるかどうか、差し支えなかったらとありましたが、ちょっとこの場でお話する状況ではございませんので、それは省略させてい

たきます。

議長（柳澤君） 塚田議員に申し上げます。今、町長がちょっと触れましたが、開発の申し出の有無という部分は通告にありませんでしたので、答弁が具体的にありません。ご承知おきください。

11番（塚田君） 丁寧にお答えいただきました。今、この場でしゃべれないということはわかりました。私、規模について、面積の規模についてわからなかったもので、こんなにうまい施設で、もういきなり金が入ってくる施設なら、坂城も取り入れたら割と楽になるんじゃないかと思って質問したわけですが、以上、お答えいただかなくて結構でございます。これで、一般質問を終わらせていただきます。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時12分）

6月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) アベノミクスによる町内経済への影響はほか | 大森 茂彦 議員 |
| (2) 防災対策についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (3) 特定健診についてほか | 入日 時子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 最初に13番 大森茂彦君の質問を許します。

13番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. アベノミクスによる町内経済への影響は
イといたしまして、3本の矢の功罪は

町長は招集挨拶で、アベノミクスの経済対策により、日本が強い経済を取り戻し、持続的な成長をすることを強く期待すると表明されました。この間の経済動向は一体どうだったのか検討してまいりたいというふうに思います。

私は、以下の点で本当に手放しで期待しているのかどうか、本当に日本経済が再生されるのかどうか、いささか疑問に思うところであります。

まず、1本目の矢の金融政策では、私の考えでは、これは投機とバブルでの物価のつり上げ政策というふうに言わざるを得ません。5月23日に1,100円以上もの急落した株価は、断続的に下落し6月6日の東京株式市場では、約2カ月ぶりに1万3千円を下回りました。6日の終値は日銀が導入した異次元緩和、それ以後の上昇分をほぼ打ち消す水準まで切り下がってしまいました。この株価の乱高下は外国投資家の介入でもうけるだけもうけて売り逃げたと言われております。また、これに引きずられ、7日の円相場は1ドル95円から94円となり、これも異次元緩和以来の円高水準に戻ってしまいました。

毎日新聞の6月7日付トップの記事で、「株高帳消し 緩和マネー行方見えず」と見出しをつけております。この5カ月余りの円安のおかげで輸出中心の自動車各社は急回復し、トヨタ

自動車は14年度3月期の連結営業利益が最高益の1兆8千億円を達成すると見込んでおります。自動車各社は、円安であっても海外シフトを継続しております。これらの多国籍企業は日本経済の行方には全く責任を持たず、国内製造業の空洞化に拍車をかけ、深刻な状況に陥れていると思います。

また、保有株式の時価総額が100億円以上増えた株主が38人いると言われております。その一方で、ガソリンや小麦などの原材料や食料品が値上がりし、庶民の暮らしは株高、円安の恩恵は1円も受けておらず、かえって生活が圧迫されております。言いかえれば、アベノミクスによる円安の加速を経済全体で見ると、お金が家計部門から輸出大企業への所得の移転となり、大企業にとっては労せずして不労所得を得たこととなります。

2本目の財政支出の矢では、私の見方では税金のばらまきで借金の山ができる、こういう政策だと考えます。大都市環状道路や大型コンテナ港湾など、不要不急の大型公共事業に10年間で200兆円を注ぎ込み、また大企業向けの新たな減税、2千億円も予定されております。自民党型ばらまきで、つけを払うのは国民の負担にさせられることとなります。

3本目の成長戦略の矢では、私に言わせれば、ブラック企業続出の政策だと、このように見ることができるのではないかと思います。規制緩和の名で、労働力の流動化を促すとして、解雇が自由、そして地域限定雇用など、雇用のルールが一層破壊されること、保育に株式会社の参入により、保育の質が低下することにもなります。この3本の矢に、私の思うには、あと2本の矢が刺さってくるというふうに見ております。

4本目の矢としては、来年4月から消費税が8%に増税されます。また、5本目の矢は年金などの切り下げ等、あるいは医療費の値上げ等で、社会保障の一層の負担増が予定されております。

いずれにしても、どれも毒矢が国民に突き刺さってくると、このようになると思います。

先ほど、町長にもお渡ししましたが、この一こま漫画でございますけれども、これは信濃毎日新聞の6月2日付の4面に出ていた一こま漫画であります。私はこれを読んで、この絵だけで全てを言いあらわしているなど、このように感じた次第で、切り抜いてとっておりました。議員の皆さんもぜひ、見ていただきたいと思います。実際に、こういうような状況の中で、町長の招集挨拶の中で、期待されるというだけではなく、できれば、こういうことは懸念される、こういうことが心配されるという一言もやっぱり必要じゃなかったかというふうに私は感じるところであります。そういう点で、町長の見解を求めます。

ロといたしまして、町内企業への影響は

町内大手企業では、全体として生産量、売り上げにおいても増加かあるいは増加傾向を見込んでいる企業が増えているというふうに招集挨拶で報告されました。改善傾向になっているということですが、その他の事業所はどのようになっているか、どうつかんでいらっしゃる

るかお尋ねいたします。

次に、町は3月に町工業実態調査を実施されまして、今、まとめられました。それから、それらから見えてきたものは一体何でしょうか。また、小零細業者への分析と、それへの対応についてどう考え、分析されているのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。大森議員からのご質問がありました、アベノミクスによる町内経済の影響はということでございます。私のほうから全般的な考え方を述べさせていただいて、具体的に町内の企業の影響につきましては、担当課長のほうからご説明するというふうにしたいと思っております。

まず、今、お話ありましたけれども、6月議会の招集挨拶で、昨年12月に誕生した安倍政権が喫緊の課題として位置づけたデフレ脱却に向けた経済対策、いわゆるアベノミクスにより日本が強い経済を取り戻し、持続的な成長をすることを強く期待しますと述べさせていただきました。

今、漫画の絵も拝見しましたけれども、忘れてはいけないのは、半年前、あるいは震災後ですね、急に円高になって70円代の円高になって、円高で大変だと苦しんでいたことも忘れちゃいけないと思います。今、大森議員からもこの経済対策に対して手放しで期待してよいのかとご意見いただきました。私としては手放しで期待しているわけではありません。

昨年秋1ドル77円代であった為替レートが現在は1ドル100円前後で推移するなど、確かに半年で急速に進行した円安により原材料費、燃料費や物流コストの上昇が原因で電気、ガスなどの公共料金やパンや菓子、冷凍食品などの食料品が今後値上げされるというような予定だと、メニューになっているということは報道されているところでございます。住民の皆さんの生活負担が今後増加することについては、確かに懸念しております。

しかしながら、6月5日に日銀の松本支店から発表された最新の長野県の金融経済動向では、企業の在庫調整の進捗や需要回復を受けて、生産や輸出が下げどまり、金融機関の貸出金も2カ月連続で前年を上回るなど、長野県経済は下げどまっていると、3カ月連続で判断を引き上げました。また、今後の先行きにつきましても、慎重に見る必要はあるが、夏から秋口には企業活動が上向き転換点が期待できるのではないかとの談話が日銀松本支店長から発表されました。

また、いわゆるアベノミクスの3本目の矢である成長戦略が打ち出され、第1弾の就労制度の見直しを含めた人材の育成、第2弾の低迷している設備投資の拡大に向け、減税や規制緩和の大幅な拡充に続き、6月5日、第3弾として国民1人当たりの国民所得を10年後に150万円増加するということや、企業支援に重点を置き、設備投資や事業の再編の促進、失業期間6カ月以上の人数を5年間で2割減を目標とする成長戦略素案の骨子が発表されました。

新聞紙上では、この成長戦略が小粒であるとか、迫力不足とも掲載されておりますけれども、私といたしましては、重要なのは、この成長戦略、どれだけ実行できるかということが大事であると考えます。つまり、第1、第2の矢というのは、国、あるいは日銀の施策によられた金融財政、いわゆるポリシーミックスでありますけれども、第3の矢というこの成長については、政府の施策に待つだけではなくて、民間企業における活発なイノベーションを呼び起こすことが大事であります。この点におきましても、専ら政府の施策を待ち続けるということではだめでありまして、民間部門が先行して活発な設備投資などを行うなど、ビジネスの取り組みがなければだめであろうと考えております。

今日の日経の1面には、「市場次第に落ちつき」というように書いてありました。日銀の黒田さんは、施策は小出しにはしないということで、長期金利抑制のためのということでは、まだ先延ばしにしたということでございますけれども、私は市場はですね、今、上がったたり下がったりしておりますけれども、慎重に市場も様子を見ているということだと思っております。

前の前の日銀総裁の福井さんから、メールをいただきまして、それを見ますと、第1の矢、第2の矢、これは政府がしっかりとやらないといけないと。特に第2の矢の財政については、今後予定されている消費税の値上げなど含めて、日本の財政構造を建て直さなきゃいけないと。それから3番目は、第3の矢については私が申し上げたように、民間企業も頑張らなきゃいけないということだというふうに書いておりました。

第4の矢というのも、先ほど大森さんから第4、第5とお話ありましたけれども、福井さんは、第4の矢としては第3までやった後は、いわゆるエネルギー戦略の確立をしなければいけないということも述べております。これも大きく取り込まなきゃいけないテーマだと思っております。

今後、国、あるいは県からのいろんな情報が発信されてくると思います。適切に判断して、町の中でも適切に対応してまいりたいと考えております。

先ほど、ご質問ありました町内企業への影響につきましては、この後、担当課長よりご説明申し上げます。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） 町内企業への影響につきましては、4月に実施いたしました3カ月おきに町内景気の定期観測を行っている町内大手企業の1月から3月期の経営状況調査によりますと、生産量、売り上げともに、1年前と比較すると減少していると回答した企業が多いものの、3カ月前と比較すると減少したと回答している企業数は減っているという状況であります。また、今後、3カ月後の見通しにおいては、減少するだろうと回答した企業はなく、既存取引先からの受注回復や新規取引先の開拓などによる生産量の増加、海外の景気回復や円安などの経済要因による増加を見通す企業が増加してきており、昨年12月以降の経済対策により実感としてはなかなか湧きませんが、調査から改善の兆候が見えると思われま

本年3月に、緊急雇用創出事業を活用し、町内製造業の取引関係や課題、今後の事業展開等を調査いたしました。製造業の235社に調査票を送付いたしまして、89社から回答がありました。回収率は37.8%でございます。この中で、各社の経営状況についてお聞きしたところ、町内大手企業の調査と同様の傾向があらわれ、生産量、売上高とも1年前と比較して増加と回答した企業が約10%、ほぼ横ばいと答えた企業が約40%、減少と回答した企業が約50%と、前年より減少した企業が多い状況でありました。

ここ1年間の事業内容の変化につきましては、約60%の企業がほとんど変更なしという回答でありましたが、積極的な企業姿勢により新事業開拓へ取り組んでいる企業も約20%あることが調査からわかりました。

商工会、テクノセンター等、産業支援機関への要望については、研修、セミナー参加や経営資金相談、技術相談、販路開拓の要望が多くあり、セミナーの内容では機械、経営経理、医療、環境、異業種連携等に関心を持っていることがわかりましたので、今後、各団体の事業計画に反映していきたいと考えております。

また、企業の経営上の課題についてお聞きしたところ、取引環境については、受注単価の低減、国内需要の低迷、原材料価格の高騰、品質管理の要求の高度化が上位を占めており、社内環境については、設備の老朽化、若手従業員の育成、技術、技能の継承が上位を占めております。この点への対応につきましては、月に1回行う、町、商工会、テクノセンター、テクノハートの4団体の打合せの際に、今回の調査を分析、議論する機会を設ける中で、現在企業が抱えている課題について共有していくとともに、今後の企業ニーズに即した新たな事業企画、展開に向けて活用してまいりたいと考えております。

13番（大森君） まず、3本の矢の点でありますけれども、実際に1年前の苦しさということはあるかもしれませんが、しかし、この金融の動き、売買の関係でいけば、結局、国民には全然、これといった大きな影響はなくですね、影響がないというよりも、それによるプラスのものはほとんど感じないという中で、世界のヘッジファンド等が売り逃げをしていくということで、それまで緊急に投入した資金が、やはり海外へ流出しているのではないかとこの点がやっぱりあると思うんですね。

それとあわせて、円安によって株価が高騰するというので、企業改善が見られるということですが、特に、輸出企業においては、国内の産業の空洞化を招いていくと、ここをきちっと歯どめをかけなければ、結局、世界の安い労働力へ向かっていく。そして、そういう状況の中で、日本の企業で育ってはきたが、実際の経営は世界的な経営となり、税金等についてもですね、グーグルなどがアメリカ国内で法人税を非常に逃げるような形で行ったということが行われてきているということですね。

そういう点ですね、やはりきちっとした国内で、やはり国内で経済を立て直すという、そ

ういうね、大企業の責任を、やっぱり社会的責任をきちっと持ってもらうということが、これを国が支援すべき中身だというふうに思います。ですから、世界へ、どこへでもどうぞ出ていってください。海外で生産してくださいということをやられている。そしてその労働者の賃金についても発展途上国程度の賃金で押し込まれてくるということや労働の非正規化が増えてくる、こういう状況の中です、やはり国民の生活は非常に劣悪な状況になってくるということがあります。

これについてですね、やはり心配されているということ、先ほど町長、町民の生活への影響は出てくるということで述べられておりますけれども、やはりここも含めて経済の立て直しが必要だというふうに思います。ですから、これについてですね、やはり企業の社会的責任という点についても、町長のお考えをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

次に、町内企業への影響ということで、1年前と比べて改善傾向というところがあるわけですが、回収は四十数%ですかね、ということで、もう少し回収される方向をまだ必要だというふうに感じます。また、相談できる、技術相談等、これもテクノセンターがある程度中心になってきてきているということであるんですが、もう一つは、相談したことがない、相談の必要性を感じないという企業もあるわけで、それは自力でできる企業もあれば、逆に何をどういうふうに相談すればいいのか、これはどこへ相談していけばいいのかということがわからないというようなこともありますので、やはりそのテクノセンター等についてもですね、もう少し企業に対して情報提供するということを求めているというふうに思います。その2点についてご答弁願います。

町長（山村君） 大森議員の2回目の質問にお答えします。

日本の企業がですね、いわゆるローコストセンターを求めて海外に出ていった、これはもう20年前の話です。今、中国を筆頭にしまして、日本から出ている工場系の企業でローコストセンターを求めて中国に出ている企業はほとんどないです。むしろ、日本に、日本の本社に高い技術力を保存をして、それでなおかつ、例えば中国なんかでもローコストじゃなくて、中国のマーケットを期待する。それから中国の技術力の向上も期待するというので、出ているわけではあります。

皆さんお忘れになってはいけないのは、皆さん、失礼しました、大森さん、お忘れになっていけないのは、中之条にKYBが今、工場をつくっています。これは最たるものです。KYBさんは、中国の設備投資をやめて中之条につくると、中之条の人の、坂城の人の技術力、あるいは真面目さ、正確さが大切だといって工場をつくられるわけです。こういうことを無視して、今のような発言をされては困ると思います。

それから、あと、ですから社会的責任というのは、責任というのは、一方的な面だけで見てもらっても困ると思います。あと、担当課長のほうからまた、答えがあると思いますけれど

も、町内企業の調査、今回回収率50%でもっと増やさないかというお話がありました。たしか、大森議員にもお渡ししましたけれども、回答がないというふうにも伺っております。詳細につきましては、担当課長からお話します。

産業振興課長（塚田君） ご質問の相談したくてもできない企業もあるというようなご質問でございました。できるだけ、商工会、テクノセンター、テクノハート等の機関を通じて相談しやすい環境づくりには心がけておるんですけども、またどうしてもそういうことがしたくてもできないという企業がありましたら、また議員さんのほうからもぜひこういうところへ相談したらどうだというようなこともぜひ、アドバイスをお願いできればというふうに思います。

また、回収率につきましては、やはり小規模の事業所が多いというようなことで、大分といいますか、ちょっと予定よりは回収率が低かったわけですが、その点についても今後のまた同じようなアンケートをとる場合にはいろいろとこれからの課題としていきたいと思っております。以上です。

13番（大森君） 日本経済の再生の道ということで、内需拡大政策というのはやっぱり持つ必要があるということは、第一に思います。そのためにはですね、今、大企業が内部留保として260兆円をため込んでいると、これはもう公になっている数字ですけども、この1%を出していただくだけでですね、月1万円の賃上げができるという試算も出ております。また、中小企業への支援を抜本的に増やして、最低賃金を引き上げ、国民の財布を温めるという、この政策もどうしても重要な取り組みが必要だというふうに感じます。私はこれがですね、日本経済再生の1丁目1番地じゃないかというふうにも感じております。

あと、町の工業統計調査、実態調査ですけども、私もちょっとわからない、実際に見なくて締め切った後、こういうのがあるというのを産業振興課で説明を受けて、そういう調査をやったということがわかったんですが、その点では申しわけないというふうに思っております。

ちょっと時間もありませんので、次の質問に移ってまいりたいというふうに思います。

2といたしまして、健やかな子どもの成長のために

イ、「地域主権改革」一括法の成立で保育行政はどう変わるのか

地域主権改革一括法の成立により、児童福祉施設最低基準が廃止となりました。このことで大都市での規制緩和が行われ、とりわけ横浜市では待機児童ゼロを実現したというように、市長は記者会見いたしました。しかし、中身をよく見れば、詰め込みと園庭のない施設など、保育内容は疑問視されております。子ども・子育て関連3法は、修正の上2015年4月に実施されます。これについて町の対応はどうされるのかお尋ねいたします。

ロといたしまして、町の子育て支援策についてですが、まず、保育園の入所に対して、待機児童の状況はどうなっているのか、定員はまだいっぱいになっていないということは聞いておりますが、その辺の入所の状況はどうなっているか。

次に、昨年、5歳児すくすく相談、非常にいい事業だと思いますが、これ1年経過いたしました、その内容や件数等について、どのような対応をされてきたのかお答え願いたいと思います。また、今年度から6歳児のすくすくランドの事業が始まりました。これについても、担当者等からお聞きすれば、非常に子供たちも喜んでいるというようなお話も聞いております。これらの内容についてお尋ねをいたします。

次に、ハといたしまして、就学相談委員会についてお尋ねします。これまで千曲市と合同で就学相談会が行われておりました。今年度から町単独で実施されることになりましたけれども、それまでの相談についてどんな状況であったのか、また相談件数、相談内容等について今年度もどんな状況なのかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

子育て推進室長（宮嶋君） 健やかな子どもの成長のために、イの「地域主権改革」一括法の成立で保育行政はどう変わるのかについてお答えいたします。

新制度は基本的な理念といたしまして、子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つであります。本格的な人口減少社会が到来し、子供を産み育てたいという個人の希望が、かなうようにするためのサポートが強く求められていることから国や地域を挙げて、社会全体で子供、子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築するというのが、時代の要請、社会の役割であるとしております。

町といたしましても、平成27年度新制度施行におきましては、制度に基づき粛々と事業を行ってまいりたいと考えております。また、児童福祉法第24条第1項に規定をされております保育所に関しましては、新制度のもとでも現在と同様に、市町村が保育の実施義務を担うことになっております。これにより、保護者が保育所での保育を希望する場合は、現在と同様、市町村に申し込み、保護者が市町村と契約して利用する仕組みであります。さらに第24条第2項の中では、市町村は保育所以外の保育についても、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとされております。

児童福祉施設最低基準に対する一括法についてでございますが、東京都等指定都市、中核市の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として居室の面積に関する基準に係る規定を条例委任するものでありますので、当町には該当しないところでございます。

以上のことから、町といたしましては、保育に関する責任が後退することなく、保護者の皆様安心して保育園を利用できる運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの子育て支援策はのご質問についてお答えいたします。

町の待機児童の状況でございますが、新年度が4月から始まり、2カ月ほど経過いたしました、その間待機児童はいないという状況でございます。町立保育園の入所状況を見ますと、

全体の入所児童数は減少ぎみでございますが、反面、未満児の入所児童数は増加しているという傾向が見られます。こうした傾向は町に限らず、全国的にも見られる傾向でございます。

次に、子育て支援事業として、平成24年度から実施いたしました5歳児健康相談事業、通称5歳児すくすく相談につきましては、保護者の皆様にご理解とご協力をいただき、事業を進めております。昨年度、5歳になる児童149人を対象に実施いたしました。このうち、幼稚園、保育園に通園している113人につきましては、それぞれの園で保護者同席による参観形式で行い、残りの36人の方につきましては、お尋ね票による記入により実施をいたしました。

参観型すくすく相談の内容といたしましては、10人程度を一グループとして、子供たちが課題遊びや集団遊びを行い、その様子を臨床心理士、家庭相談員、教育関係者、保健師等、4人から5人の相談員が、子供たちの行動観察を行います。参観終了後、その場で保護者と参観の様子や保護者の心配事などについて個別に懇談いたします。また、5歳児すくすく相談実施後、支援を必要とするお子さんにつきましては、保護者、相談員、園長、担任の4者で今後の支援のあり方や方向性について話し合い、個別支援計画書を作成し今後の育児や保育に反映させ、就学相談につなげております。

次に、発達フォロー支援、通称すくすくランドについてでございますが、この事業は5歳児すくすく相談において発達フォローが必要と思われる園児等を中心に、保育園の6歳児を対象に今年度から新たに行う子育て支援事業でございます。事業の狙いは、第1に、一人一人の子供の成長、発達や行動改善を促すための運動等のプログラムに基づいた活動を行い、どんなタイプの子供でもちょっと頑張ればできる課題を行うことで達成感が持てるようになる。

第2に、友達や保育士に認められることで自信が持てるようになる。

第3に、友達と一緒に同じプログラムを行うことで、共感し合う気持ちを育て、活動中のルールを守ることの大切さを学ぶことなどを目的として、保育園ごとに毎月1回実施するもので、一グループ8名から10名に分け、一グループごと、30分程度を目安にリズム遊びや運動遊びといった基本プログラムを行っております。

今年度は年長児130名を対象に既にすくすくランドは始まっており、5月に4回実施したところでございます。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 健やかな子どもの成長のために、ハ、就学相談委員会の取り組みはについて答弁申し上げます。

就学相談委員会は、障害や発達のおくれのある幼児、児童、生徒の皆さんが適切な教育を受けられるよう支援する目的で、教育、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うための調査、審議機関として設置し、就学に関する判断や支援を行っております。

昨年度まで、当町では、千曲市と坂城町の共同で設置している千曲市坂城町就学相談委員会でこの就学相談や就学支援を行ってまいりました。このような状況の中、増加傾向にある障害

のある子供たちの就学相談を円滑に行うため、また坂城の子は坂城で育てるの願いにより、今年度より町単独での就学相談委員会を設立し、運営を開始したところでございます。

委員につきましては、医師、教育関係者、保健関係者、福祉関係者、学識経験者となっております。町単独での就学相談委員会を設立することにより、就学に関する相談が早い時期から、そしてより迅速に行うことが可能となり、これまで以上にきめ細やかな支援ができるものと考えておるところでございます。

また、就学相談は、就学の時期になってから行うのではなく、早期から適切な教育相談、就学支援を行い、保護者との十分な連携を図ることで、保護者の皆さんの不安や負担の軽減が図られると考えております。そのようなことを踏まえ、今年度、教育委員会に教育コーディネーターを配置し、就学相談委員会事務の全体的な運営を行うとともに、各学校、保育園等を巡回し教育相談業務を開始いたしましたところでもございます。

就学相談委員会で判断を行った件数につきましては、昨年度までは合同でありましたけれども、平成22年度13件、平成23年度20件、平成24年度23件となっております。今年度、平成25年度につきましてはこれから増えることが予想されますが、現在のところ15件の申し込みが既にあるといった状況でございます。

障害の多様化等、さまざまな環境が変化していく中で、幼児、児童、生徒の皆さんやその保護者の皆さんの教育に対するニーズの高まり、そして一人一人の障害の状況に応じた教育的支援を行うことが、より一層求められております。町単独での事業が始まったところですが、教育委員会と保健センター、子育て推進室、支援センターを初めとする関係機関と連携を図る中で、就学相談委員会の運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

13番（大森君） 答弁いただきました。2回目の質問でございますが、地域主権改革ということで、教育行政が大きく変わってこようという中でありますけれども、一つは特例というのがあることは知っておりますが、でもこういう状況がいずれかはですね、全国的に当てはめられてくるという、そのまずはしりだというふうに捉えておく必要があるんじゃないかというふうに思います。これについては、次の新しい動きの中で、また質問していきたいと思っておりますけれども、この改革の中で、25年度以降についても町は単独で今のを維持していくと、後退することなくやっていくということで、非常に心強く思います。

それとあわせて、口でお尋ねしました、子育て支援策、これについてもやはり町単独での保育行政をきちっとやることによってですね、5歳児のすくすく相談から始まって、就学相談委員会へつなげていくと、この縦の線がきちっと整ってきたなということですね、これは大きな前進ではないかというふうに評価するところであります。やはり、あとは、両親、親御さんがやはりこの制度をきちっと理解されて、子供さんの成長をきちっと見ていくということを理解していただくという、このことは大事にしていきたいというふうに思います。申しわけ

ありません、ちょっと時間がありませんので、次の質問に移りたいというふうに思います。

3といたしまして、169系電車の利活用は

私は、何人かの人からですね、いろいろと意見をいただいたというか、言われました。あんな鉄くずもらってどうするんだっていうふうなこととか、デゴイチの二の舞になるんじゃないか、あるいは車内を改装しても使い勝手が悪くて、それほど利用価値があると思わない等々、ご意見がありました。そのたびに、私はそうは言っても、もっと考えてみろということで反論をしているわけですが、町はこの169系車両を坂城駅前及び中心市街地の活性化につなげていくということで、これを譲り受けたということでもあります。これについて順次質問してまいりたいと思います。

まず、しなの鉄道から譲渡された経緯についてお尋ねしたいと思います。また、これを保存するに当たってのランニングコストはどういうふうに見積もられたのかお尋ねいたします。

次に、今後の保存とイベントに対してですね、しなの鉄道の協力体制というのはできているのかどうか、どこまで協力してくれるのかという点について質問いたします。

次に、ファンクラブ、これは信毎でも出ましたし、ホームページでも出ていますが、ファンクラブの募集や利活用の提案を求めていますけれども、その応募状況や、ファンクラブの立ち上げの見通し等について、どのような状況なのかお尋ねをいたします。

次に、静態保存される169系電車と駅前中心市街地のにぎわい創出の取り組みについて、どのように考えておられるのか質問をいたします。

建設課長（青木君） イの譲渡の経緯はについてご答弁申し上げます。

しなの鉄道より譲り受けた169系車両につきましては、旧国鉄時代から今日のしなの鉄道に至るまでの間、昭和という時代の代表選手として、坂城町民の大切な足となり、町の発展の一翼を担ってまいりました。

本年1月、しなの鉄道藤井社長が来庁され、町長と懇談した際、169系車両が老朽化により4月29日のラストランをもって引退する方針のお話をお聞きし、貴重な車両であるため、鉄道博物館かしなの鉄道で保存はできないかとのお話をしましたが、廃棄されるとのことでした。169系の中でも歴史的価値のある1号車両、S51編成でもあり、坂城駅を中心とした町の活性化にしなの鉄道のお力もお借りし、互いに生かせないかと、譲渡を打診したところ快諾をいただいたところでもございます。

今後の経費についてでございますが、車両警備にかかる警備会社への委託費、展示等にかかる電気料、引き込み線の借上料、また状況等によりますが、おおむね7年から8年後に必要となる塗装等の維持管理費等が考えられるところでございます。清掃や塗装につきましては、全国からボランティア等で参加したいとの意見が寄せられており、これを一つのイベントして全国から鉄道ファンを集めて実施することにより、維持経費の削減を図るとともに、駅前のにぎ

わいにつなげてまいればと考えているところでもございます。

今後の保存をイベントにおけるしなの鉄道との協力体制であります。保存に係る維持管理の方法について専門的な立場からアドバイスをいただくこととなっております。また、しなの鉄道が行うイベントに、坂城駅に静態保存されている169系車両を組み入れていただき、町の行うイベントにもしなの鉄道に参画いただくことも考えております。

第1弾といたしまして、6月15日、今週の土曜日になりますが、しなの鉄道において坂城町169系静態保存記念として、坂城駅前の169系電車の見学をスタート、町内の史跡やバラ公園等をめぐり、西上田駅まで歩くイベントを実施される予定となっております。さらに、今回の静態保存に際し、全国の鉄道ファンからしなの鉄道と連携した活用方法についてのアイデアも寄せられております。いただいたご意見を参考にしながら、しなの鉄道と協力し全国からお客様をお呼びし、そして駅前、そして町の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

まちづくり推進室長（中村君）　　の今後の利活用と賑わいの創出につきまして、お答えを申し上げます。

169系電車の利活用につきましては、4月に町内の有識者、商工関係者、坂城駅周辺地域代表者によります169系電車検討会を立ち上げ、2回の会議を行ってまいりました。そこでの議論を踏まえまして、ファンクラブや利活用方法の募集をしておるところでございます。

まず、ファンクラブの申し込みの状況についてでございますけれども、5月28日から募集を始めまして、現在のところ11名の方から申し込みをいただいているという状況でございます。特に県外の方が多いという状況で、町内からの申し込みにつきましては1名ということがあります。169系の電車は全国の方から愛されているというふうに感じるところでございます。

ファンクラブの発足に向けましては、会則等の整備など準備を進めておるところでありますけれども、この発足の時期につきましては、申し込みの状況を見ながら今後詰めていきたいというふうに考えております。

次に、同じく5月28日から募集を始めました利活用方法の応募状況についてということでございますが、こちらは5名の方から合計8件の提案をいただいておりますという状況でございます。中には、活用してほしいということで、写真を提供いただいたという方もおられます。この中にはですね、町内の方が多いわけですが、施設整備的なもの、それからイベントの開催など多岐にわたる提案をいただいております。中にはみずから企画をして実施をしたいという方もいらっしゃいます。

提案の募集につきましては、今月末までというふうにしておりますので、いただいたアイデアにつきましては、169系電車検討会におきまして議論させていただき、年度内にはある程

度の方向性を出していきたいと考えております。

提案の中には、しなの鉄道にご協力をいただかなければならないものもございますが、先ほど、建設課長からも答弁を申し上げましたけれども、しなの鉄道が企画するイベントにおきましても、坂城町の169系電車を組み入れていただいております。6月15日に坂城町169系静態保存ということで、しなの鉄道で実施をいたします北国街道、坂城町、ばら祭り、芭蕉の句碑と酒蔵巡りウォーキングにおきましては、坂城駅前の169系電車の見学からスタートをいたしまして、田町の村上義清供養塔、四ツ屋の甘泉、そして現在、第8回ばら祭りが実施をされております千曲川バラ公園、中之条代官陣屋跡、文化の館、西念寺、会地早雄神社など町内11カ所をめぐり、西上田駅まで歩くというイベントが実施をされます。

また10月には、長野以北の並行在来線のしなの鉄道での引き受けに関連したイベントということで、同じように169系電車の見学会が計画をされているということでございます。

にぎわいの創出につきましては、皆様からいただいたご意見を参考にさせていただきまして、しなの鉄道にもご協力をいただく中で、商工関係者を初め、関係の皆様と連携する中で、この全国的に愛されている169系電車ということで、全国からお客様をお呼びするというような状況の中で、駅前の活性化、町の活性化につなげていければというふうに考えてございます。

13番（大森君） 169系の件では、軽井沢でも1両保存されるということで、坂城で1編成ということで、これはしなの鉄道は、恐らく処分するに当たっても1編成で保存していただいたほうがですね、そのあとの2両分は処理する費用も軽減できるんじゃないかと思うんですが、このいきさつというのは何かあるんでしょうか、それについてご答弁願います。

町長（山村君） 169系の車両はですね、3両ないと動かないんだそうです。運転席は初めにあって、真ん中に車両があるということで、ぜひとも静態保存は3両セットでお願いしたいという話がありました。話の中ではですね、うち1両だけもらって、例えばバラ公園のところでも置こうとか、そういう話がありましたが、ぜひとも3両セットでないと、電車が動かないものでと、動かしませんけれども、そういうことで、じゃあ3両と、それで設置場所についても3両が置ける場所ということで、引き込み線を半分使いながらということでございます。以上です。

13番（大森君） わかりました。しかし、動かないんですよ、静態保存ですから。いずれにしてもですね、これを利用する一応のね、構想がなければ1両にするのか、1編成にするのかということの判断があったと思うんですが、この点については質問しませんけれども、これについてもちょっと私はクエスチョンになっております。

特に、利活用の検討委員会なんですけど、大ざっぱに言えばあて職、商工会長さんとか、地域の区長さんとか、そういうことで、町のほうからお願いした方々だというふうに思うんです。私はですね、やっぱり公募の枠を何人か設けてですね、やっぱり町内のそういう一人からファ

ンクラブに入る方いらっしゃったと思うんですが、そういう方もこの検討委員会に入っていたら、すぐそこでこんな利用方法どうだということが出てくると思うんですよね。そういう人たちをいかに掘り起こしていくかということのインパクトが非常に弱いんじゃないかというふうに私は思います。

それで、特に、このファンクラブやら、あるいはいろんな利活用をする上で、特に利活用についてですね、あの車両の中をどうするか、あるいは車両の付近をどうするかというところで議論されているように、今までいろんな話を聞いたり、やはり、私はそこよりもそれを題材にしてですね、写真コンテスト、全国からですね、169系の写真を保存されている方に写真コンテストを行って、一気に写真を集めるということですね、それこそ、優勝者には金一封かあるいは特産のワインをプレゼントするとか、そういうことも考えてですね、やはり169系をあそこへ設置したそのときからですね、やっぱり1カ月ぐらいは、すぐそういうイベントを開いていくということで、行うことによって、町内の皆さんもやっぱり見学に来る、写真を見にくる。

そういう中でですね、子供と一緒に来ればファンクラブに入る、あるいはこんなこともやりたいというのが出てくると思うんです。ただあのまんまもうこれでもう、数週間置きっぱなしということになっていますので、これを素早く行動すべきだというふうに私は思います。せっかくあるわけですから、その辺、計画は、しなの鉄道が6月15日に一応事業をやっていたくわけですが、町独自のそこら辺を考えていくということがどうしても必要だというふうに感じております。

特に、ラストランのときには、日名沢の踏切のところは、いっぱいいましたが、それよりも沿線の軽井沢までの沿線には相当な人たちがカメラやビデオを構えているということで、非常に多くの方々がいらっしゃる。もう一つは、これ、動いているから皆さん興味があるんです。これ、とまった状態で静態でそのまま置いておけば、ただの飾りだけでやはりお客さんはそんなにファンは増えてこない。だんだん過去のものになってくるわけですから、ここのイメージをどうアップするかということをもっと考えていく必要があるというふうに考えて、感じております。その辺の取り組みについてですね、もう少し町のイベントをもうちょっと、どんなふうなことを考えていらっしゃるのか、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

副町長（宮下君） 今、大森議員さんからいろいろご提案をいただきました。先日、到着しまして、翌日のイベントにも500人の方が4時間の中で来ていただきました。町内の方も多くいらっしゃいましたが、町の外からたくさんの方が来ていただいて、たくさんグッズを買っていただいたということで、経済効果は大変大きいのではないかなというふうに考えています。

また、展示につきましてはどのように考えているかということになりますと、車両の部分だ

けでは考えていない。今、余り使われていない駅舎のギャラリーの分をどういう形で活用し、そこと連携をとって、人が歩いていただく部分というのを考えていかなきゃならない。

今回、しなの鉄道でご提案いただいたものなんかは、しなの鉄道さんが町内の施設を回るものと考えていただいた。これは町が何だかんだで提供するのか、それから地域の方々がこういう形で自分たちのものを活用しようという形の中では考えていただけるものだというふうに思っています。町内の方からもたくさんのご意見をいただきたいし、町外の方からもたくさんのご意見をいただく中で、これを活用し町の発展に利用できればというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

13番（大森君） 私、何人かの方とお話したら、奇抜なアイデアがありました。1両外して、立町通りと横町通りを少し動かしたらどうかという提案、それはちょっと余りにも酷なので、できればあそこの今保存してあるところを少し延長してですね、駅前前のところまで数十mでもね、動かすということでもすれば、もう少し子供たちの見学も増えるんじゃないかというふうにも提案する方もいらっしゃると思います。やはりぜひ、せっかくの、無駄なものももらったというふうには私は申しません。せっかくいただいたのであれば、やはり、使えるだけきちっと使うと、有効のために今後努力してもらいたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時29分～再開 午前 9時39分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、国政におきましては、民主党から自民党となり、アベノミクスの3本の矢に期待がかかっておりますが、もう少し注視していかなければと思うものであります。また、期待どおりの結果が出てきたとしても、我が坂城町に波及効果があらわれるのはもう少し先かと思われませんが、大いに期待をするものであります。

そうは言っても、他力本願だけではいけないと思います。長い長いトンネルから抜け出して、電車169系に引っ張っていただき、あの輝ける坂城町に再びなるよう我々議員も町民のために頑張っていただければと思うものであります。

質問に入ります。

1. 防災対策について

イ. 自主防災会の実状は

中之条区を初めとして、27区に自主防災会があり、3・11を境に各区ともに活発に活動

しているようではありますが、実情をお尋ねいたします。その前に、坂城町で一番先に自主防災会を立ち上げた中之条区の実情を話しておきたいと思います。

実は、私も元坂城町消防団第2自動車分団の分団長をやっており、OBとして最初からかかわっていたので報告をいたしますとともに、議員活動少し楽にさせていただいていたと思ったら、中之条区の依頼により自主防災会の会長を仰せつかっております。

さて、3・11以来、100年に一度であるとか、千年に一度のような災害も起こり、最近では地球温暖化のせい、ゲリラ豪雨であるとか、爆弾低気圧など異常気象が起きており、学者の中にはアメリカ並みの竜巻が、今後日本でも起こる可能性があると言っております。

そのようなことから、平成19年、時の中之条区長、内山さんより元、町の消防団長であった片山さんを中心に消防団OBと区の代表11人で中之条区自主防災会設立準備委員会を立ち上げ、専門家の意見を聞くなど半年ほど研究し、平成20年5月に中之条自主防災会が発足をいたしました。

目的といたしましては、一番は、命を守ることであります。中之条区民の隣近所共同の精神に基づき、自主的に防災活動を行うことにより、大規模な地震、火災、自然災害などによる被害の防止及び軽減を図ることを目的にしておるものであります。

組織であります。会長、副会長以下4班に分かれており、初期消火班、救護誘導班、情報収集伝達班、物資調達班であります。

構成員は、分団長OB38名であります。そこに区を初め、各種団体が入りますから、約200名ぐらいの構成員となります。また、このほかにはアンケートをとる中で、大規模災害時における援助要請を受けた75歳以上の方、身体障害者の方々を隊員2名から3名一組となり、援助に向かう組織もでき上がっております。また、民生委員のお力も得て、協力をお願いをしておるところでございます。

また、そのほかには広報活動、消火栓による放水訓練等、区民を中心に行っております。以上が中之条自主防災会の概要であります。また、自主防災会は、区長をトップとして、中之条消防団の後方部隊であることは言うまでもありません。

ロ. 今後町の対応は

前段でもお話を申し上げましたように、75歳以上の方であるとか、独居老人、身体障害者等の援助アイテムとして、冷蔵庫などに入れておくカプセルが各区で設置が始まっております。3区のここに見本を借りてまいりました。これは、金井区でございます。安心カードという名前でおやりになっております。これは、上五明、五明地区の自主防災会、安心・安全カードという名前になっております。これは中之条でございますが、ちょっと中之条は救急医療情報キットという名前でございます。こういう形でできております。

見ていただければわかるように、みんな同じようなカプセルといいますが、筒状のケースに

なっておるわけでございます。この中身のですね、医療情報につきましては、3件ともに、安心カードという名前となっており、例えば、自分の住所、氏名、かかりつけのお医者さん、また薬の情報など、それからまた子供が例えば東京にいるなど、緊急連絡先であるとか、各区を比較してみたら、ほとんど同じ内容でありました。また、冷蔵庫にカプセルを入れることや、ステッカーを張る位置などの説明も同じでありました。ステッカーは消防署の方、それから我々が助けに行ったときにわかりやすいように玄関の裏側で、冷蔵庫の一番わかりやすいところへそのステッカーを張ってくださいというようなことであります。ただ、このことから、各区ともに、カプセルの中身である安心カードは、とにかくみな同じだということがわかった次第であります。

それで、私に言わせますとですね、カプセルとステッカーを統一すると、全町同じになります。27区中、今、申しあげましたように、あと、今日ちょっとないんですが、上平と旭ヶ丘ですかね、その5区ぐらいは始まっておりますが、まだ十分私は間に合うと思います。また、消防署も各区で違うと、戸惑うということがあると、これは前、坂城消防署の署長でありました、丸山さんからのアドバイスも得ているところであります。

また、今後各区ともに、追隨していくものと思われまますので、できれば私は、町で音頭をとっていただき、全て統一させていただきようなどころにきておるのかなというふうに思う次第であります。

次、ハ．中之条区にも防災庫を

何度か私も一般質問をさせていただいておるわけでございますが、坂城町を人口などで大きく分けると、4地区に分けることができます。また、行政的に考えても4地区に分けていろいろな行事などが行われておることは、皆さん周知のとおりであります。例えば年に1回の消防訓練なども4カ所、各地区持ち回りでやっているわけであります。

そこで、防災庫の件であります。4地区のうち、坂城は第7分団、村上は第10分団、南条はついこの間ではありましたが、第3分団の隣に防災庫ができております。坂城町の中心である中之条の第4分団のところには残念ながらまだありません。大勢の中之条区民の皆様、中之条も早くつくってほしいと要望されております。町のお考えをお尋ねいたします。以上で第1質問とさせていただきます。

住民環境課長（金子君） 防災対策について順次お答えをいたします。

この自主防災会の実状はについてでございますが、自主防災会は、昭和56年4月1日に施行された坂城町自主防災会組織設置推進要綱に基づき、大地震や風水害などによる災害の防止、被害の軽減を図るための地域住民による自主的な防災組織で、町内27の全自治区に設置されており、多くの区では区長さんが自主防災会長となる形で組織されております。

台風や土砂災害、地震などの大災害が発生した場合、交通の遮断、同時多発火災などにより

行政、消防、警察などの防災機関は十分に対応できない可能性があります。そのようなときに力を発揮するのが自主防災会であり、地域の協力体制であると考えております。隣近所、地域の住民が自発的に救出・救助活動や応援活動を行い、被害の拡大を防ぎその後の復興にも大きな力を発揮し、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、火災等の災害発生時に備え、消火栓や消火器を使った防災訓練を行うなど、地域における防災活動に取り組まれております。

また、昨年の町総合防災訓練は、8月26日に村上小学校において実施し、総勢560名のご参加をいただきました。この訓練では、各自主防災会が主体となる避難訓練とともに、大勢の住民の皆さんに体験、参加いただける初期消火訓練、煙体験や土のうづくり、避難所開設訓練など、より実践的な訓練を実施してきております。

さらに、自主防災会が災害発生時の救急活動を迅速、かつ効果的に行うためには、訓練実施や資機材の整備とともに、組織内の役割分担を明確化し、規約や防災計画として定めることが重要であります。

また、町の社会福祉協議会の作成支援を受け、要援護者の方々の支援を目的に、災害時住民支え合いマップの作成に取りかかっている自主防災会が複数あり、上平や上五明、旭ヶ丘自主防災会など、既に作成が完了されたところや中之条自主防災会のように作成後数年が経過したことから見直しをされているところなど、各自主防災会単位で積極的に取り組まれております。

続きまして、ロの今後の町の対応はについてお答えいたします。

議員さんからのご質問のように、救急カプセルは、ご高齢の方だけの世帯や独居の方、あるいは障害をお持ちの方など、緊急時や災害時における、いわゆる災害弱者の方々を中心に救助する際に、要救助者の情報として必要な氏名や生年月日、血液型やかかりつけの医療機関や、持病、処方されている薬などの医療情報を保管しておく有効な手段だと考えております。

当町の救急カプセルが備えられている状況につきましては、上平、中之条、金井、上五明区の各自主防災会等が既に取り組まれており、それぞれの自主防災会において該当される方に救急カプセルを配付するに当たっては、救急カプセルの保管を希望されるか、ご意向を確認する中で実施されていると伺っております。

また、この救急カプセルの保管につきましては、各自主防災会において自分たちの地域は自分たちで守るとの考え、初めにも申し上げましたように、ご高齢の方や障害をお持ちの方々に救急カプセルの目的をご理解いただき、地域の支え合い活動や地域の皆さんによる研究、検討などが行われ、そのような過程を経る中で実施に至ったと認識しております。

町といたしましては、ただいま申し上げましたように、地域の皆さんが自主的に活動をされる中で、その必要性が認められ各家庭に保管されていることが望ましいと考えております。また、各自主防災会などにより救急カプセルの保管などについて、相談やお問い合わせなどがあ

りましたら、町として対応してまいりたいと考えておりますし、各地域における自主防災会役員や民生委員、消防関係者、区の役員と地域の皆さんで救急カプセルの情報、保管場所、また地域の避難場所や避難経路などを確認し、今後も地域ぐるみの防災、減災体制を整えていただきたいと考えております。

続きまして、ハの中之条区にも防災庫をについてお答えいたします。

ご質問の中之条区にも防災庫をとのことでございますが、町の防災庫の中には、備蓄庫として機能を有するものがあり、有事において町内の橋梁の寸断を考え、千曲川の右岸、左岸に1カ所ずつ防災センターと村上地区備蓄倉庫に震度6弱の地震が発生した際の避難者数を人口の約1割と想定し、地震発生から救援物資が届くまでの想定日数を2日とし、町全体で食料は長期保存が可能なクラッカーを中心に約9,600食、飲料水は1.5リットルのミネラルウォーター約6,400本をおおむねの目標として、保存期限に留意する中で計画的に備蓄しており、その他土のうなど、水防資材等もあわせて有事の際に備えております。備蓄庫としては、定期的な保存状態の確認や在庫量の把握など管理を行う上からも、この2カ所での管理が適切と考えております。

また、その他の食料や生活用品については、応急生活物資供給協定を提携しているJAちくま及び生活協同組合コープながのなどの提携先からの支援を計画しておりますが、災害発生の内容や被害者ニーズの多様化に対応するため、提携先の拡充について研究、検討を進め、保存期限に留意する中で、計画的な備蓄を継続するとともに、資機材の充実整備もあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

台風やゲリラ豪雨などの自然災害時の対応活動拠点となる資機材倉庫につきましては、各地域の活動の拠点となるもので、坂城地区、村上地区、南条・中之条地区に1カ所ずつあり、主にその地域で活動を担っていただく消防団は坂城地区4分団、南条・中之条地区4分団、村上地区の3分団となっております。

中之条自主防災会は、防火、防災活動の先進的な取り組みが進められ、また旧消防器具庫を利用した中之条区防災庫を整備するなど、地域の安全・安心活動にご尽力いただいております。防災、減災を念頭に既存の施設を利用していただきながら、地域の現状や物理的な状況などを精査し、今後の坂城町地域防災計画の中で、研究、検討してまいりたいと考えております。

今後も災害の未然防止、または被害の軽減を図るためには、行政機関のみならず地域の住民の皆さんにおいても、日ごろから災害に対する備え、災害時における自主防災会の防災活動が重要なものとなってきております。各家庭、地域の自主防災会及び行政が連携しながら防災意識の高揚と防災対策の徹底に万全を期してまいります。

10番（中嶋君） 課長より懇切丁寧に各地区のですね、状況をご答弁をいただきました。大変、よくわかりました。また、カプセルの統一のことなどはですね、また区長会などのおりに積極

的に話をしていただければありがたいのかなと思うものであります。

それから、中之条の備蓄庫、防災庫の件であります。昔のですね、可搬式が置いてありました坂城中学の上り口、お宮の隣でございます。あそこへなども土のう、100ぐらいは私ら、あそこへ確保してあります。なぜならば、大分、国道をよくしていただいたんですが、去年も下町と言いましょか、中之条の18号線の下のほう、村上側でございますが、そこも例のゲリラ豪雨のときに、3カ所、4カ所ですね、床下浸水、こういうことがございまして、あそこが一番いいだろうと、そんなようなことで置いてあります。

ただ、防災庫のほう、また備蓄庫の関係、土のうはいいんですが、ほかのいろいろ機材があるわけです。それは今、公民館のですね、倉庫を公民館長にお願いをいたしまして、公民館もいろんな行事がありますから、いろんなものが入っているんですが、その一角に置かせていただいているということが実情であります。ですから、できれば、先ほど申し上げましたように、早くですね、中之条区へもきちっとした4分団のところへ防災庫をお願いしたいかと思うわけでありまして。

さて、再質問に入るわけでございますが、町の答弁の中に、よく近隣市町村の比較をして千曲市、上田市が行っていないから坂城町もという話も多々聞くわけでありまして、緊急カプセルにおいては、千曲市では既に始まっております。ここにございます。命のカプセル、千曲市であります。実はこれ、町長、よく聞いていただきたいんですが、千曲市の市民にこれは千曲市で無料で配っておられるわけでございます。それで、これは千曲市のですね、広報10月号でございます。去年の10月です。「市ではひとり暮らし、高齢者や障害者などの皆さんを対象に緊急医療情報キット、命のカプセルを無料配布をしております。本人情報を容器に入れて、自宅の冷蔵庫に保管し、あなたに起こる万一の救急時に備えてください」ということであります。細かいことが、いろいろこれ、書いてあるんですが、大事なことだけ読みます。「高齢者などを守る取り組み、高齢者などの孤独死、急病、けが、そして火事などの災害による緊急の支援を要する事例が全国で増加しております。市では平成22年に作成した災害時要援護者支援マップや命のカプセルなどにより、地域の支え合いによる高齢者などの支援強化を図っていきます」というふうにここに書いてあるわけです。そういうことであります。

これ、ちょっと私なりにつけ加えをさせて、内容を詳しく話しますと、今申し上げましたように、とにかく千曲市は昨年10月から始めたとのことでありまして。予算も、私、気になりました、議員であります、でたらめなことは言えません。約41万円で命のカプセルを3,700個、市民に無料配布をしたようであります。

私は、カプセルなど使われないほうがよいと思っておりますが、実際使用されたことはあるのか、坂城消防署の宮城署長にお話を聞いてまいりました。千曲市管内において、更埴の消防署でございますが、もう既に5件あったそうです。戸倉上山田の本署におきましては1件、坂

城署においても1件ございました。ただ、これは坂城署は更埴本署が手いっぱいであったので、緊急の、坂城署のほうに依頼があって、これは磯部地区でございました。でありますから合計7件ともこれは千曲市において、緊急カプセルが使用されたとのことであります。

ちなみに、坂城管内を私はお尋ねをしてみました。まあ、いい結果だと思いますが、よく聞いてください、これ、ゼロ件ですよ。まあ皆さん、どういうふうにとめるか、ここよくお考えになっていただきたい。

このことから私に言わせればですね、早急に坂城町も取り組むべきかと思うものであります。ましてや各区の区長さんたちも導入の検討をしていただいておりますのが実情であります。まさに猿まねではありませんが、千曲市のまねを全てしろと、私は言いませんが、消防組合も千曲市と一部事務組合をつくっている我が坂城町であります。そういうことを考えれば、足並みをそろえたほうがよいと私は思うものであります。言うなれば、町も無料配布をしていただけないか、これは課長に答弁はさせるということは私はいたしません。これは当然町長のですね、お考えをお尋ねいたします。重ねまして、中之条の消防庫の件もあわせて町長のご所見をお尋ね申し上げます。

町長（山村君） 先ほど、課長からも答弁いたしましたけれども、これは全然やらないと言っているわけじゃございません。各地区の区長さん、あるいは自主防災会の皆さんとよく相談しながら、必要ならばやるということでございます。

ただ、別の機会にも答弁しましたが、さあ、つくったから置けというんじゃないだめだと思っております。自主、おのおのの地域の中の方が本当に必要だというふうにコンセンサスができれば、区長さん、各地区と相談しながら進めていきたいと思っております。状況を見ながらやっていきたいと思っております。

10番（中嶋君） 町長にですね、私は今、お答えをいただいたわけでございますが、実情を見ながら、町長はいつも慎重でございますから、私は町長の手法はただ評価しておるわけでございますが、私は、前向きにやっていただけるというふうに聞き及んでおきます。

それではですね、②にいきます。

2. 地産地消について

イ. 味ロジックわくわくさかきの経過は

地産地消であり、中沢町政時代の目玉であった味ロジックわくわくさかきのご苦勞を願い、10周年を迎えたわけでございます。このことについて、今までの経過をお尋ねいたします。

その前であります、加工施設ができたとき、当時、そこにいらっしゃいます宮下副町長が担当の農林課長で、当時私も一般質問をこのときにしております。なかなか、当時の若い農林課長、宮下課長はですね、気合いの入った答弁をしておりましたよ。

本来、自分で読んでいただければいいんですが、私これ、ご披露します。「農林課長（宮下

君)、びんぐしの里」、これ、課長が答えているんですよ、「びんぐしの里、農産物加工センターについてお答えをいたします。まず加工センターの事業内容であります、大きく二つがあります。一つは、販売用加工品の製造部門としてそれぞれの地域の食材を利用し、農産物に付加価値をつけた商品づくりをするための加工室であります。おやきの加工室、パン加工室、ジャム加工室などの瓶詰めの加工室、ねずみ大根など地域野菜を利用した漬物の加工室の四つの加工室がありまして、仮称、びんぐしの里農産物加工研究会の皆さんを主要団体としてそれぞれの部門で商品化を目指していただきます。二つ目の機能として、交流機能を持つ開発研究室、会議室があり、支援センターや研究会の共催の事業ですとか、地域の皆さん、湯さん館の来場者との交流を図ってまいりたいと考えております。続いて、建物でございますが長さが42.3m、幅が7.2m、高さが約5m、建設面積が299.16m²駐車場側に若干、歪曲をしていました木造平屋建てで、屋根はカラー鉄板の一字ぶき、外壁は合板張りで屋根と外壁の色彩は対面いたします湯さん館の屋根と同色とし、一体の施設としての統一感に配慮をいたしました。また、作業風景も売りの一つと捉え、できる限り窓を配置いたしました。サッシは清潔感のある白としてバックとなります山の緑の中には、はっきり、くっきり、すっきりとした建物景観となり、坂城町の一つの顔になることを願っております。」このいい言葉を使ってたの、思い出したね、これ。ねえ、副町長。これね、実はね、このフレーズ、議会でもね、当時流行になったんですよ、これ。議会のね、あれです、もう卒業していった議員さんたちね、でっかい声出したりする人とかね、いろいろ、こう細かなことからぐちゃぐちゃ言うような人がいたんですがね。これはなかなかあの課長、うまい答弁したぞと、登、おまえも負けるなんて言われました、当時、もう10年前だったからね。

とにかくあれです。もう1回、このフレーズいきましょう。「バックとなります山の緑の中には、はっきり、くっきり、すっきりとした建物景観となり、坂城町の一つの顔になることを願っております。内部につきましては、機能を優先しコンパクトにまとめました湯さん館に来ていただくお客様には、加工施設から遠く雪をいただいた大パノラマを見ていただき、将来的には周辺の建物も利用させていただき、施設の活用を図ってまいりたいと考えております。次に、町民には、誰でも使用できるのかという質問であります、四つの加工施設につきましては、主要団体として、仮称びんぐしの里農産物加工研究会の使用を考えております。交流機能としての開発研究室には調理器具を設置いたしております。いわゆる料理教室も開けます。ただ、ご質問にありましたが、お子さんだけの使用というのは許可できないと思いますが、男女を問わず料理していただけるというものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。また、この研究会は決して閉鎖的なものではありません。もともと2年前に町民の皆さんから公募で参加をいたしましたセミナーの皆さんを中心としているものであります。今後も会を増やしていく考えでありますし、農業の活性化、地産地消の推進をしていくためにもそれぞれの

部会の講習会やうどん打ちやおやきづくりの体験交流会なども計画してまいりますので、これらの会にも積極的に参加をしていただきたいと存じます」というご答弁でございました。ご立派です。

先ほども申し上げましたが、このころ、私もまさに議員になり立てでありましたので、荒っぽい質問をしたのかもしれませんが、約、これ10年前、平成16年のこれはね、副町長、思い出しました、ね、うんうんと言っています。16年3月の議会における一般質問での宮下農林課長の初々しい張り切ったご答弁でありました。これやっていると、時間がどんどん過ぎますので、口にいきたいと思います。

ロ．味ロッジわくわくさかきの今後は

10年をめぐるといって、この6月4日に味ロッジ株式会社に組織がえが行われ、まさに独立採算性の民間会社となったわけであるが、先ほど10年前の一般質問ではありませんが、当時、国、県から補助金を得る中でこの施設ができ上がり、当時、当然ではありますが、坂城町議員、私も含めまして賛成をしております。また、賛成した議員の一人として、このことは重く受けとめるとともに、責任を感じております。当然、副町長も同じ思いをしていると思いますが、必ずや、大きく利益を上げて、坂城のブランド会社に育ててほしいと私は思うものであります。

しかしながら、まだまだ採算ベースには合っていないような話も聞こえてくるわけでありまして。ジュース加工ができる施設があればリンゴやブドウ農家からの委託も増えるとも聞いております。総務産業常任委員会でリンゴ、それからブドウの農家の皆さんのところへ視察に行かせていただいたときも、個人的に私は聞いております。ジュースをつくって販売したいんだけど、坂城にはそういう施設がなくて、何か飯田のほうですかね、そこまで持って行って加工してきて、それで販売をしていると。何とか坂城でもそういうものをつくってもらえば、おらたちも助かるわなど。リンゴやブドウをつくっている農家の皆様から要望されました。そういうものを含めればですね、このジュース加工ができる施設、何とかならないのかと私は思うようなものであります。

このようなことも踏まえて、今後、町はですね、どのようにかかわっていくのか、例えば、湯さん館のように町長が社長になるのか、それともまた今までの責任者であった西澤てるさんが社長になるかをもお尋ねをしたいと思います。以上であります。

町長（山村君） 副町長に答弁してもらったほうが良いような気もいたしますが、私から、なるべくはっきり、すっきり、くっきりと回答したいと思います。

今、いろいろお話ありました。ご心配もされていただいております。いわゆる地産地消について、イ．味ロッジわくわくさかきの経過は、ロ．味ロッジわくわくさかきの今後はということで、お答えいたします。

今お話ありました、味ロッジわくわくさかきは、平成16年度に設立した女性企業グループで、地産地消の推進、食文化の伝承と地域の味の発信、地域活性化を目的として事業を展開してまいりました。グループの設立と並行して整備いたしましたびんぐしの里農産物加工センターを利用して、地域農産物の加工品製造販売を主な業務として、地域郷土色の伝承、地産地消など、多岐にわたる事業展開を図ってきたところでございます。

味ロッジわくわくさかきの活動の経過につきましては、当初はおやき、パン、瓶詰め、漬物、うどんなどの6部門、57名でスタートし、全くノウハウのない状態から食品衛生管理、商品開発力及び加工技術の向上、生産効率の見直し、組織運営などの研修を重ね、組織体制を改善しながら活動を行ってきたところであります。

味ロッジの商品は、特産のねぎみ大根、リンゴ、ブドウ等の地域農産物を活用した付加価値のある商品開発に努めながら、農産物の新たな需要創出、委託栽培による農家所得の確保に貢献してきております。

また、信州大学繊維学部の起業グループとともに行った商品パッケージやロゴマークの制作、地域資源無限大全国展開プロジェクトによる商品開発など、産学官及び農商工連携事業にも取り組んでまいりました。

地産地消の推進では、学校給食への食材供給を通じた食育への貢献、食文化の伝承、交流では食堂のびんぐし亭でのおしぼりうどんの提供、小中学生を対象にしたおやきづくり体験や、たくわん漬け体験などを実施し、地域での食育に貢献しているところであります。

また、昨年度は、おいしい信州フード大使に任命されたパティシエの鎧塚氏が経営する東京渋谷ヒカリエの店に、日本各地から選ばれたスイーツが並ぶ中、味ロッジわくわくさかきのねぎみ大根を使ったパウンドケーキも採用され好評となっております。私も時々、行きますが、ヒカリエの地下2階、お客さん、たくさん毎日毎日来ているということでございます。

設立して今年で10年を迎え、着実に売り上げを伸ばしてきてはおりますが、農産物は手づくり加工のため、人件費等のコストがかかり、収益につながりにくいということから、昨年度は6次産業化推進整備事業で、国の補助金2分の1を活用する中で、搾汁、裏ごし器など、3台の機械を導入し、生産効率の向上と人件費削減を図り、一層の安定経営を目指しているところであります。

私、一昨年から経営状況を時々お聞きしておりましたけれども、やはり10年もたつてですね、設立当時の方、たくさん関係されておられますけれども、新しい設備を入れたりする資金の手当てをするためには、やっぱり法人化をしなければいけないだろうということで、昨年来からいろいろ議論をさせていただいておりました。

この法人化というのも設立当初からの目的となっておりましたけれども、この6月4日に味ロッジ株式会社として、新たなスタートを切りました。西澤会長が代表取締役に就任する中で

資本金250万円で会社運営をしてみたいです。町といたしましても発起人として15万円を出資するとともに、産業振興課長が代表取締役として経営に参画するなど、全面的に支援してみたいです。

今後、味ロジは株式会社として会社経営をしていくわけではありますが、法人格を持つメリットとしては、経営上の責任が明確になることで、取引先との取引が円滑になるとともに、新たな取引が生まれやすくなります。また、資本金を増やすことで、経営規模の拡大も容易となります。しかしながら、株式会社になったからといって、安定した経営が保障されたわけではありません。10年間の実績を生かしながらしっかりとした経営方針を立て、無駄な経費の削減を行い、営業活動に努めるなど安定経営を目指して、今まで以上に厳しい運営をしていかなければならないと思います。

町といたしましても、味ロジの実績を生かしながら、坂城町の特産品として新たな商品開発がさらに進むよう支援してみたいと考えているところでございます。また、来週から毎週火曜日と土曜日にびんぐし亭、湯さん館、地場産物直売所あいさいですね、立町のおきらく、横町のけやき横丁とくべえにおきまして、地元農産物を利用した手づくり総菜を販売いたします。商品については、お客様からご意見をいただき、それを新たな商品開発に結びつけてまいりますので、今後とも味ロジわくわくさかき改め、味ロジ株式会社に対しまして、町民の皆様のご愛顧をよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

10番（中嶋君） 山村町長に過去の歴史を語っていただきました。また、すばらしい未来も語っていただきました。きら星のごとく、マスコミに取り入れられたり、すばらしいお話は聞こえてきますが、現実問題として、私は少し心配もする部分もあるものであります。とにかく、立派な会社になるまで、責任ある私も見守っていく所存であります。町長も民間から町長になられまして、民間でいろいろご経験をなされて、経営のことでございますが、そういう部分でできるだけ今の町長の答弁を聞けば、町長もそういうことをアドバイスをしていただけるのかなと、そんなように私は聞こえてきましたので、ぜひその辺、町長のご協力を得られればありがたいのかなと、こんなことも私はつけ加えさせていただきます。

町長（山村君） ちょっと1点訂正します。先ほど、代表取締役に西澤会長がお話しました。町の産業振興課長は代表ではなくて、単に、私、代表取締役と口が滑りましたけれども、振興課長、取締役として参加すると、代表取締役は、代表は西澤さんということです。以上です。失礼しました。

10番（中嶋君） 今、町長からちょっと、取り消しがあったような部分でございますが、先ほど申し上げましたように、町長もお立場上、協力をしていくと。それからちょっと私はよかったなと思ったのは、今、町長、おっしゃられたように、町の課長も取締役になると、そういうことで、ちょっと安心できたのかなと私は思うものであります。

何度も申し上げましたが、とにかく立派な会社に育っていくことを願うのは、ここにいる議員全員そう思っていると私は思います。先輩議員たちが全員賛成して、あれはつくったものがありますから、そのことも踏まえてよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして話は変わりますが、我が町もこのところ、169系電車であるとか、今行われているばら祭りであるとか、古雛まつりなど、観光客も大分増えているかと思いますが、私ごとではありますが、私のマイブームの中では、坂城から見える北アルプス、白馬三山に今さらながら魅せられております。

白馬三山とは、皆様もご存じでしょうが、白馬鍾ヶ岳、杓子岳、白馬岳であります。この三山がすばらしく輝いておりました。今日、台風の影響が少しありまして、太平洋岸は曇っておりましたから、坂城町は曇っておりましたが、今の三山の向こう側は富山県でございます。でありますので、日本海岸のあちらのほうは、晴れておりまして、今日もすばらしい三山が見えておりました。また特に、桜の咲いているときのスポットでありますとか、千曲川から見るスポット、青空で日本晴れのするときのスポット、またバラ公園から見えるスポット、夕日の中にシルエットで見える三山のスポット、全て撮影スポットといえますか、シャッタースポットといいましょうか、町内からあちらこちらにあるこのすばらしい風景も観光に結びつけられればと思いつつ、シャッターを切っておる今日このごろであります。

最後に一句、添えます。「日が沈み、赤く染まった坂城町」「日が沈み、赤く染まった坂城町」以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時27分～再開 午前10時37分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、9番 入日時子さんの質問を許します。

9番（入日さん） 全ての国民に番号を割り当て、社会保障や納税などの情報を一元管理するマイナンバー法が5月24日、自民党、公明党、民主党、みんなの党、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立しました。導入は2016年1月からとされ、個人番号の利用範囲は、社会保障と税、災害対策の3分野としています。そして2019年をめどに民間も含めて利用範囲の拡大を検討するといいます。しかし、この制度は初期投資だけで約2,700億円という多額の費用がかかる上に、個人情報の漏えいの不安もあります。

韓国では2011年7月に中国のハッカーにより、全国民の7割、3,500万人の個人情報盗まれ、大問題になりました。被害者に賠償金を払いましたが、国民は、この法律を変えることを求めています。マイナンバー先進国のアメリカでは、ID詐欺の被害者が年間1千万人もいます。

仮に、サイバー攻撃から完全に防御できるシステムを構築すると、その費用は数兆円という

巨額になると予想されます。さらに、ランニングコストも毎年100億円単位でかかることは、政府も認めています。費用対効果を考えれば、マイナンバー制度の導入の意味は全くありません。

政府は、マイナンバー法を正確な所得捕捉と、税と社会保障の一体改革のために必要だと説明しましたが、消費税増税を先行させ、社会保障の充実の後回しにしています。社会保障の充実と公平な税制の実現というマイナンバー制度導入の目的や理念が、空約束になっています。莫大な費用をかけて国の赤字を未曾有に増やし、個人情報漏えいで被害をこうむるのは私たち国民です。子供たちや未来の世代に大きな犠牲を払わせないためにも、マイナンバー法を実施させないように、地方自治体が国に要請する必要があると思います。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

1. 特定健診について

イ. 健診料について

特定健診の健診料金の質問は、平成21年の6月議会でも行いましたが、その後も町民から坂城町の特定健診の費用が高いという声が寄せられ、安くしてほしいと要望されたので再度質問します。特定健診の個人負担額は、町の集団健診で2,500円、個別健診は2,600円です。近隣の市町村は、上田市、長野市、千曲市、東御市が千円です。須坂市は700円、小布施町は千円、軽井沢町は無料です。

確かに近隣の市町村と比べると、倍以上の高さです。前の課長答弁では、町の集団健診は心電図がついているから高くなっている、他の市町村は心電図がないから安いと言いました。しかし、上田市は心電図をつけても500円の上乗せで1,500円です。心電図つきでも坂城町より千円も安いのです。

個別健診だと、心電図は別に1,300円かかり3,900円になります。集団健診の場合、国、県、町が費用の65%を負担し、残りの35%を個人に負担してもらっている。町の財政的なことを考えれば、そのくらいの負担は理解してほしいという当時の答弁でした。しかし、健診費用はどこの市町村でも同じにかかるはずで、要は予防に力を入れるかどうかではないでしょうか。

特定健診の受診率は、65%の目標に対して24年度は48%ほどで、目標に達しなかったと聞きました。病気の早期発見、早期治療は高額医療費などの医療費の軽減につながります。山村町長が招集挨拶で疾病予防に力を入れると言われました。町の特定健診料をもっと引き下げ、町民が受けやすくできないか、答弁を求めます。

福祉健康課長（天田君） 特定健診についての健診料についてご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

国民健康保険の特定健康診査につきましては、町民のお一人お一人の健康を守るため実施を

しておるところでございます。健診の内容は、身体計測、血圧測定、血液測定、尿検査及び心電図検査で、これらの検査から血管の状態や、そこを流れる血液の状態がわかり、糖尿病など生活習慣病の発症予防、重度化予防につながるものでございます。

平成24年度の受診率は、暫定で約48%の見込みで、受診率は年々上昇しております。このことは、町民の皆さんの健康に対する意識が、数値にあらわれているものと思うところでございます。また、受診率が上昇することで増え続ける医療費の抑制にもつながると期待いたします。引き続き、健診率の向上と保健指導の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

健診料金についてでございますが、当町においては心筋梗塞などの心疾患が死亡原因としても高いことなどから、集団健診では心電図検査を含め、特定健診を行っているところでございます。お一人の健診にかかる費用は、7,140円ですが、受診者の皆さんには心電図検査を含め2,500円をご負担いただいております。隣接の市では特定健診に心電図検査を含めておらず、受診者の負担は千円で、心電図は希望者が別料金で受診されているとお聞きしております。

このように、特定健診の対象者について疾病の特徴などを勘案しつつ、適切な検査項目を設定しておりますので、検査料金は隣接の市と単純な比較はできませんが、町を初め、国、県からの補助により負担の軽減を図っております。また、受診勧奨の際、受診されない理由をお聞きしましても、検査料金をその理由にする方はほとんどない状況でございます。ご自身の健康を守るための健診でございます。当面、現在の料金設定で進める考えでおりますので、ご理解をお願いいたします。

9番（入日さん） ただいまの答弁では、坂城町は心疾患が多いので、心電図を入れていると。それで、ほかの市町村は心電図がないので、これだけ千円ぐらいで安くしているという話でしたが、上田市はオプションで心電図、本人が希望すればできるという形でつけていて、心電図をオプションで希望しても1,500円という形をとっているわけですよね。

それで、先ほど私も言いましたように、健診料はどこの市町村も7千円程度かかっていると思うんですが、坂城町は国と県と町の補助で65%、残りの35%、いわゆる2,500円は個人負担をしてもらっていると。今のところ、アンケートでは健診料が高いから受けないという人はいないという話でしたが、なかなかそのアンケートも全員に回答してもらっているわけではないですし、これから、いわゆる40歳から74歳までという圧倒的に年金生活者が増えてくるとなると、やはり年金のカットなどで収入が少なくなると、とりあえず健康だから健診までは必要ないかなという人が現在多いと思うんですよね。

そういう意味でもやはりもうちょっと、私もひとり暮らしの年金暮らしの方にお伺いしましたら、特定健診、何でこんなに高いのと、もうちょっと安くしてもらえないとちょっと受けに

いけないわと、とりあえず生活できているから、健診はいいわというようなね、話を何人かの方にされています。そういう意味でもね、やはりもうちょっとこのことは考えていただきたいなと思っています。

ぜひ、今後の検討課題として、ほかの市町村がやっているのですね、坂城町だってできないことはないと思うんですよ。特に、町長は、疾病予防に力を入れるというのですので、その辺もうちょっと考えていっていただきたいと思います。

岩手県の沢内村、今合併して西和賀町になっていますが、当時の深沢村長が、全国に先駆けて、乳幼児と65歳以上の老人医療費を無料にしました。その結果、1人当たりの老人医療費は、国や岩手県の平均の半分以下に下がりました。国保会計も黒字になって、国保税も引き下げることができました。今でも生命村長として村人から慕われ、記念の銅像まで建っています。

このように予防に力を入れることが、国保会計の健全化を生み出します。健診で病気が早期に発見でき、大病にならずに済めば、本人も家族も助かります。また健診を受けることで、自分の健康に気をつけるようになり、食事や運動など、日常生活を見直す結果になります。

長野市は70歳以上の特定健診料は無料です。年金暮らしの高齢者に配慮した対応だと思えます。上田市は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳は節目健診と位置づけ無料にしています。小布施町でも20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳、80歳、90歳、100歳は無料です。須坂市も20歳、30歳、40歳、50歳、60歳は無料です。また多くの自治体は、住民税非課税世帯など低所得者の健診料を無料にしています。

貧困の格差が広がり、低所得者ほど病気になっても医者にかかれぬ経済状況があります。健診は保険対象外のため負担が大きいので、家計のことを考えると行けない人が多いと思います。特定健診料の引き下げとあわせて節目健診や低所得者への無料化を実施できないか、再度答弁を求めます。

福祉健康課長（天田君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、健診料金の関係についてでございますが、先ほども申し上げましたが、当面、現在の料金設定で進めてまいりる考えでございます。

また、町民税非課税世帯初め、低所得者の方、また節目健診の方々の健診料を無料にできないかとのご質問でございますが、近隣の自治体の状況等も参考にする中、研究をしてみたいと考えております。

9番（入日さん） 今の課長の答弁では、特定健診に関しては、今のところ現在の料金でやっていきたいと。住民税非課税世帯や節目健診については、今後の研究課題としたいという答弁がありました。

でも実際に本当にね、いろいろな医療機関に行くと聞きますと、収入が少ないと多少ぐあいが悪くてもね、なかなか我慢してしまつて来ないと。それで、病院に来たときは本当にもう手

おくれなぐらいに重症になっていてね、こういう問題は何とかできないでしょうかということ、何回も私も相談されているんです。

そういう意味ではやはりね、特に健診料は、全額、全額というか、保険で補填されないので、結局、窓口負担は全て自分の負担になるわけですので、そういう意味ではね、やはり低所得者など特に、病気になっても医者へ行きづらい人がね、そういうところで早く病気が発見できれば重症化せずに済むのではないかと。そういう意味でもね、ぜひ節目健診とか、非課税世帯など、低所得者層の健診に関しては無料にしてほしいと。そういうことによってね、本当にこの健診率が上がるようになれば、そしてその健診率が上がることによって、高額医療費などの低減につながればそのほうがよりね、国保の経営の安定化も図れると思うんです。そういう意味でこのことを強く要望して、次の質問に入ります。

2. 統合失調症の自立支援を

イ. 就労支援の交通費補助を

今の社会は、効率が重視され、正社員はサービス残業でくたくたになり、非正規は雇用不安にいつもさらされています。人々は、ゆとりを失い、ぎすぎすした社会になっています。日本の社会はどうなるのか。景気や経済は、雇用は、年金は、考えると不安だらけの情勢ではないでしょうか。こんな情勢を反映してか、統合失調症の発症率は100人に1人から1.5人という高さになっています。雇用の不安や格差の広がりですぐますます増えるのではないかと懸念されます。

統合失調症は、今まで普通の暮らしをしていた人がある日突然、考えがまとまらなくなったり、生きる意欲がなくなったりしてひきこもり、自殺を考えたりします。頭がよすぎたり、生真面目な人ほどかかりやすいと言います。急性期には幻覚や幻聴の症状や妄想、自我障害などが出ます。原因がわからず、本人も家族も大変苦しみます。

町内でも、以前はかいぜ作業所に統合失調症の人が集まり、話し合いの場を持ち、自分の病気と向き合い、改善していく努力をしていました。病気がよくなって勤めに出られるようになった人もいます。しかし、緊張が続くとまた病気がぶり返すなど、この病気の難しさがあります。でも、何とか自立したい、皆に迷惑をかけない生き方をしたいと頑張っているのです。

そういう人たちの社会復帰の手助けの施設として就労支援施設があります。多くは、NPOなどが運営しています。近隣では千曲市や上田市、長野市の篠ノ井などにあります。老人施設に行つて介護の手助けをしたり、いろいろな仕事を経験したり、コミュニケーションの能力を高めるなどの訓練をしています。

町内にもこれらの施設に通い、社会復帰を目指している人がいます。上田市や千曲市、長野市では、これらの施設を利用する障害者にガソリン代などの補助があります。坂城町もあると思ひ、役場の担当課に行つたら、身体障害者にはあるが精神障害者はないと言われ、不公平で

はないかと相談されました。自力で外出困難な重度障害者には外出支援サービスがあります。重度障害者が外出できないことで、社会から孤立したり阻害されないように、生存権や個人の尊厳の権利を保障している憲法にのっとり、行政がやらなければならない仕事だからだと思います。

精神障害者は、自分で外出ができますが、病気で働けないため、経済基盤がありません。親が元気で働いているうちはまだ何とか支援できますが、親の収入がなくなったり、家族がいないと生活していくのさえ困難になります。また、本人にしてみれば、病気で心配をかけた上にお金の負担まで家族にさせることがとても苦痛に感じ、病気が悪化しかねません。本人が誰にも気を使うことなく、自立のための訓練を受けられるようにしてほしいと思います。山村町長もハンディのある人に優しいまちづくりと言っています。統合失調症の就労施設の交通費の援助ができないか、答弁を求めます。

町長（山村君） 統合失調症の自立支援ということで、お答えいたします。

就労支援施設への交通費補助へというご質問にお答えいたします。障害のある方々が施設や特別支援学校などへの通所、通学を通して積極的に社会参加をし、障害の有無にかかわらずいろいろな人とかわり、共生していくということは、まさに障害者総合支援法の理念にかなうものであります。

特にご質問にありました、就労施設支援施設への通所からやがて一般就労につながることであれば、障害者の方の生活基盤の安定が図られ、社会生活における自立へと道が開かれると、そんな思いがするところがございます。しかしながら、障害者の方が町外施設や特別支援学校への通所、通学をするには、経済的な面、移動手段等々、大きなご苦労とご負担があろうと推察いたします。町といたしましてもこうしたご負担を少しでも軽減し、社会参加の機会の確保を図っていくことは大事な取り組みだと考えております。

当町におきましては、これまで知的障害者の方について補助金交付要綱を設け、交通費の助成を行ってまいりましたが、障害者やそのご家族の声、また法の理念等を踏まえ、障害の種別にかかわらず、多くの障害者の方の社会参加と自立を支援するため、従前の要綱を障害施設等通所費等補助金交付要綱に改正し、本年4月1日から適用するということにいたしました。

これによりまして、町外にあります就労移行支援や就労継続支援など、法に基づくサービスを行う通所施設や障害者の通所施設、あるいは特別支援学校へ通われる障害者、障害児の皆さんについて、障害の種別にかかわらず一定の基準により算出された額のおおむね2分の1の助成をしてまいります。該当される皆様には半期ごとの申請に当たりまして個別にご案内を申し上げていくよう担当課に指示をしてありますので、ぜひご活用いただき、多くの障害者の方の社会参加が一層促進されますことを期待するところでございます。

障害者の皆様への支援については、いろいろな課題や要望を頂戴しております。全てを一度

期にというわけにいきませんが、今回の通所等への交通費の助成、また昨日ご質問になりました難聴児童への補聴器購入等への助成など、今後におきましても、なるべく速やかに対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

本件につきましては、必ずしもPRが十分ではなかったような気がします。これを今回、新たにご案内をしっかりと出すように進めていきたいと思っております。

9番（入日さん） 全ての障害者に交通費の支給ができるということで、ご答弁をいただきました。年に2回、半期ごとということで費用の2分の1を出すということですが、今のあれでは、最寄りの駅を利用したときの、その電車賃が基準になっていると思うんですが、その半分という、そういう考えでよろしいのでしょうか。

福祉健康課長（天田君） 再質問いただきました。ただいま、お話いただきましたように、最寄りの駅からということで、その経路の要した経費ということで算定をさせていただくような形になっております。

9番（入日さん） 山村町長になってから、町民の声を真摯に聞いて素早い対応がなされるようになって、町民が主人公のまちづくりが少しずつ進んでいるということに、うれしく感じています。

経済力のある人は自力で生きられるが、低所得者は自治体が手を差し伸べないと生きられない、その人たちに手を差し伸べ生きられるようにすることが行政の仕事だと知った。これは旧和田村、今の長和町の村長の言葉です。これからも弱者に優しい目配りができる町政になり、町民に住んでよかったと感じてもらえる町になることを願って、次の質問に入ります。

3. 住みやすい町づくりのために

イ. 169系車両の活用と駅周辺の活性化について

169系車両は、坂城町に続き軽井沢町でも展示するという報道があり、知名度や交通の利便性を考えれば、多くのファンが軽井沢に行ってしまうのではないかと懸念されます。観光面だけでなく、町民が必要だと感じる利用方法が求められると思います。

車両の活用については、町ホームページで広く意見を募集していますが、私の考えを述べたいと思います。1両は、多世代交流のスペースとして使い、図書館や家庭で不要になった本を置き、本の管理に手間がかからない方法を取り、誰でも気楽に立ち寄り、本を読んだり友達やお年寄りと話したり、昔の遊びを教わったりする交流できる場所になったらいいなと思います。

もう1両は、軽食喫茶として地元のおやきやパン、総菜、野菜や果物などを販売し、障害者が働ける場所にしてほしいと思います。特に、坂城地区は、スーパーが撤退し地元の商店も少なくなり、食料品を買える店が少なくなりました。移動販売車は週1回で時間も短く、ゆっくり選んで買う時間がないという声もあります。また、欲しいときに欲しいものが手に入らない不便さもあります。

先日、町長の答弁で商工会で月2回ほど、市を開く計画があるということです。しかし、駅前に野菜や果物や総菜を売る店が常時あれば助かります。町内のお店や生産者もここに品物を持ち寄って売ってもらえれば助かると思います。駅前に人が集まれば駅周辺も活気が出ます。新たにお店をやる人が出るかもしれません。

残りの1両は、ファンクラブ用として活用したらどうでしょうか。電車で来た人が葛尾登山や町を周遊するのに荷物を預ける場所やコインロッカーがなくて不便しているという話を聞きました。駅前の観光案内所も狭くて、ものを置くスペースがありません。駅の構内でも外でもコインロッカーを数個置けないでしょうか。169系車両だけでなく、鉄の展示館やふるさと歴史館、文化財センター、田町の十王堂や村上義清公の供養塔などを周遊してもらえれば、周辺の商店も活気が出ると思います。169系車両とコインロッカーの設置について答弁を求めます。

ロ. デマンド交通導入を

現在、ITを利用しデマンド交通システムを導入する自治体が増えています。循環バスを利用している高齢者からもバス停まで歩いていくのが大変だ、特に国道沿いはバス停が少なく、バス停まで遠い、国道は車が多いので道を渡るのが怖い、いろいろなところを回るので時間がかかり疲れてしまう、バスのステップが高いので乗りおりが苦労だ、上田に行くようになり、町内の医療機関から帰りのバスがなくなって不便になったなど、いろいろな声が寄せられています。

デマンド制は、ドア・ツー・ドアで行きたい場所に早く行ける利便性があります。また、自宅の前まで来てくれるので、足の弱っているお年寄りには便利です。今まではシステムにお金がかかり、なかなかデマンド交通に踏み切れない自治体が多かったと思います。

しかし、近年、東大の研究チームによるオンデマンド交通システムができました。サーバーをサーバーセンターで構築、管理し、自治体がサーバーを持たなくても運行できる仕組みです。循環バスも時間帯によっては誰も乗っていないことや、区間によってはいつも空の区間もあります。

富士見町では、循環バスの運行に2千万円かかり、800万円の赤字だったが、デマンド交通にして400万円運行費用が削減でき、1,200万円の効率化ができたそうです。安曇野市や東御市、上田市の武石村や佐久穂町などでも導入しています。効率的な運送手段としてデマンド交通の導入ができないか、答弁を求めます。

ハ. 校庭の砂じんについて

小学校の周りの家から校庭の砂が家に入り困っている、何とかしてほしいという要望がありました。私も坂城と村上小学校の周辺の家に行きました。特に、近年は砂が家に入るため、窓はあけられない、窓を閉めても細かい砂なのでちょっとしたすき間から入ってくる、車

が砂で汚れて困るなど、中国の黄砂以上に周辺の家に被害があることがわかりました。異常気象で突風が吹く回数が多くなっているなど、自然環境の変化も影響していると思いますが、周辺の家は砂じん被害を受けています。

私も村上小学校の運動会で突風が吹き、砂が舞い上がり、目をあけていられない経験をしました。坂城町の住民は優しい人が多いので、学校のことだからしょうがないと我慢していたようです。しかし、高齢になれば足腰が痛くなり、掃除するのも大変になります。自然を相手のことなので、対策は難しいと思いますが、学校教育課はどう考えているのか答弁を求めます。

まちづくり推進室長（中村君） イの169系車両の活用と駅周辺の活性化についてお答えを申し上げます。

169系電車につきましては、その歴史的価値を後世に伝えていくということと、坂城駅周辺の活性化につなげていきたいということを目的にしなの鉄道から譲渡を受けたところでございます。

この活性化策につきましては、6月中を期間ということでアイデアを募集しておりまして、現在までで5名の方から合計8件の提案をいただいております。提案者は、町内の方が比較的多く、施設整備的なものや売店としての活用、イベントの開催など多岐にわたる提案をいただいております。

提案は引き続き募集しておりますけれども、いただいた提案につきましては、有識者、町内商工関係者、坂城駅周辺地域代表者による検討会議におきまして議論していくことになっておりますので、ただいま議員さんからご提案をいただきましたことにつきましても、その中で検討させていただきたいと思っております。

また、坂城駅へのコインロッカーの設置につきましては、しなの鉄道との協議が必要となりますが、利用者の利便性が向上され、駅周辺の活性化につながるものとして検討を進めておるところでございます。

建設課長（青木君） ロ. デマンド交通導入をについてお答えいたします。

坂城町循環バスは、交通弱者や買い物弱者の皆さんなど、移動手段を確保するため、安心・安全に利用できるよう努めております。また、しなの鉄道の坂城、テクノさかきの両駅から接続利用及び信州上田医療センターまで路線延長など、利用者の利便性の向上を図っております。平成13年から民間バス事業者に委託をし運行を行っておりまして、北回り、南回りのバス2台により1日12便を運行し、1日約80人の利用をいただいております。

ご質問にありましたデマンド交通は、高齢者の方々などがバス停まで歩いていくのが大変であることから、戸口から戸口までの利用が可能で小回りがきいた交通システムの一つであります。

この交通システムの特徴といたしましては、現在利用している29人乗りのマイクロバスで

はなく8人から10人程度のワンボックスタイプが主流で、予約制による利用となり申し込みが混雑する場合には、乗車人員の関係から乗車できないなど、または次の便での利用となる場合も生じてまいります。また、運行に際しては、通信システム、オペレーターなどの運行管理などの対応が必要となってまいります。

さて、東京大学大学院デマンド交通研究システムが開発したデマンド交通システムの特徴といたしましては、クラウドコンピューティングシステム、いわゆるサーバーをサーバーセンターで構築、管理するため自治体はサーバーの購入やメンテナンスが不要であるというシステムにより、低コストのサーバー運営、運行管理ソフトウェアによるシステムの充実、ドア・ツー・ドアの交通体系、利用者の到着時間を守る機能、正確な移動時間等が挙げられております。

また、利用者がオペレーターを介さず、インターネットや専門端末で予約をすることで、人件費の削減等経費の一部が削減できるということで開発されたシステムではございますが、実際には利用者が高齢者という方が多いため、パソコン等の入力操作が苦手な方が多く、オペレーターを配置しているというのが現状であるということをお聞きしております。

さらに、デメリットといたしましては、1台当たり多くの人を運ぶことができない、そのために運行台数の車両が増える、予約制であり予約がとれない場合は乗車ができないなどのデメリットが挙げられております。

また、県内におきましては、平成16年富士見町が県下初、全国でも10カ所目のデマンド交通の運行を始めたところであります。以前は、民間会社が路線バスの運行をしており、町は年間2千万円の補助金をバス会社に支出しておりましたが、それでも赤字の状態であり、町補助金の増額やバス会社の不採算路線の縮小、撤退などを考え、新たな交通手段を検討した結果、デマンド交通システムを取り入れたとのことでございます。

今まで走っていた路線バスの代替として、町内を六つのエリアに分け、各エリア内であれば300円でどこにでも行くことができるものであり、運行は商工会に委託し、委託費は当初1,600万円で定員9人乗りのワンボックスカー4台で運行しておりましたが、経費等の増加により現在の委託費は1,730万円、車両は3台での運行ということでございます。

また、オペレーターは、午前2名、午後1名の体制で予約を受けており、利用者は当初は1日120人ほどでありましたが、現在は100人ほどということでございます。高齢者の人口は増加しておりますが、デマンドバスの利用者は減少傾向であるということをお聞きしております。

また、今までバスの時間に合わせてバス停まで行かなければならなかったのが、利用者に合わせて迎えに来てくれるというメリットがある反面、乗車定員が少ないため希望の時間でも予約が定員になれば終了してしまうというデメリットもあり、デマンド交通導入前に、デマンド

交通が本当に適切なのか、循環バスではだめなのかなど、デマンド交通にとらわれない複数の選択肢を考慮し、町に合うシステムかどうかを研究することが必要であると考えているところがございます。

デマンド交通に取り組む時期ではないかというご提案ではございますが、まずは利用者の意見等を聞く中で、現在運行している循環バスについてよりよいシステムのあり方を研究し、利用促進を図ってまいりたいと考えているところがございます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） ハの校庭の砂じんについてお答えいたします。

学校の校庭の砂ぼこりが近隣にお住まいの方にご迷惑をおかけしているという状況につきましては、学校を通じ教育委員会でも把握をしているところがございます。

ご質問にあります校庭の砂じんにつきましては、各学校におきましても、これまで雨の降った翌日等、校庭の土が湿った状態で砂ぼこりが立たないタイミングをはかった上で、校庭整備を行うなどの対応もしているところがございます。また、洗濯物などに影響が出ないよう、夕方、子供たちの帰った後に、整備を行うなどの対応も行っているところがございます。あるいは、校庭の土がでこぼこになり、足が捕らわれないようにするために行ってきた車両を使った校庭全体の整備につきましては、回数を減らし、部分的に人力での整備に切りかえ行ってきた経過もございます。

そのような対応を行ってはいるものの、どうしても砂ぼこりが立ってしまうのも事実でございます。そこで、少しでも砂ぼこりが立たないよう、先月5月の下旬ではありますけれども、住宅に隣接する面の約40mにわたりまして、フェンスに網目1mmほどの寒冷紗のネットを張る対策をとらせていただいた学校もございます。住民の皆様の生活に支障を来すことがないように、極力対応できる場所につきましては、対応を図っているところがございます。以上です。

9番（入日さん） それぞれ答弁していただきましたが、コインロッカーについては検討するということですので、ぜひしなの鉄道とも話して実施するようにお願いしたいと思っております。

それから、デマンド交通については、今、循環バスが1日80人利用していて、結構、町としては多いほうではないかと、それで、このメリット、デメリットもあるということで、それは私も重々承知していますが、今後ね、先ほど富士見町では高齢化が進んでいる割にはデマンド交通が進まなかったというデータもありますが、今、実際、もうそろそろ目も悪いし、運転のね、技術も劣ってきたので、運転免許を返したいと、だけど、こういう田舎では車がなければね、どこへも行かれないし、そのたびにタクシーを頼むというのもちょっとお金がかかり過ぎて無理だなというので、非常に思い悩んでいる方も私も何人も知っています。

そういう方のためにもね、やはりこういうデマンド交通があつてドア・ツー・ドアだと気楽に免許がなくても行きたいところへすぐ行けるというのでね、そういう免許を返すきっかけに

なるのではないかと。特に、今、高速道の逆走など、非常に怖い事故が高齢者に増えているので、そういうことをね、減らして、町内の交通事故、大きな事故は坂城町、今のところ死亡事故はないんですが、結構、お年寄りによるね、左右確認しないで飛び出しだとかという接触事故は結構起きているので、そういう意味でもね、もうちょっとこの辺の検討を、今後進めていっていただきたいと思います。

今すぐどうこうということでないんですが、時間をかけて、こういう、先ほども利便性のことを考えてね、循環バスなりのことももうちょっと検討していきたいという答弁でしたが、本当にこれからどんどん足がなくなる中で、そういうお年寄りの外出対策をね、もうちょっと考えていく時期にきたんではないかと私も思いますので、その辺の検討もお願いしたいと思います。

それから、校庭の砂じんについては、教育委員会でも把握していて、5月の末にフェンスも張ったりしていろいろ対策をしているということでしたけれども、特に春のね、季節風のときだとか、秋の台風の近くなると、非常に被害が大きいわけです。

ちょっと私のアイデアなんですが、子供たちにね、全員、お昼休みだとか、水まきをさせたらどうかなど。全員でね、じょうろやバケツや、あるいはホースなどでやるということで、遊び感覚でもやれますし、それから水を運んでまくということでもね、体力や筋力もついてくると思うんです。

特に今、なかなかうちのお手伝いもなくなってきて、体を動かすことも少なくなってきていますし、もう生まれたときから車があるので、ほとんど自分でね、運動するというのは本当に保育園だとか学校だとかの体育の時間以外ね、なかなか運動する機会というのがないと思うんです。実際に体力自体もね、非常に落ちてきている、昔の人と比べたら落ちてきているのではないかと、筋力もかなり落ちてきていますし、そういう意味ではね、そういうことをやるということでね、一体感とか、それから気分転換にも非常になると思うんですね、勉強と勉強の間の。そういう意味で、こんな取り組みができないでしょうかと思っていますが、その辺についてはどうでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 今のご提案の部分でございます。グラウンドの砂ぼこりという部分につきましては、晴天が続いたり、あるいは風の強弱によっても異なっているというような状況があらうかと思えます。そういうところで、その砂ぼこり対策というところでは、現在、寒冷紗の対応を一旦いたしましたので、まずその効果と申しますか、そういう状況を把握をしてまいりたいというふうにと考えるとござります。

それから、子供たちの水まきによります体力的な部分、一体的な部分につきましては、学校サイドでそういうことが可能なのか、あるいは時間的な制約というような状況もござりますので、学校サイドと研究をさせていただくような状況で考えてみたいと思います。以上です。

9番（入日さん） 砂じんの対策については、そういう砂ぼこりが立たない土に入れかえればベストなのですが、費用も非常にかかりますので、とりあえず、いわゆる季節風が吹く時期、あるいは台風の時期などは、そういうことも考えていただきたいと思います。それが、その子供たちの一体感だとか、体力づくりだとか、そういう気分転換になれば一石二鳥ではないかと、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

今、駅周辺がにぎわうのは、町民祭りのときと、祇園祭のみこしのときぐらいです。それ以外は、閑散としています。町民祭りだけでなく、駅前広場で盆踊りや横町の獅子舞などをやれば少しはにぎわいが生まれるのではないのでしょうか。坂城神社のみこしも担い手不足で、継承が危ぶまれましたが、坂城神輿会ができて復活しました。

今、町の伝統文化の継承が取り組まれ、各地区の神楽を映像として記録、保存を町も進めています。横町の獅子舞も町内から有志を募り、存続してほしいと思います。昔は駅前広場で盆踊りをやり、にぎわっていました。電車からも見えるので町のPRにもなります。各地区での盆踊りが開催できなくなっているのが、合同でやれる場所があれば喜ばれると思います。駅前に太鼓の音が響くだけでも駅周の人たちが活気づくのではないのでしょうか。知恵を出し合い、関係団体とも話し合い、町のにぎわいを取り戻してほしいと思います。

今回、私は、自治体の使命、役割、町民が安心・安全に暮らせる町になるよう、町民から寄せられた要望をもとに質問しました。限られた財源の中で、自治体にできることはわずかですが、今議会でも幾つかの提案が実施される運びになり、町民の要望が少しずつ実現されるようになりました。町民が、安心・安全に暮らせるまちづくりが確実に進んできて、本当に喜ばしいことです。これからも、町職員や理事者の皆さんと力を合わせて、住んでよかったと実感してもらえるまちづくりに力を尽くしたいと思います。そのためには、大いに見聞を広げいろいろなことを学び、新分野に発信できるよう努力したいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日13日までの2日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日13日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月14日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時26分)

6月14日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳澤 澄君	8番議員	山崎 正志君
2 〃	塚田 正平君	9 〃	入日 時子君
3 〃	尻川 まゆみ君	10 〃	中嶋 登君
4 〃	窪田 英子君	11 〃	塚田 忠君
5 〃	塩入 弘文君	12 〃	池田 弘君
6 〃	塩野入 猛君	13 〃	大森 茂彦君
7 〃	西沢 悦子君	14 〃	宮島 祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘君
副 町 長	宮下 和久君
教 育 長	宮崎 義也君
会 計 管 理 者	春日 英次君
総 務 課 長	田中 一夫君
企 画 政 策 課 長	荒川 正朋君
まちづくり推進室長	中村 淳君
住 民 環 境 課 長	金子 豊君
福 祉 健 康 課 長	天田 民男君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋 敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田 陽一君
建 設 課 長	青木 知之君
教 育 文 化 課 長	柳澤 博君
収 納 対 策 推 進 幹	宮下 和久君
総 務 課 長 補 佐	大井 裕君
総 務 係 長	臼井 洋一君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹内 祐一君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎 金一君
議 会 書 記	小宮山 和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 陳情について

第 2 議案第35号 坂城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

第 3 議案第36号 平成25年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について

追加第 1 議案第37号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 2 議案第38号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

追加第 3 発委第 3号 年金2.5%の削減中止を求める意見書について

追加第 4 発委第 4号 日本国憲法96条の改定に反対する意見書について

追加第 5 発委第 5号 共通番号（マイナンバー）制度の導入中止を求める意見書につ
いて

追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） ご異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「陳情について」

議長（柳澤君） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第2号 南条小学校建て替え工事に関する地域木材利用について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第3号 年金2.5%の削減中止を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第4号 日本国憲法96条の改定に反対する意見書の採択について」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（柳澤君） 次に、日程に掲げた議案については、去る6月3日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第35号 坂城町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第36号 平成25年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

6番（塩野入君） 補正予算、5ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費の細節の19049介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金及び19050介護施設開設準備経費助成特別対策事業補助金について、これは坂城福祉会が建設する特養に係る補助金と思われませんが、介護基盤緊急整備とそれからこの介護施設開設準備、2本立ての補助金であります。それぞれの補助金の内容をお聞きをいたします。いずれもこれ、県補助金として収入を受けて、これそのままトンネル予算で見ていいのかと、それをお聞きします。

それから6ページになります。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の010661有害鳥獣対策事業の侵入防止柵等資材費、これ原材料費として購入するようですが、その内容をお聞きをいたします。

それからまた、これも全額県交付金ですが、この補助金の流れといいますか、その仕組みです。どのようにしているかということでございます。

同じく目5農地費の010613農道等基盤整備町単事業について、これは県補助金、地域発元気づくり支援金の2分の1補助というのを受けての事業と、こういうことではありますが、これ原材料費と重機借り上げで、どこでどのようなことをするのか、お聞きをしたいと思います。以上です。

福祉健康課長（天田君） 歳出5ページでございます。老人福祉費一般経費の補助金についてでございますが、こちらにつきましては、社会福祉法人坂城福祉会が進める地域密着型介護老人福祉施設建設に係るもので、具体的には介護基盤緊急整備等特別対策事業は、施設の建設に係る部分でございます。介護施設開設準備経費助成特別対策事業、こちらにつきましては、ベッド等の備品購入初め、開設準備に係る部分でございます。

次に、補助事業の流れでございますけれども、町は、社会福祉法人が行う地域密着型介護老人福祉施設建設事業及び開設準備事業に係る経費に対し、町が制定するそれぞれの事業の補助

金交付要綱に基づき、補助金の交付をいたすものでございます。また、県におきましては、町が行った補助事業に対し、補助金の交付を行うとされているところでございます。

産業振興課長（塚田君） 有害鳥獣対策事業補助金の流れということでございます。この事業につきましても、県の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備による対策を支援するというものでございます。現在、上平地区において取り組みが進められておるというところでございます。

補助内容は、金網等の原材料費に対しまして10割が補助となり、地域の皆さんが協力して設置してもらおうと、そういうような事業であります。

補助金の流れについては、町が事業主体となりますので、町が資材購入を発注いたしまして、地域の皆さんにより設置していただき、それが完了した後、県へ補助金申請を行い、それが町への歳入というふうになります。

次の地域発元気づくり支援金についてでございますが、こちらにつきましては、地域の道づくり支援事業を活用いたしまして、地域の住民によります協働活動の推進を目的に、原材料と重機借上料を負担いたしまして、農道、林道を整備するというものでございます。

場所につきましては、込山区の平沢線の舗装補修工事、それと南条地区で林道大久保線の補修工事、上五明区の林道籠岩線の舗装工事という、以上の3地区で実施いたすものでございます。

6番（塩野入君） この今回の小規模の地域密着型の特養、どんな施設の配置、設計、配置内容、どんなふうになって、いつごろでき上がるのか。そして既設特養美山園、美里園があるんですが、それと比べて違いがあるんですが、どういう違いが、主なところはどういう違いなのかということですね、それをお聞きをしたいということでもあります。

それから、国基準、それから広域調整、もちろん国の基準やら広域の調整やら、それから介護保険料というかな、にもいろいろ影響してきますけれども、今、特養、たくさんの待機者がおられる中で、坂城町で今後増やしていけるのか、家族にとってはできるだけ近くにあることを望むんですが、一方今言ったようなネックもあるわけですが、特養増設に向けた見通しをお聞きをしたいと思います。

それから、これ6ページ、農林水産業のほうですね、これ今回6月に補正で予算計上されましたが、補助額、どちらも要求どおりに採択されたんでしょうか、それをお聞きをしたいと思います。今、このイノシシだとか鹿だとか、あるいはハクビシンが増加して被害があちこちに聞かれるわけでありまして。その被害状況は、推移はどんなものかというのが2点目。

もう一つ、今、モグラの被害が結構増加しておりまして、そのペットボトルをですね、風車ふう工夫、細工をして設置したり、いろいろ工夫をして対策が見られるわけですが、ホームセンターにはソーラー式の追い払い器や、あるいは捕獲器が多種多様に販売されているわけで

あります。こうした小動物、小動物といっても被害がいろいろ出てくるわけでありまして、小動物による被害対策も必要ではないかと思うんですが、その辺のお考えをお聞きをしたいと思っております。以上であります。

福祉健康課長（天田君） 再質問をいただきましたので、お答えをいたします。

今回の地域密着型介護老人福祉施設は、定員が20名のユニット型の施設でございます。来年の4月のオープンを目指しているところでございます。

地域密着型施設にあつては、町内にお住まいの方が入所できる施設となっております、さかき美山園、美里園との相違点でございます。今回の施設整備によりさかき美山園、美里園とあわせて、坂城町には3施設120床の整備がされることとなります。

今後の増設につきましては、地域初め圏域での設置状況を勘案し、県全体での計画となりますので、町への増設は難しいものと推測されるところでございます。

産業振興課長（塚田君） 補助金につきましてでございます。鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、現在国からの割り当て内示を受けまして、県において市町村への配分額を算定しておるという状況でございます。

なお、鳥獣被害につきましては、全国的な課題ということでありまして、県内でも実施要望が多いということで、交付金が大幅に不足しているということでございます。要望に沿った補助金交付はちょっと厳しい状況かというふうにお聞きしております。

地域発元気づくり支援金につきましては、県の交付決定を受けておりますので、予算計上どおりの補助金が受けられます。

イノシシ、鹿、ハクビシンなどの被害状況ということでございます。昨年は、1年間で91頭ということで、今までになく多くのイノシシが捕獲されております。昨年の4月、5月で14頭という状況でございましたが、今年の4月、5月ですが、御所沢で100kgを超える大物がとれたということでございますが、この4月、5月の2カ月で3頭の捕獲ということで、昨年に比較しますと大分少なくなっているという状況でございます。

小動物による被害対策ということでございますが、町では、熊及び町が有害鳥獣とし駆除しておりますイノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、キツネ、カワウ、カラス、スズメ、ムクドリ、カルガモによる被害を対象として、有害鳥獣被害防止施設設置事業補助金を交付しております。資材費の3分の1の補助をしておりますが、ご指摘のように、モグラ等の小動物の被害も増えているというような状況でございます。今後、この補助金の対象とすかどうかを含めまして、今後検討をさせていただければというふうに思います。

13番（大森君） 1点、お尋ねいたします。款3民生費、項1社会福祉費の説明の010302の社会福祉協議会補助事業であります。870万円、今年度は補助が今回出ております。これまで何年もですが、大体210万か二百二、三十万程度がずっと補助されて、

今年度も213万円の当初予算でありましたが、これが870万円、おそらくこれ人件費だというふうに思うんですが、これまで人件費の補助は社協にはなかったわけですよね。それをこの分、町が持ち出すその理由は一体何かということについて、まずお尋ねしたいというふうに思います。

福祉健康課長（天田君） 5ページの社会福祉協議会補助事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、職員1名、事務局長として派遣をしております。その人件費分の補助をするというものでございます。このところ、人件費の補助はなかったわけですが、町のほうから派遣している際には以前もこういう形で予算を計上させていただいた経過がございます。

13番（大森君） じゃあ、社協は丸々、これ人はもらえるわ、お金はもらえるわということで、じゃあ、今までの社協の事務局員の給料分はどこへ消えるんですか。だから、できれば、これはこれまでの社協の人件費の足りない分を補助するならまだ話はわかりますが、丸々これを補助すること自体はどういうことか、納得いく説明を求めます。

総務係長（大井君） 初めに870万、人件費という形で社協に補助させていただきます。その後、年度末に至りまして、かかった経費について必要な分、精算をさせていただくという形で考えております。

13番（大森君） それは、じゃあ、返還されるということでもいいんですか。

総務係長（大井君） 必要分に関しましては、精算をいたすということでもあります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（柳澤君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第37号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」から追加日程第5「発委第5号 共通番号（マイナンバー）制度の導入中止を求める意見書について」までの5件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長（山村君） ではまず、議案第37号「町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の附則第12条の規定に基づき、国家公務員の給与の減額措置を踏まえ、本年7月から来年3月までの間、町長、副町長及び教育長の給与の特例措置を講ずる一部改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、初めに、条例の題名を町長の給与の特例に関する条例から、特別職の職員等の給与の特例に関する条例に改め、副町長の給料月額を5%、教育長の給料月額を3%、それぞれ減額いたし、また私も含め、副町長、教育長の期末手当については、一律3.7%の減額をいたすものでございます。なお、私の給料につきましては、引き続き20%の減額を行うものであります。

続きまして議案第38号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、ただいま申し上げました町長の給与の特例に関する条例の改正案と同様の理由により、本年7月から来年3月までの間、一般職の職員の給与の特例措置を講ずる一部改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、坂城町一般職の職員の給与に関する条例において定めております行政職給料表の1並びに2級に該当する職員の給料月額を0.5%減額し、同様に3級に該当する職員は1.4%、4級から6級に該当する職員は1.8%、それぞれ減額いたすものでございます。また、期末勤勉手当について、一律に3.7%を減額し、管理職手当についても一律10%の減額を行うものであります。これは、私としては苦渋の決断であります。役場職員組合とも相談の上、案を提示いたすものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

7番（西沢さん） 私からは、発委第3号及び第5号につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第3号「年金2.5%の削減中止を求める意見書について」、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

国会は、昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させた。

その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧される。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、当町でも厚生・国民年金は9,300人余が受給しており、2.5%削減により1億6,300万円が減額されると見込まれ、地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。

さらに、デフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが心配される。

高齢者の生活と地域経済を守るため、以下の点を強く要望する。

1 2013年10月からの年金2.5%削減を中止すること。

次に、発委第5号「共通番号（マイナンバー）制度の導入中止を求める意見書について」、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

国会は、本年5月24日に「共通番号（マイナンバー）制度」関連法を可決・成立させたが、国民への内容説明はほとんどされておらず、個人情報やプライバシーの保護について、実効性のある対策もなされていない。

国民一人ひとりに番号をふり、年金などの社会保障と納税を1つの個人番号で管理する本制度は、給付申請などの行政手続きが大幅に簡素化されると言うものの、個人情報の流出や第三者による悪用の恐れが指摘されている。実際に、同様の制度を既に導入している諸外国では、個人情報の流出、詐欺被害などが起こっている。また、個人情報の国家管理が強まることに対する反発も大きい。

さらに、サイバー攻撃等から完全に防御できるシステムを構築する費用は数兆円になると予想され、ランニングコストも毎年100億円単位で必要となると見込まれている。

個人情報やプライバシーの保護、費用対効果等の観点から、以下の点を強く要望する。

1 2016年1月からの共通番号（マイナンバー）制度導入を中止すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

6番（塩野入君） 発委第4号「日本国憲法96条の改定に反対する意見書について」、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定めた日本国憲法96条を改定し、各議院の「過半数の賛成」で発議できるようにしようという動きが強められている。

憲法は、と時の政治権力が平和、自由と民主主義、基本的人権を侵すことができないように国民主権の立場に立って権力を制御することに本質的役割がある。発議の要件を3分の2から「過半数」にすることは、立憲主義の制限につながる。日本国憲法96条の改定は、立憲主義と基本的人権尊重の立場がおびやかされることになりかねない。

よって、日本国憲法96条を改定しないことを強く要望する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（柳澤君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第37号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

て」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第38号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

5番（塩入君） この問題については、先ほど町長の苦渋の決断をされたという話がありました。また阿部知事もですね、これは地方自治の根幹にかかわる問題だということでは言われております。それだけこの、今後の地方自治のあり方の根幹にかかわる問題だということで、基本的にはこの問題というのは、労使のね、話し合いで決めることですか、議会がとやかくこうだこうだということではできませんけれども、ただ、議会でここで決定するというからには、この問題がどういう問題を含んでいるのか、やっぱり十分理解した上で、採決に臨まなければいけないというふうに思うわけですが。

私も一般質問でですね、この問題について3点から質問しました。一つは、やはり地方交付税というのは、本当に地方固有の財源であるから、それを国がね、やるということは、それを乗り越えて圧力をかけるということは大問題だと、これは地方自治の根幹の問題だと。

2番目にですね、そもそもこの公務員の賃金というのは、いわゆる労働者の基本的人権が制限されている公務員にとって、それを補うというか、人事院勧告制度がつけられたわけですね。だからそれに基づいて労使で話し合っただけで決めるというのが、今までずっとどの政権もやってきたことです。ご承知のとおり。そういう中で、今回はそれを無視された形でやってきていると。これが今後、こういう形でね、続いていくということになると、本当に地方自治は一体どうなるのか、地方の民主主義というのはどうなるのか、そういう大きな問題にもなります。そんな点もね、やはり明らかにしながら、これは大問題だということは、十分皆さんもご承知だと思います。今まで行革で本当に人員も賃金も減らされてきている中で、今回またこれだけの賃金、もうね、課長クラスは9カ月で50万近く減る。そういう本当に大きな金が減らされるわけですから、これについて、本当にね、みんな論議する必要あるということで、僕も一般質問しました。

そしたら、課長、田中総務課長が、これは確かに問題だと、いささか、こういう答弁されているんですね。地方固有財源を一方的に否定するのはいささか乱暴な話だと、乱暴だと。それから二つ目には、使途制限のない地方交付税は町にとっても重要な財源なんだから、それを一方的に削減するというのはいかなものかという答弁をされましたよね。そういうことで、本当に問題があると思うんです。

それで、基本的には労使の関係で決まれば、それが決定になってくると思うんですけれども、

その答弁の中のときは、労使の交渉がどういうふうになっていたかは説明されませんでした。実際には、どういう状況の中で、いつから始まってね、どういう状況の中でそういう苦渋の決断をされたのか、その辺のところを質問したいと思います。

総務係長（大井君） 労使との話し合い、組合との話し合いということですが、具体的に交渉に入りましたのは、6月の3日及び6月の10日の計2回を交渉の場として開催させていただきました。その前に事前ですが、交渉という形ではないんですが、水面下では労使といえますか、組合側サイドとも数回話し合いを行わせていただいております。以上です。

5番（塩入君） 今、何回か交渉されているという答弁がありました。最終的に妥結したわけですが、具体的にどんな内容で、もし答弁できる範囲で、具体的にこういうことで落ちついたと、結果的にはここに議案として出されているわけですが、その点についてはどうでしょうか。中身です。

総務係長（大井君） 最終的にはただいまのお話のとおり、妥結をいたしましたけれども、組合のほうとしては、甘んじて妥結するというようなお話、回答でございました。

内容につきましては、附帯事項が数点つきましたけれども、事前の協議をもう少し早目にしてくれとか、国のほうにもこういう削減の措置に対しては強く抗議をしてくれとか、そういうような附帯の内容がついております。

13番（大森君） おおよそのことはわかったんですが、塩入議員が一般質問されたときには、決まっていたということでもよろしいですか、この妥結されたというのは。11日が塩入議員の一般質問なんですが、これのときには決まっていたということですね。この辺の議論される中で、今後、こういう決まった内容について追加議案で出したというようなことも当然あると思うんですが、これは水面下で準備されたかと思うんですが、やはりその辺のいきさつについては、答弁の中では出す必要なかったのかという判断でおっしゃらなかったかと思うんですが、その辺のお考えはどんなようなんですか。

総務係長（大井君） こちら側の原案としては、従前から算定をしていたところではございます。ただ組合との交渉という中で、こちらの案を3日の日にお示しをして、その後、組合サイドといたしましても職場集会なり、職員との内容を伝達をさせていただいて、内容の精査をしていただく、合意を図る、意思統一を図るというような行程がありますので、11日の塩入議員さんのご質問のときには、交渉中であつたということになります。

13番（大森君） わかりました。これは、特に、ラスパイレス指数というのが、国も求めてそれに合わせてやるようにということになっているんですが、決算が出ていせんので、実際わかりませんが、試算とすれば一体どのぐらいの指数になるんでしょうか。

総務係長（大井君） 今回、減額に当たりまして算定したラスパイレス指数、通常ラスでありますけれども、24年度の坂城町の指数と24年度の国の指数ということで比較をして算定をし

でございます。24年度につきましては、坂城町が国の減額した後の数値を100とした場合、坂城町は101.5になります。その1.5分を100以下に、国の100以下にするという中で、今回の数値を算定いたしました。

議長（柳澤君） 議長を通して発言してください。

13番（大森君） 幾つになったか、答弁願います。

総務係長（大井君） 失礼しました。結果、99.99という数値になりました。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第3「発委第3号 年金2.5%の削減中止を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第4号 日本国憲法96条の改定に反対する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第5号 共通番号（マイナンバー）制度の導入中止を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6 閉会中の委員会継続審査申し出について

議長（柳澤君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（山村君） 平成25年第2回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月3日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。また、本議会は、昨年に引き続き議員の皆様の発案により、夏場の節電の一環として、一般質問の開始時間を午前8時半からとされました。議員各位には改めて敬意を表します。

さて、提案いたしました専決報告、人事案件、条例の制定、一般会計補正予算、さらに、追加日程でお願いいたしました条例の一部改正を含め、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜りました。ありがとうございます。

さて、6月1日に開会式を行いました第8回ばら祭りにつきましては、あさって16日、日曜日をもちまして16日間の開期に幕をおろします。

4月の霜と低温のため、開花がおくれ、来場者の出足も心配されたところですが、日を追うごとに増え、観光バスについては、昨年より1割程度多いという状況になっております。この週末の天候にもよりますが、最終的には4万人近くの来場者が見込まれるというところであります。あと2日間となりましたが、薔薇人の会の皆様には、ボランティアとして、日ごろから千曲川さかきバラ公園の管理や、ばら祭り実行委員会の中心として、ご苦労いただいておりますことに感謝申し上げます。

また、南条小学校建設事業につきましては、設計業者を長野市の株式会社エーシーエ設計と決定いたしました。次の段階として、8月から9月をめどに基本設計、その後、詳細設計に取り組み、子供たちが健やかに成長できる安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

また、生涯学習の推進について、多方面の方々にも参画いただくことが大切であるとの考えによりまして、図書館長を公募をさせていただきました。町内外から多くの申し込みをいただきましたので、今月末をめどに新館長について決定をし、活力ある図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

また、坂城町コトづくりイノベーション補助金につきましては、スマートコミュニティ関連の製品開発やねずみ大根マスコットキャラクターねずこんを活用した製品開発に対する補助申請など、3件の応募がありました。来週17日に、審査会を行い交付決定する予定であります。この補助金が契機となり、町内企業のさまざまな技術や知識を生かした新たな価値創造、新製品開発への展開が進むことを期待しております。

また、ワイナリー形成事業につきましては、後発の坂城町にとりましては、あらゆる機会が勉強とともに、情報の収集発信の場と位置づけ、長野県観光部、商工労働部、そして農政部が提唱する、信州ワインバレー構想推進協議会へ坂城町も参画を表明いたしました。一昨日の6月12日には設立総会が開催されたところであります。

明日6月15日には、県の主催による、ワインセミナーインながのが開催され、千曲川ワインバレーにまつわるワインの一つに坂城町からも巨峰スパークリングワインを出品、宣伝活動を行ってまいります。今後も引き続き、町の特産品の振興や新たな販路開拓に向けて宣伝活動

等に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

169系車両の利活用につきましては、町内外から多くの提案をお寄せいただいております。一般質問でご提案をいただいたものを含めまして、利活用検討委員会で検討をいただき、町の活性化につながる取り組みとなるよう進めてまいります。

また、葛尾山及び自在山25haの松くい虫防除の空中散布につきましては、南信地方で週末にヘリコプターによる空中散布の日程が組まれている自治体が、予定どおり実施されますと、来週18日、火曜日に実施をいたします。実施に当たりましては、6月号の広報や町ホームページにあります注意事項をご覧ください、自主的な防護を行うなど町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

また、7月から具体的な交渉が開始される段階となりましたTPP、環太平洋連携協定につきましては、7月1日、月曜日、午後1時半から役場講堂におきまして、長野県企画部職員を講師にお願いし、TPPに関する国の動き、TPP交渉に伴う関税撤廃した場合の長野県経済への影響等についての学習会を開催いたします。TPP参加によるメリットやデメリットなど、長野県が行った試算をもとに、お話いただくことになっておりますので、大勢の皆様方にご聴講いただきたいと思います。

また、あさって16日、日曜日には、町ポンプ操法大会が開催されます。地域を守る消防団が、有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、日ごろの訓練の成果を発表いたします。多くの皆さんの応援をまたお願いいたします。この大会の優勝分団とラップ分団は、6月30日、日曜日に千曲市で行われる、埴科ポンプ操法大会及びラップ吹奏大会に出場いたします。

さて、また坂城の夏を彩る町民まつり、第36回坂城どんどんが8月3日、土曜日に開催されます。横町のメインステージでは各種団体の発表会を行うとともに、横町通りを歩行者天国にし、小さなお子さんも楽しめるようなさまざまなイベントを計画しております。また、坂城駅前に先日設置されました、169系電車を活用してのイベントも計画してまいります。夜の部の踊り流しとともに、さまざまなイベントや催しを計画しておりますので、大勢の町民の皆さんのご参加をお願いいたします。

さて、これから暑さが増してまいります。議員各位におかれましても、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

議長（柳澤君） これにて平成25年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳 澤 澄

坂城町議会議員 入 日 時 子

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 塚 田 忠

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 坂城町の農業について イ. 坂城町農業の問題点は ロ. 人・農地プランについて 2. 不妊治療について イ. 町独自の助成制度を ロ. 町に相談窓口を	7 番 西 沢 悦 子	町 長 産業振興課長 福祉健康課長
2	1. ごみの減量化について イ. ごみ処理の状況は ロ. 減量化への対策は 2. 防災対策について イ. 災害時のための姉妹提携は ロ. 地域安心・安全メールの導入を	3 番 吉川まゆみ	町 長 住民環境課長
3	1. 南条小学校建設について イ. プロポーザルによる学校建設について 2. 南条保育園園庭について イ. 土砂流出の防止策は	8 番 山 崎 正 志	町 長 教 育 長 教育文化課長 子育て推進室長
4	1. 子宮頸ガンの実態は イ. ワクチン接種後の状況を問う ロ. 接種の中止を求める動きは ハ. ワクチンの接種の考え方は 2. 買物弱者の対策は イ. 坂城に店が少なくなったが ロ. 移動販売車の利用度は ハ. 坂城にお店はできないか 3. 坂城インター線騒音対策について イ. 騒音で苦情は ロ. 防音壁等は 4. 風疹患者過去最多の対策は イ. 坂城での風疹患者数は ロ. ワクチン接種の状況は ハ. 妊娠初期の対応は	4 番 窪 田 英 子	町 長 福祉健康課長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. TPP（環太平洋連携協定）について イ. メリット・デメリットは ロ. 町内の影響は 2. 森林整備について イ. 森林税について ロ. 森林・林業再生プラン ハ. 森林地域調査編入事業は ニ. 松くい虫対策について	2 番 塚田正平	町 長 産業振興課長
6	1. 職員体制の充実と健康について イ. 行革の影響をどう受けとめるか ロ. 不安定雇用をなくし正規職員の確保を ハ. 地方交付税の給与分減額について ニ. 職員意識改革等について ホ. 職員の健康実態は 2. TPP交渉参加に反対を イ. TPP交渉参加決定についてどう考えるか ロ. 町として今後どのようにとりくむか 3. 難聴児補聴器助成事業の実現を イ. 補聴器助成事業の早期実現を	5 番 塩入弘文	町 長 副 町 長 総 務 課 長 産業振興課長 福祉健康課長
7	1. 在宅介護について イ. 在宅サービスの利用状況と推移 ロ. 在宅介護支援 ハ. サービス付き高齢者向け住宅 ニ. 医療と介護の連携 2. 坂城更埴バイパスの建設に向けて イ. 進行状況は ロ. 関係機関との調整は ハ. 25年度の予定は	6 番 塩野入 猛	町 長 福祉健康課長 建 設 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 新幹線横坑利用について イ. 町の特産品（ホワイトアスパラ）「銀河の貴婦人」の生産拡大を 2. 太陽光発電利用を イ. 積極的な取組を	11番 塚田 忠	町 長 産業振興課長
9	1. アベノミクスによる町内経済への影響は イ. 3本の矢の功罪は ロ. 町内企業への影響は 2. 健やかな子どもの成長のために イ. 「地域主権改革」一括法の成立で保育行政はどう変わるのか ロ. 子育て支援策は ハ. 就学相談委員会の取り組みは 3. 169系電車の利活用は イ. 譲渡の経緯は ロ. 今後の利活用と賑わいの創出は	13番 大森茂彦	町 長 副 町 長 産業振興課長 子育て推進室長 教育文化課長 建設課長 まちづくり推進室長
10	1. 防災対策について イ. 自主防災会の実状は ロ. 今後町の対応は ハ. 中之条区にも防災庫を 2. 地産地消について イ. 味ロジックわくわくさかきの経過は ロ. 味ロジックわくわくさかきの今後は	10番 中嶋 登	町 長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. 特定健診について イ. 健診料について 2. 統合失調症の自立支援を イ. 就労支援の交通費補助を 3. 住みやすい町づくりのために イ. 169系車両の活用と駅周辺の活性化について ロ. デマンド交通導入を ハ. 校庭の砂じんについて	9 番 入 日 時 子	町 長 福祉健康課長 まちづくり 推進室長 建設課長 教育文化課長

年金 2. 5%の削減中止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

年金 2. 5%の削減中止を求める意見書

国会は、昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させた。

その中でもとりわけ年金 2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧される。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、当町でも厚生・国民年金は9,300人余が受給しており、2.5%削減により1億6,300万円が減額されると見込まれ、地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。

さらに、デフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが心配される。

高齢者の生活と地域経済を守るため、以下の点を強く要望する。

記

- 1 2013年10月からの年金 2.5%削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

日本国憲法 96 条の改定に反対する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 7 項及び坂城町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

(別紙)

日本国憲法 96 条の改定に反対する意見書

「この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定めた日本国憲法 96 条を改定し、各議院の「過半数の賛成」で発議できるようにしようという動きが強められている。

憲法は、ときの政治権力が平和、自由と民主主義、基本的人権を侵すことができないように国民主権の立場に立って権力を制御することに本質的役割がある。発議の要件を 3 分の 2 から「過半数」にすることは、立憲主義の制限につながる。日本国憲法 96 条の改定は、立憲主義と基本的人権尊重の立場がおびやかされることになりかねない。

よって、日本国憲法 96 条を改定しないことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明
参議院議長 平 田 健 二
内閣総理大臣 安 倍 晋 三
法 務 大 臣 谷 垣 禎 一
外 務 大 臣 岸 田 文 雄 殿
文部科学大臣 下 村 博 文
厚生労働大臣 田 村 憲 久
防 衛 大 臣 小野寺 五 典

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

共通番号（マイナンバー）制度の導入中止を求める
意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

共通番号（マイナンバー）制度の導入中止を求める意見書

国会は、本年5月24日に「共通番号（マイナンバー）制度」関連法を可決・成立させたが、国民への内容説明はほとんどされておらず、個人情報やプライバシーの保護について、実効性のある対策もなされていない。

国民一人ひとりに番号をふり、年金などの社会保障と納税を1つの個人番号で管理する本制度は、給付申請などの行政手続きが大幅に簡素化されると言うものの、個人情報の流出や第3者による悪用の恐れが指摘されている。実際に、同様の制度を既に導入している諸外国では、個人情報の流出、詐欺被害などが起こっている。また、個人情報の国家管理が強まることに対する反発も大きい。

さらに、サイバー攻撃等から完全に防御できるシステムを構築する費用は数兆円になると予想され、ランニングコストも毎年100億円単位で必要となると見込まれている。

個人情報やプライバシーの保護、費用対効果等の観点から、以下の点を強く要望する。

記

- 1 2016年1月からの共通番号（マイナンバー）制度導入を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明
参議院議長 平 田 健 二
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
総務大臣 新 藤 義 孝
厚生労働大臣 田 村 憲 久

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄